

カラス語ニ所謂老農老圃ニ如カスト即チ此理ニ同シ故ニ此類ノモノニ於テハ必ス官其教則ノ細目ニ干涉シテ取裁スルヲ要セサルナリ獨リ小學校ニ至テハ是レニ異ナリ其人ヤ學齡兒童ニシテ其學ヤ普通教育ナリ其性質既定マレリ其目的固ヨリ一ナリ其教則モ亦此性質ト此目的トニ合セサル可カラス若シ其私立ニ係ルノ故ヲ以テ此性質ニ協サルモ亦可ナリト謂ハンカ小學ノ名稱何ニ因リテカ定マラン況ンヤ其公立私立ノ別ナク小學ニ入ルトキハ則チ就學ノ責ヲ盡スモノト法律ノ之ヲ認ムルニ於テヤ故ニ今回ノ改正案ニ於テハ其小學ニ關スルノ條ハ公私ヲ問ハス律眼悉ク同一ノ看ヲ做セリ此理ヲ推シテ之ヲ察スルニ現行令ノ第二十二條第二十三條ノ區別タル干涉スヘキニ干涉セス而シテ干涉スヘカラサルニ干涉スルモノニシテ大ニ其倫次ヲ失フモノタルヲ灼知スヘキナリ其小學校ニアラサル諸種學校ノ教則細目ハ官之ヲ取裁スルヲ要セサルノ理ハ既ニ之ヲ明カセリ然ラハ則チ全ク之ヲ放置スヘキ乎曰ク否其設立ヲ認可スルト否トハ略一定ノ限界ナカル可カラス唯其學問ノ自由ヲ掣肘ス可カラサルノミ學校設置ノ目的講學ノ要領教員ノ履歷學校維持ノ方法ノ如キ皆官ノ知ラサル可カラサルモノナリ其廢止ニ於ルモ亦其理由ヲ知ルニアラサレハ認可スルト否トノ標準ヲ立ツルニ由ナシ是レ其要領ヲ定ムルノ規則ヲ要スル所以ナリ其小學ニ於ケル固ヨリ一定ノ主義ニ基ツクト雖トモ全國ノ廣キ都鄙ノ隔タル其細目ニ至リテハ固ヨリ取捨セサル可カラス是レ文部卿之レカ綱領ヲ定メ府知事縣令ヲシテ土地ノ情況ヲ量リ教則ヲ編成セシムル所以ナリ而シテ一地方中又之ヲ取捨セサル可カラサルニ於テハ更ニ斟酌増減シテ以テ其事情ニ應ルヲ得セシム但其範圍ヲ超脱シ普通教育ノ大旨ニ違ハサランカ爲メニ官ノ認可ヲ經テ之ヲ行フヲ得セシム是レ第二十二條第二十三條改正ノ要略ナリ

紙張(第二十六條) 公立學校ノ敷地ハ免稅タルヘシ

第三十三條 各府縣ハ小學校教員ヲ養成センカ爲ニ師範學校ヲ設置スヘシ

理由 現行令ノ本條ニ於ケル各府縣ニ於テハ便宜ニ隨テ公立師範學校ヲ設置スヘシトアリ既ニ便宜ト云フトキハ之ヲ設ケサルモ亦可ナルカ如シ夫レ小學ノ整否ハ教員ノ良否ニ關シ教員ノ良否ハ師範學校ノ整否ニ原セリ師範學校ノ小學ニ於ケルヤ必ス消長ヲ同クスル者ニシテ師範學校衰ヘテ小學校ノ獨リ盛ナルハ各國ノ實歴ニ徴シテ未タ之レアラサルナリ我國普通學ヲ督勵シテヨリ今ニ及ンテ各府縣師範學校ノ設ナキ者アラスト雖トモ其年ヲ歷ル尙ホ淺ク教員ニシテ師範學科ヲ卒業シタル者ハ全國ニ通シテ十中ノ一ニ過キス他ハ皆舊時ノ學ヲ講シテ教授ノ術ヲ知ラサル者ナリ且偏境僻地ニ至テハ實ニ良師ニ乏シキヲ以テ大抵僧侶修驗習字師ノ徒少シク字ヲ識リ書ヲ讀ム者ノ繩カニ其員ニ充ルノミ學事ノ振ハサル職トシテ其一原因タラスンハアラス故ニ今ヨリ以來師範生徒ノ教養ニハ最モ力ヲ致ササル可カラス而シテ小學ノ設ケ人民必爲ノ責タル以上ハ師範學校ノ設ケ亦豈苟モ便宜ニ任スヘキモノナランヤ是レ則チ便宜云云ノ句ヲ削ル所以ニシテ「小學教員ヲ養成センカ爲ニ」ノ句ヲ加フルハ其目的ヲ明示セントスルニアルナリ

第三十八條 小學校教員ハ官立公立師範學校ノ卒業證書ヲ有スルモノトス

但本文師範學校ノ卒業證書ヲ有セスト雖トモ府知事縣令ヨリ教員免許狀ヲ得タルモノハ其府縣ニ於テ教員タルモ妨ケナシ

理由 現行令ノ本條ニ於ケル單ニ師範學校云トアリテ其官公私ノ別ヲ言ハス是レ構成不備ノ私立師範學校ヲ起シ簡易ノ學科ヲ教授シテ卒業證書ヲ與ヘ之ヲ受ルノ人ヲシテ教員タルコトヲ得セシメントス或ハ曰ン私立ト雖トモ其整備スル者ニ於テハ亦可ナラスヤト然リト雖トモ是レ實際上必ス無キノ事ナリ師範學校ノ性質タル之

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



ヲ教ユル者因テ利益ヲ占ムルノ餘地ナシ公共ノ負擔スル所トナリテ初メテ維持スルヲ得ル者トス故ニ私立ニ係ルモノハ必ス其費用ヲ減省シテ其構成不備タラサルコトヲ得ス是レ私立師範學校ノ望ヲ屬ス可カラサル所以ニシテ既ニ已ニ不備ナルコトヲ豫知スレハ豈之ヲ以テ官公立ト同一視スルヲ得ヘケンヤ故ニ今回ノ改正案ニ於テハ官立公立ノ四字ヲ加ヘタリ且現行令ノ但書タル「教員ニ相應セル學力アル」云トアリ然ルニ其相應セルト判定スルハ果シテ誰ノ職タルコトヲ詳ニセス故ニ之ヲ改正シテ其義ヲ明ニセリ

削除案

第二十八條 公立小學校ヲ補助センカ爲ニ文部卿ヨリ毎年補助金ヲ各府縣ニ配付スヘシ

第二十九條 府知事縣令ハ文部卿ヨリ領取セシ補助金ヲ各公立小學校ニ配付スヘシ

第三十條 前年中授業四箇月ニ滿タサリシ小學校ニハ補助金ヲ配付セサルヘシ

第三十一條 私立小學校タリト雖モ府知事縣令ニ於テ其町村人民ノ公益タルコトヲ認ムルトキハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十二條 教員巡回ノ方法ヲ以テ教授セシムルコト一箇年四箇月以上ニ至ルノ町村ニハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十六條 公立師範學校ノ整備ヲ要センカ爲ニ文部卿ヨリ補助金ヲ各府縣ニ配付スルコトアルヘシ

理由 文部省ニ於テ普通教育ヲ獎勵センカ爲メ是レマテ年年定額ノ中ニ就キテ各地方ニ補助金ヲ配付セリ而シテ其額年年同一ナラス其始メ方リテ七十萬圓ヲ出セシコトアリト雖モ本省ノ定額減少セルニ隨ヒテ漸ク其數ヲ殺キ十四年度ニ至リテハ定額更ニ減スルヲ以テ既ニ補助金ヲ出スノ餘裕アルコトナシ蓋シ補助金ノ配付タル

普通教育ヲ必課スルノ制度ニ於テハ相伴ヒテ必ス無カル可カラサルモノトス何ントナレハ土地肥瘦ト人民ノ貧富トヲ問ハス兒童ノ就學學校ノ設立ヲ督促スル以上ハ政府モ亦其幾分ヲ支出シテ以テ其力ヲ助ケ其志ヲ勵マササル可カラサレハナリ而シテ此補助金タル出ス所ヨリシテ之ヲ見レハ巨額ナリト雖トモ各地方ノ學校ニ配付スルニ及ヒテハ一校ノ得ル所僅ニ五六圓ニ過キス然ラハ則チ之ヲ存ルト廢スルト實際ニ於テ全ク影響ナキカ曰ク否夫レ教育令ノ發行アリテヨリ政府ハ教育ヲ督促セスシテ人民ノ自爲ニ放任セリト誤解セルモノ鮮カラス即チ今回ノ改正タル大ニ此趨勢ヲ挽回センカ爲メ一層督促ヲ嚴ニセルカ故ニ當從來ノ補助金ヲ廢ス可カラサルノミナラス更ニ幾分ヲ増加シテ以テ此精神ヲ助ケサルヲ得サル者ノ如シ然リト雖トモ從來ノ配付ハ實際ニ益スルノ力甚タ乏キヲ以テ更ニ此金額ヲ轉用シ獎勵ノ方法ヲ變更セサル可カラス然ルニ事之ニ反シ一方ニ於テハ督促ヲ嚴ニシ一方ニ於テハ單ニ補助金ヲ廢ス故ニ今回改正案ヲ行ハント欲スルニ方リ此一事ニ至リテハ實ニ遺憾ナキ能ハサルナリ然リト雖トモ既ニ之カ餘裕アル無レハ則チ之ヲ廢セサルヲ得ス故ニ是等數條ノ刪除ハ固ヨリ其望ム所ニアラス則チ已ムヲ得サルニ出ツルノミ但別ニ督勵法ノ考案アリト雖トモ事施政ノ務メニ屬シ是等數條刪除ノ理由ニ關セサルヲ以テ敢テ此ニ贅セス

追加案

第四十八條 町村立學校ノ教員ハ學務委員ノ申請ニ因リ府知事縣令之ヲ任免スヘシ

第四十九條 町村立小學校教員ノ俸額ハ府知事縣令之ヲ規定シテ文部卿ニ開申スヘシ

第五十條 品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス

理由 教育ノ目的ヲ達スルト否トハ實ニ教員其人ヲ得ルト否トニ係リ教員其人ヲ得ルト否トハ其待遇ノ厚キト第三章 明治十九年諸學校令整理に至るまで



否トニ由ル學制ノ精神弛緩シテヨリ人民漸ク教育ヲ輕視シ教員ノ學業居心如何ヲ問ハス唯給料ノ寡キト其人ト爲リノ制シ易キトヲ是レ視ルノミ夫レ重賞ノ下ニ能者出テ功名ノ門ニ材者集マル今ヤ教員タル者ノ利益ナク又勢位ナシ此ノ如クニシテ材能ノ士ヲ得テ教員タラシメントスルハ尙ホ木ニ縁テ魚ヲ求ルカ如キナリ故ニ有爲ノ人ハ教員トナルヲ屑トセス其一時教員ト爲ル者モ胸中自ラ平カナル能ハス幾許ナラスシテ去テ他ニ之ク其循循トシテ職ヲ守ル者ハ人看テ事ニ勝ヘサルモノ、如ク是ニ於テカ教員ノ位地日ニ低下ニ趣キ學事漸ク荒ミ學校ノ信用日ニ衰フ其弊亦極マルト謂フヘキナリ是レ此等ノ三條ヲ追加スル所以ニシテ其府知事縣令ヲシテ此ヲ任免セシムルハ其職ヲ重スルニ在テ其俸額ヲ規定セシムルハ妄ニ其給料ヲ減少セサラシムルナリ而シテ教員ノ職任重ク給料モ亦其職ニ應スル以上ハ隨テ之ヲ責ルモ亦嚴ナラサル可カラス是レ品行正シカラサルモノヲシテ教員ノ名ヲ冒カサシムルハ法律ニ於テ禁スルヲ明示スル所以ナリ

第五十一條 各府縣ハ土地ノ情況ニ隨ヒ中學校ヲ設置シ又專門學校職工學校等ヲ設置スヘシ

理由 各府縣大抵中學校等ノ設ケアラサルハナシ而シテ府縣會起リテヨリ往往之ヲ無用視シ動モスレハ廢止セントスルニ傾クノ勢アリ公平ノ眼光ヲ放ツテ之ヲ觀ルニ地方ノ中學校等現時悉ク整備シテ又議スヘキモノナシト謂フヘカラスト雖トモ之ヲ改良スルコトヲ勉メス中道ニシテ廢止スルハ特ニ學事ノ退歩ヲ促スノミナラス其土地人民ノ損失モ亦細ナラスト謂フヘシ蓋シ各地方ニ於テ學齡兒童普通學科ヲ卒業スルノ後更ニ高等ノ學科ヲ修メント欲スル者アルモ若シ此等學校ノ設置アラサルトキハ更ニ進ンテ高上ノ學ニ就クノ道ナク已ムヲ得ス遠ク笈ヲ負フテ都下ニテ遊ントスレハ舊地ニ在テ學フニ比スルニ其費耗スル所ハ往往之ニ倍セントスヤ況ンヤ既ニ設立スル學校ニシテ俄然トシテ之ヲ廢止スレハ曩ニ注入セル所ノ資本ハ一朝徒費ニ歸シテ止マントスルニ於

テヲヤ是今回本條ヲ設ケテ豫メ其損害ヲ未然ニ杜カント欲スル所以ナリ然リト雖トモ今日ニ當リ其未タ中學校ノ設ケナキ地方ニ向テ強ヒテ之ヲ課セサル可カラサルモノトスルニハアラス是レ即チ「土地ノ情況ニ隨ヒ」云云ト注意ノ言アル所以ナリ

內務部議案 明治十三年十二月九日

別紙文部省上申教育令改正ノ儀ハ上申ノ通御裁可相成可然候尤モ現行教育令第二十六條ニ「公立學校ノ土地ハ免稅タルヘシ」トアリ學校ニ屬スルノ土地ハ皆ナ免稅タルモノノ如ク其免稅スヘキ土地ノ區分明瞭ナラス候間之ヲ敷地ト改候方可然且同省上申ノ體裁ニヨルトキハ新舊雜官民ノ不便少ナカラス因テ各條ヲ整理シ別紙ノ通告相成可然哉仰高裁候也

(別 紙)

布告案

第 號

明治十二年九月第四十號布告教育令左ノ通改正候條此旨布告候事

明治十三年 月 日

第一條 全國ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統攝ス故ニ學校幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二條 學校ハ小學校中學校大學校師範學校專門學校職工學校其他各種ノ學校トス

第三條 小學校ハ普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所ニシテ其學科ヲ讀書習字算術地理歴史修身等ノ初步トス土地ノ情況

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



ニ隨ヒテ器畫唱歌體操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ爲ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ  
但已ムヲ得サル場合ニ於テハ讀書習字算術地理歴史修身ノ中地理歴史ヲ減スルコトヲ得

第四條 中學校ハ高等ナル普通學科ヲ授クル所トス

第五條 大學校ハ法學理學醫學文學等ノ專門諸科ヲ授クル所トス

第六條 師範學校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七條 專門學校ハ專門一科ノ學術ヲ授クル所トス

第八條 職工學校ハ諸般ノ工藝ヲ授クル所トス

以上數條掲クル所何ノ學校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ得ヘシ

第九條 各町村ハ府知事縣令ノ指示ニ從ヒ獨立或ハ聯合シテ其學齡兒童ヲ教育スルニ足ルヘキ一箇若クハ數箇ノ小學校ヲ設置スヘシ

但本文小學校ニ代ルヘキ私立小學校アリテ府知事縣令ノ認可ヲ經タルトキハ別ニ設置セサルモ妨ケナシ

第十條 各町村ハ學務ヲ幹理セシメンカ爲ニ小學校ヲ設置スル獨立或ハ聯合ノ區域ニ學務委員ヲ置キ戶長ヲ以テ其員ニ加フヘシ

但人員ノ多寡給料ノ有無及其額ハ區町村會之ヲ評決シ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第十一條 學務委員ハ町村人民其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦舉シ府知事縣令其中ニ就テ之ヲ選任スヘシ

但薦舉ノ規則ハ府知事縣令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第十二條 學務委員ハ府知事縣令ノ監督ニ屬シ兒童ノ就學學校ノ設置保護等ノ事ヲ掌ルヘシ

第十三條 凡兒童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

第十四條 學齡兒童ヲ就學セシムルハ父母後見人等ノ責任タルヘシ

第十五條 父母後見人等ハ其學齡兒童ノ小學科三箇年ノ課程ヲ卒ラサル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少クトモ毎年十六週日以上就學セシメサルヘカラス又小學科三箇年ノ課程ヲ卒リタル後ト雖モ相當ノ理由アルニアラサレハ毎年就學セシメサルヘカラス

但就學督責ノ規則ハ府知事縣令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第十六條 小學校ノ學期ハ三箇年以上八箇年以下タルヘク授業日數ハ毎年三十二週日以上タルヘシ

但授業時間ハ一日三時ヨリ少カラス六時ヨリ多カラサルモノトス

第十七條 學齡兒童ヲ學校ニ入レス又巡回授業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ授ケントスルモノハ郡區長ノ認可ヲ經ヘシ

但郡區長ハ兒童ノ學業ヲ其町村ノ小學校ニ於テ試験セシムヘシ

第十八條 小學校ヲ設置スルノ資力ニ乏シクシテ巡回授業ノ方法ヲ設ケ普通教育ヲ兒童ニ授ケントスル町村ハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第十九條 學校ニ公立私立ノ別アリ地方稅若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立學校トシ一人若クハ數人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立學校トス

第二十條 公立學校幼稚園書籍館等ノ設置廢止其府縣立ニ係ルモノハ文部卿ノ認可ヲ經ヘク其町村立ニ係ルモノハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



第二十一條 私立學校幼稚園書籍館ノ設置ハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘク其廢止ハ府知事縣令ニ開申スヘシ  
但公立小學校ニ代用スル私立小學校ノ廢止ハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第二十二條 町村立私立學校幼稚園書籍館等設置廢止ノ規則ハ府知事縣令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第二十三條 小學校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事縣令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認可ヲ經テ管内ニ施行スヘシ

但府知事縣令施行スル所ノ教則ニ準據シ難キ場合アリテ之ヲ斟酌増減セントシ府知事縣令之ヲ許可セントスルトキハ其意見ヲ付シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第二十四條 公立學校ノ費用府縣會ノ議定ニ係レルモノハ地方稅ヨリ支辨シ町村人民ノ協議ニ係レルモノハ町村費ヨリ支辨スヘシ

第二十五條 町村費ヲ以テ設置保護スル學校ニ於テ補助ヲ地方稅ニ要スルトキハ府縣會ノ議定ヲ經テ之ヲ施行スルコトヲ得ヘシ

第二十六條 公立學校ノ敷地ハ免稅タルヘシ

第二十七條 凡學事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ用途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

第二十八條 公立小學校ヲ補助センカ爲ニ文部卿ヨリ毎年補助金ヲ各府縣ニ配付スヘシ

第二十九條 府知事縣令ハ文部卿ヨリ領取セシ補助金ヲ各公立小學校ニ配付スヘシ

第三十條 前年中授業四箇月ニ滿タサリシ小學校ニハ補助金ヲ配付セサルヘシ

第三十一條 私立小學校タリト雖モ府知事縣令ニ於テ其町村人民ノ公益タルコトヲ認ムルトキハ補助金ヲ配付

スルコトヲ得ヘシ

第三十二條 教員巡回ノ方法ヲ以テ教授セシムルコト一箇年四箇月以上ニ至ルノ町村ニハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十三條 各府縣ハ小學校教員ヲ養成センカ爲ニ師範學校ヲ設置スヘシ

第三十四條 公立師範學校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試験ノ後卒業證書ヲ與フヘシ

第三十五條 公立師範學校ハ本校ニ入學セサルモノト雖モ卒業證書ヲ請フモノアラハ其學業ヲ試験シ合格ノモノニハ卒業證書ヲ與フヘシ

第三十六條 公立師範學校ノ整備ヲ要センカ爲ニ文部卿ヨリ補助金ヲ各府縣ニ配付スルコトアルヘシ

第三十七條 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ

第三十八條 小學校教員ハ官立公立師範學校ノ卒業證書ヲ有スルモノトス

但本文師範學校ノ卒業證書ヲ有セスト雖モ府知事縣令ヨリ教員免許狀ヲ得タルモノハ其府縣ニ於テ教員タルモ妨ケナシ

第三十九條 文部卿ハ時々吏員ヲ府縣ニ發遣シ學事ノ實況ヲ巡視セシムヘシ

第四十條 公立學校ニ於テハ文部卿ヨリ發遣セル吏員ノ巡視ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十一條 府知事縣令ハ管内學事ノ實狀ヲ記載シテ毎年文部卿ニ申報スヘシ

第四十二條 凡學校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス

但小學校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



- 第四十三條 凡學校ニ於テ授業料ヲ收ムルト收メサルトハ其便宜ニ任スヘシ
- 第四十四條 凡兒童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歴タルモノニ非サレハ入學スルコトヲ得ス
- 第四十五條 傳染病ニ罹ルモノハ學校ニ出入スルコトヲ得ス
- 第四十六條 凡學校ニ於テハ生徒ニ體罰（或ハ鞭）ヲ加フヘカラス
- 第四十七條 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等其學校ニ來觀スルコトヲ得ヘシ
- 第四十八條 町村立學校ノ教員ハ學務委員ノ申請ニ因リ府知事縣令之ヲ任免スヘシ
- 第四十九條 町村立小學校教員ノ俸額ハ府知事縣令之ヲ規定シテ文部卿ニ開申スヘシ
- 第五十條 品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス

第五十一條 各府縣ハ土地ノ情況ニ隨ヒ中學校ヲ設置シ又專門學校職工學校等ヲ設置スヘシ

元老院へ達 明治十三年十二月十八日

教育令改正布告案

右其院議定ニ被附候事

文部權大書記官 島 田 三 郎

文部少書記官 久 保 田 讓

右教育令改正布告案議定ノ節内閣委員トシテ被差遣候條此旨相達候事

島田三郎久保田讓ヨリ内閣書記官へ照會 明治十三年十二月十八日

過日文部卿ヨリ上奏相成候教育令改正案御裁定ノ上本日元老院議定ニ被附候由就テハ内閣ニ於テ御取捨相成候廉等有之候ハハ其箇所爲心得御回示置相成候様致度此段及御依頼候也

内閣書記官回答 明治十三年十二月二十日

今般元老院ノ議定ニ付セラレ候教育令改正案ノ儀ニ付御照會ノ趣致承知候右ハ都テ文部卿稟申ノ通御裁定相成候儀ニ有之候尤現行第二十六條「公立學校ノ土地ハ免稅タルヘシ」ト有之學校ニ屬スルノ土地ハ都テ免稅タルモノノ如ク相見區分明瞭ナラス候間「公立學校ノ敷地ハ免稅タルヘシ」ト改メ併セテ議定ニ被付候此旨及御答候也

追テ御省稟申ノ體裁ニテ布告相成候テハ官民ノ不便不少ニ付別紙ノ體裁ニ被改現行据置ノ各條ヲモ差加ヘ順次整理シ議定ニ被付候得共今般議定可相成候條ハ都テ改正ノ各條ニ限り候儀ト御心得可有之此旨申添候也

明治十二年九月第四十號布告教育令左ノ通改正候條此旨布告候事

- 第一條 〳〳〳〳〳
- 第二條 〳〳〳〳〳
- 第三條 〳〳〳〳〳

元老院上申 明治十三年十二月二十四日

本月十八日議定ニ被附候教育令改正布告案昨二十三日會議ニ於テ修正ヲ加フヘキニ決シ別冊修正案勅裁ヲ仰キ候爲メ御上奏有之度候右ハ修正セシ所以ノ理由ヲ具シテ上奏可致答ニ候得共至急ヲ要スルノ際時日ヲ費サンコトヲ恐レ豫テ内閣委員（文部權大書記官島田三郎 文部少書記官久保田讓）ヘ致照會置候ニ付御質問ノ廉モ候ハハ同委員ヘ御打合有之度此段副テ申進候也

同院上奏 明治十三年十二月二十四日



本月十八日下付セラレシ所ノ教育令改正布告案昨二十三日會議ニ於テ別冊ノ如ク修正ヲ加フヘキニ決ス因テ其修正ノ條項ヲ藍書シテ謹テ之ヲ上奏ス

(別冊) 修正ナキ條  
ハ之ヲ省ク

第二條 學校ハ小學校中學校大學校師範學校專門學校(農學校商業學校)職工學校其他各種ノ學校トス( )ハ藍書  
第八條 [職工學校ハ諸般ノ工藝ヲ授クル所トス]

(農學校ハ農耕ノ學業ヲ授クル所トス

商業學校ハ商賣ノ學業ヲ授クル所トス

職工學校ハ百工ノ職藝ヲ授クル所トス)( )ハ藍書

以上數條掲クル所何ノ學校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ得ヘシ

第三十七條 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ

(但品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス)( )ハ藍書

第四十九條 町村立小學校教員ノ俸額ハ府知事縣令之ヲ規定シテ文部卿(ニ開申ス)(ノ認可ヲ經)ヘシ( )ハ藍書

[第五十條 品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス]

第五十一條 各府縣ハ土地ノ情況ニ隨ヒ中學校ヲ設置シ又專門學校(農學校商業學校)職工學校等ヲ設置スヘシ

( )ハ藍書

内務部議案 明治十三年十二月二十四日

別紙文部省上申教育令改正布告案本月十八日元老院ノ議定ニ付セラレ候處別紙ノ通修正ノ上議決ノ趣上申相成則チ

審案候處穩當ノ修正ニシテ不都合ノ廉無之相考候間御裁可相成可然哉仰高裁候也

元老院へ達 明治十三年十二月二十八日

本月二十四日其院議定上奏相成候教育令改正案第三條中讀書習字算術地理歴史修身云云ヲ讀書習字算術地理歴史云云ニ改メ別紙ノ通便宜布告ノ後其院檢視ニ被付候事

同院上申 明治十四年一月二十四日

去ル十三年十二月二十八日下付有之候教育令改正案第三條中改正ノ儀布告今二十四日檢視ヲ經過シ本案致奉還候條御上奏有之度候也

同院上奏 明治十四年一月二十四日

去ル十三年十二月二十八日本院ノ檢視ニ付セラレシ所ノ教育令改正案第三條中改正ノ儀布告今二十四日檢視ヲ經過ス仍テ本案ヲ奉還シテ謹テ之ヲ上奏ス

明治十三年十二月二十八日太政官布告第五十九號改正教育令の正文は左の通である。

明治十二年九月第四十號布告教育令左ノ通改正候條此旨布告候事

第一條 全國ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統攝ス故ニ學校幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二條 學校ハ小學校中學校大學校師範學校專門學校農學校商業學校職工學校其他各種ノ學校トス

第三條 小學校ハ普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所ニシテ其學科ヲ修身讀書習字算術地理歴史等ノ初歩トス土地ノ情況

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



ニ隨ヒテ器畫唱歌體操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ爲ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ  
但已ムヲ得サル場合ニ於テハ修身讀書習字算術地理歴史ノ中地理歴史ヲ減スルコトヲ得

第四條 中學校ハ高等ナル普通學科ヲ授クル所トス

第五條 大學校ハ法學理學醫學文學等ノ專門諸科ヲ授クル所トス

第六條 師範學校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七條 專門學校ハ專門一科ノ學術ヲ授クル所トス

第八條

農學校ハ農耕ノ學業ヲ授クル所トス  
商業學校ハ商賣ノ學業ヲ授クル所トス  
職工學校ハ百工ノ職藝ヲ授クル所トス

以上數條掲クル所何ノ學校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ得ヘシ

第九條 各町村ハ府知事縣令ノ指示ニ從ヒ獨立或ハ聯合シテ其學齡兒童ヲ教育スルニ足ルヘキ一箇若クハ數箇ノ小學校ヲ設置スヘシ

但本文小學校ニ代ルヘキ私立小學校アリテ府知事縣令ノ認可ヲ經タルトキハ別ニ設置セサルモ妨ケナシ

第十條 各町村ハ學務ヲ幹理セシメンカ爲ニ小學校ヲ設置スル獨立或ハ聯合ノ區域ニ學務委員ヲ置キ戸長ヲ以テ其員ニ加フヘシ

但人員ノ多寡給料ノ有無及其額ハ區町村會之ヲ評決シ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第十一條 學務委員ハ町村人民其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦舉シ府知事縣令其中ニ就テ之ヲ選任スヘシ  
但薦舉ノ規則ハ府知事縣令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第十二條 學務委員ハ府知事縣令ノ監督ニ屬シ兒童ノ就學學校ノ設置保護等ノ事ヲ掌ルヘシ

第十三條 凡兒童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

第十四條 學齡兒童ヲ就學セシムルハ父母後見人等ノ責任タルヘシ

第十五條 父母後見人等ハ其學齡兒童ノ小學科三箇年ノ課程ヲ卒ラサル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少ク  
トモ毎年十六週日以上就學セシメサルヘカラス又小學科三箇年ノ課程ヲ卒リタル後ト雖モ相當ノ理由アルニアラ  
サレハ毎年就學セシメサルヘカラス

但就學督責ノ規則ハ府知事縣令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第十六條 小學校ノ學期ハ三箇年以上八箇年以下タルヘク授業日數ハ毎年三十二週日以上タルヘシ

但授業時間ハ一日三時ヨリ少カラス六時ヨリ多カラサルモノトス

第十七條 學齡兒童ヲ學校ニ入レス又巡回授業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ授ケントスルモノハ郡區長ノ認可ヲ經  
ヘシ

但郡區長ハ兒童ノ學業ヲ其町村ノ小學校ニ於テ試験セシムヘシ

第十八條 小學校ヲ設置スルノ資力ニ乏シクシテ巡回授業ノ方法ヲ設ケ普通教育ヲ兒童ニ授ケントスル町村ハ府知  
事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第十九條 學校ニ公立私立ノ別アリ地方稅若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立學校トシ一人若クハ數人ノ  
私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立學校トス

第二十條 公立學校幼稚園書籍館等ノ設置廢止其府縣立ニ係ルモノハ文部卿ノ認可ヲ經ヘク其町村立ニ係ルモノハ

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第二十一條 私立學校幼稚園書籍館等ノ設置ハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘク其廢止ハ府知事縣令ニ開申スヘシ

但公立小學校ニ代用スル私立小學校ノ廢止ハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第二十二條 町村立私立學校幼稚園書籍館等設置廢止ノ規則ハ府知事縣令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第二十三條 小學校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事縣令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認

可ヲ經テ管内ニ施行スヘシ

但府知事縣令施行スル所ノ教則ニ準據シ難キ場合アリテ之ヲ斟酌増減セントシ府知事縣令之ヲ許可セントスル

トキハ其意見ヲ附シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第二十四條 公立學校ノ費用府縣會ノ議定ニ係レルモノハ地方稅ヨリ支辨シ町村人民ノ協議ニ係レルモノハ町村費

ヨリ支辨スヘシ

第二十五條 町村費ヲ以テ設置保護スル學校ニ於テ補助ヲ地方稅ニ要スルトキハ府縣會ノ議定ヲ經テ之ヲ施行スル

コトヲ得ヘシ

第二十六條 公立學校ノ敷地ハ免稅タルヘシ

第二十七條 凡學事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

第二十八條 削除

第二十九條 削除

第三十條 削除

第三十一條 削除

第三十二條 削除

第三十三條 各府縣ハ小學校教員ヲ養成センカ爲ニ師範學校ヲ設置スヘシ

第三十四條 公立師範學校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試驗ノ後卒業證書ヲ與フヘシ

第三十五條 公立師範學校ハ本校ニ入學セサルモノト雖モ卒業證書ヲ請フモノアラハ其學業ヲ試驗シ合格ノモノニ

ハ卒業證書ヲ與フヘシ

第三十六條 削除

第三十七條 教員ハ男女ノ別ナク年齡十八年以上タルヘシ

但品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス

第三十八條 小學校教員ハ官立公立師範學校ノ卒業證書ヲ有スルモノトス

但本文師範學校ノ卒業證書ヲ有セスト雖モ府知事縣令ヨリ教員免許狀ヲ得タルモノハ其府縣ニ於テ教員タルモ

妨ケナシ

第三十九條 文部卿ハ時時吏員ヲ府縣ニ發遣シ學事ノ實況ヲ巡視セシムヘシ

第四十條 公私學校ニ於テハ文部卿ヨリ發遣セル吏員ノ巡視ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十一條 府知事縣令ハ管内學事ノ實狀ヲ記載シテ每年文部卿ニ申報スヘシ

第四十二條 凡學校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス

但小學校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



- 第四十三條 凡學校ニ於テ授業料ヲ收ムルト收メサルトハ其便宜ニ任スヘシ
- 第四十四條 凡兒童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歴タルモノニアラサレハ入學スルコトヲ得ス
- 第四十五條 傳染病ニ罹ルモノハ學校ニ出入スルコトヲ得ス
- 第四十六條 凡學校ニ於テハ生徒ニ體罰殿チ或ハ縛スルノ類ヲ加フヘカラス
- 第四十七條 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等其學校ニ來觀スルコトヲ得ヘシ
- 第四十八條 町村立學校ノ教員ハ學務委員ノ申請ニ因リ府知事縣令之ヲ任免スヘシ
- 第四十九條 町村立小學校教員ノ俸額ハ府知事縣令之ヲ規定シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ
- 第五十條 各府縣ハ土地ノ情況ニ隨ヒ中學校ヲ設置シ又專門學校農學校商業學校職工學校等ヲ設置スヘシ

改正教育令の趣旨は明治十二年の教育令の餘りに自由放任的な所を引締めるといふことに在つた。故に(一)兒童保護者は其の學齡兒童の小學科三箇年の課程を卒らざる間は已むを得ざる事故ある場合の外は少くとも毎年十六週日以上就學せしむる義務あり、又小學科三箇年の課程を卒りたる後と雖も相當の理由ある場合の外は毎年就學せしむる義務ありとした。而して就學督責の規則は府知事縣令之を起草して文部卿の認可を經べしとした。(二)學齡兒童を學校に入れず又巡回授業に依らずして別に普通教育を授けんとする者は郡區長の認可を經べく、郡區長は兒童の學業を其町村の小學校に於て試験せしむべしとした。(三)小學校の學期は三箇年以上八箇年以下たるべく授業日數は毎年三十二週日以上とし、授業時數は一日三時より少からず六時より多からざるものとした。(四)明治十二年の教育令では單に各地方に於ては毎町村或は數町村聯合して公立小學校を設置すべしと規定したのを改め各町村は府知事縣令の指示に従ひ獨立或は聯合して其學齡兒童を教育するに足るべき一箇若は數箇の小學校を設置すべしとした。又小學校を設置するの資力に乏し

くして巡回授業の方法を設け普通教育を兒童に授けんとする町村は府知事縣令の認可を經べしとした。(五)從來唯公立小學校の教則は文部卿の認可を經べきものとし私立學校の教則に關しては何等の規定もなかつたのを改め小學校の教則は文部卿より配布する綱領に基き府知事縣令に於て土地の情況を量りて之を編制し管内に施行すべく、又府知事縣令が定めた教則に準據し難い場合があつて之を斟酌増減せんとし、府知事縣令之を許可せんとするときは其意見を附して文部卿の認可を經べしとした。(六)從來私立學校の設置は單に開申に止めたのを改め、私立學校、幼稚園、書籍館等の設置は府知事縣令の認可を要するものとした。(七)從來町村立學校の教員は町村に於て之を任免したのを改め學務委員の申請に依り府知事縣令之を任免すべしとし、又町村立小學校教員の俸給は府知事縣令之を規定して文部卿の認可を經べしとした。(八)各府縣は小學校教員を養成せんが爲に師範學校を設置すべきものとした。(九)各府縣は土地の情況に従ひ中學校を設置し又專門學校農學校商業學校職工學校を設置すべきものとした。(十)小學校の學科目に關して從來修身科は學科目中の最下位に置かれたのを改め之を首位に置くこととした。(十一)小學校教員は官立公立師範學校の卒業證書を有すべきものとした。最後の(十一)の事項に關しては前掲の如く文部省から改正教育令の原案を太政官に出す際に左の如く其理由を説明して居る。

現行令ノ本條ニ於ケル單ニ師範學校云トアリテ其官公私ノ別ヲ言ハス是レ構成不備ノ私立師範學校ヲ起シ簡易ノ學科ヲ教授シテ卒業證書ヲ與ヘ之ヲ受ルノ人ヲシテ教員タルコトヲ得セシメントス或ハ曰ン私立ト雖トモ其整備スル者ニ於テハ亦可ナラスヤト然リト雖トモ是レ實際上必ス無キノ事ナリ師範學校ノ性質タル之ヲ教ユル者因テ利益ヲ占ムルノ餘地ナン公共ノ負擔スル所トナリテ初メテ維持スルヲ得ル者トス故ニ私立ニ係ルモノハ必ス其費用ヲ減省シテ其構成不備タラサルコトヲ得ス是レ私立師範學校ノ望ヲ屬ス可カラサル所以ニシテ既ニ已ニ不備ナルコトヲ



豫知スレハ豈之ヲ以テ官公立ト同一視スルヲ得ヘケンヤ故ニ今回ノ改正案ニ於テハ官公立ノ四字ヲ加ヘタリ云々  
改正教育令に於ても私立師範學校を禁止しては居ないが、其卒業生に當然小學校教員の資格を認めないとすれば、何人も事實私立師範學校を設立するものはない筈である。此の如くにして今日に至るまで文部省で厳守して居る私立師範學校を認めざるの主義は既に此時から其萌芽を發して居るのである。

其他教育令の第二十八條乃至第三十二條及第三十六條を削除したのは從來小學費並に公立師範學校の經費の爲に各府縣に配付して居た補助金を廢止する前提として之に關する規定を廢止する意味であつた。(此補助金は翌明治十四年に至て廢止された。)

## 國民教育獎勵會編纂教育五十年史所載衆議院議員島田三郎「改正教育令の發布」

私は明治十二年末から十四年にかけて、文部卿河野敏鎌君の下に、書記官を勤めたので、學政に關しては極めて短い經驗しか持たないが、折角の御求めであるから、在職中與つかつた仕事に就て一つ二つ御話致しませう。

明治四年卿の位地を攝行して居た文部大輔江藤新平君が左院の議官となり、大木喬任君が文部卿となつた、其翌年八月學制を全國に頒布し、初めて帝國教育制度の基礎をつくつた。此學則頒布の少し前に太政官から文部省に達せられた『被仰出書』を見ると、其一節に『自今以後一般の人民(華士族卒農工商及婦女子)必ず邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめんことを期す、高上の學に至ては其人の材能に任かすといへども、幼童の子弟は男女の別なく小學に従事せしめざるものは、其父兄の越度たるべき事』とあつて、義務教育の精神が分明に發表されて居る。當時の人民は久く階級制度の中に成長したので、學問は士族以上の男子の専有となり、農工商及婦人は之に與つからぬ習慣であつたから、此新しい制度を實施するに就ては、官吏が率先して積極的に勸學の業に盡力せねばならな

かつた。其處で文部省は各地方官に命令を嚴達して、所謂邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしむべしとの御趣旨の貫徹に努めた。然るに此學制は佛國の劃一主義の教育制度に倣つたもので、全國津々浦々の寺小屋を廢してペンキ塗りの學校々舎となし、從來の讀書習字を一變して泰西文明の教科に改めやうといふのであるから、政府の方針は頗る文明的急進の遺方であつたが、人民の方は之に慣れず、學校に入て椅子に腰を掛けるを異風とするといふ譯で、學校教育の普及には頗る勞苦が多かつた。

今日では人民の方から進んで教育を受けやうとするに、政府の方が反て無頓着で、思ふ様に學校を増設してくれぬから、學生は絶えず入學難を訴へて居るが、當時政府の方では非常なる積極的急進主義をとり、銳意勸學の風を鼓吹したに拘らず、人民の方は一向無頓着で、漸次新制度の整備せる教科を厭ふの風を生じ、政府の急進主義に反對の氣勢が大分高まつて來た。其處で政府は明治十二年九月學制を廢し、其劃一的干涉主義を改めて、頗る簡易なる放任制度とし、教育令の名の下に之を公布した。前の學制では、政府は之を以て全國を統一しやうとしたから、地方の事情などは、參酌することを容易に許さなかつたが、右の教育令では成る可く地方の事情等を參酌せしめ、學校設置、教則設定等に關する認可權を地方官に移して了つた。然るに一度學校獎勵の手綱をゆるめると、勸學の精神が非常にゆるんで來て、學制頒布の結果折角發達して來た學校の設立も、教化の普及も、悉く弛廢して被仰出書の根本の精神は全く萎靡して了つた。茲に於てか之を引回へすの必要を生じ、學制と教育令を折中して、勸學主義を實行すべき改正の議が起つて、明治十二年元老院幹事から河野敏鎌君が移つて文部卿となり、教育令の改正に當つた。此時私が此長官の下に改正の議に參與したのである。

其處で改正教育令の精神を一言すれば、政府の勸學の精神は、學制當時の如く之を嚴重にし、學科課程を簡易寛大



にして、義務教育の精神を實行せんとしたものであつて、十三年十二月其の改正を行ひ、次で其副則として更に普通學校教則大綱なる者を出した。當時の政界は自由思想頗る盛で、國會開設や自由民権の議論で、全國鼎の沸くが如く、其影響は教育界に及びて教育方面に於ても、スペンサーやベイン等の書物や、其他英國の自由教育論が多く教育家の間に讀まれ、他の一方に於ては留學生が歸朝して、盛に英國流の自由放任主義が唱へられて居た。恰度此時代に教育制度を嚴重に引き締めて行かうとしたから、以上の教育令の改正には大分反對者が現はれた。私の政治上の友人迄も反對して來たが、私は斷然之に對抗した。私は兒童は其自由意思によりて學に就く者ではなく、親の責任として其監督の下に學に就かしむるものである。教育其の者は固より人に自由を得させる準備に相違ないが、教育するといふ事、教育を受けさせるといふ事は、既に干涉の性質を含んで居るものであつて、普通教育の如きは自由に放任すべきでないといふ確信を持つて居たから（今日と雖も此信念は少しも變ずることなし）、私は斷乎として之を實行することに努力した。世間では之を改正教育令と言つてゐる。右の改正案が元老院に出た時も、私は以上の精神を以て専ら其説明の任に當つた。（後略）

明治十四年一月二十九日 文部省は府縣に對する同省達第一號（輪廓附）を以て、左の如く小學校設置の區域並に校數指示方心得を定めた。

教育令第九條ノ旨趣ニ基キ小學校設置ノ區域并ニ校數指示方ノ儀別紙ノ通可心得此旨相達候事

小學校設置ノ區域并ニ校數指示方心得

第一條 小學校ヲ設置スヘキ獨立町村若クハ聯合町村ヲ以テ學區トス

第二條 學區ハ左ノ三項ニ從ヒ府知事縣令之ヲ定ムヘキモノトス

第一項 學區ノ境界ハ一町村ノ境界若クハ數町村聯合ノ境界ト符合スルヲ要ス

第二項 學區ハ其區内學齡兒童ノ學校ニ往來スルニ不便ナキヲ要ス

第三項 學區ハ小學校ヲ設立支持スルニ足ルヲ要ス

第三條 學區ハ前條ノ都合ニ因リ一區内ニ一小學校若クハ數小學校ヲ設置スルモノアルヘク又一區内ニ一小學校若クハ數小學校ト一分校若クハ數分校トヲ設置スルモノアルヘシ

同日 文部省は府縣に對する同省達第二號（輪廓附）を以て左の如く學務委員薦舉規則起草心得を定めた。

教育令第十一條但書學務委員薦舉規則ノ儀ハ別紙起草心得ニ據リ取調ヘ可伺出此旨相達候事

但從前ノ學務委員ハ從前ノ選舉規則等ヲ以テ定メタル改選ノ期限マテ其儘据置クモ又ハ其幾分ヲ改薦セシムルモ苦カラス候事

學務委員薦舉規則起草心得

第一條 學務委員ノ被薦舉人及薦舉人タルヲ得ヘキ者ハ年齡滿二十年以上ノ男子ニシテ其學區内ニ於テ土地若クハ

建物ヲ有シ且本籍ヲ定メテ現ニ居住スル者ニ限ルヘシ但左ノ第一第二第三第四第五ノ一款若クハ數款ニ觸ル、者ハ被薦舉人タルヲ得ス又第一第二第三第四ノ一款若クハ數款ニ觸ル、者ハ薦舉人タルヲ得ス

第一款 瘋癲若クハ白痴ノ者

第二款 懲役一年以上若クハ禁獄一年以上實決ノ刑ニ處セラレ滿期後未タ七年ヲ經サル者

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



- 第三款 盜罪若クハ詐僞罪ニヨリ刑ヲ受ケ滿期後未タ七年ヲ經サル者
- 第四款 身代限ノ處分ヲ受ケ未タ辨償ノ義務ヲ終ヘサル者
- 第五款 該學區内在職ノ教員
- 第二條 學務委員ノ任期ハ四箇年以上トシ府知事縣令ノ意見ヲ以テ便宜取調フヘシ
- 第三條 學務委員在任中第一條ノ被薦舉人タルヲ得サル場合ニ遭遇スルカ若クハ府知事縣令ニ於テ其任ニ適セサルヲ認ムルトキハ改薦セシムルヲ得ヘシ
- 第四條 學務委員ヲ選任シ若クハ解任スルトキハ辭令書ヲ交付スヘシ
- 第五條 學務委員薦舉ノ手續ハ府知事縣令ノ意見ヲ以テ便宜取調フヘシ
- 第六條 學務委員ノ薦舉人ハ第一條ニ定ムル所ノ外各地方ノ事情ニヨリ直チニ町村會員ヲ以テ之ニ充ツルヲ得ヘシ

同日又文部省は府縣に對する同省達第三號(輪廓附)を以て左の如く就學督責規則起草心得を定めた。

教育令第十五條但書就學督責規則ノ儀ハ別紙起草心得ニ據リ取調ヘ可伺出此旨相達候事

就學督責規則起草心得

- 第一條 學齡兒童就學督責ノ事務ハ學務委員之ヲ掌理シ郡區長之ヲ總管スルモノトス
- 第二條 學務委員ハ毎年ノ終ニ於テ其學區内ノ兒童翌年學齡ニ在テ左ノ項々ニ該當スル者ヲ區別シ就學調査簿ヲ製シテ之ヲ郡區長ニ出スヘシ
- 第一項 未タ小學科三箇年ノ課程ヲ卒ヘサル學齡兒童ニシテ其年就學スル能ハサルノ事故アル者

- 第二項 未タ小學科三箇年ノ課程ヲ卒ヘサル學齡兒童ニシテ其年就學スルヲ得ル者
- 第三項 既ニ小學科三箇年ノ課程ヲ卒ヘタル學齡兒童ニシテ其年就學スル能ハサルノ理由アル者
- 第四項 既ニ小學科三箇年ノ課程ヲ卒ヘタル學齡兒童ニシテ其年就學スルヲ得ル者
- 右第一項ノ事故及第三項ノ理由ハ父母後見人等ノ申出ニ因テ兒童毎ニ之ヲ記載シ當否ノ意見ヲ付シテ郡區長ノ認可ヲ經ヘシ

第三條 學務委員ハ第二條ノ第一項第三項ニ付郡區長ノ認可ヲ經タル後ハ其第二項第四項ニ該當スル兒童ニシテ小學科ニ入り普通教育ヲ受クヘキ者ノ名簿ヲ製シ之ヲ該小學校教員ニ回付シ且其名簿ニ載セタル兒童中ニ就キ父母後見人等ノ申出ヲ採用セサル分ニ限り其旨ヲ該父母後見人等ニ示諭スヘシ

第四條 小學校教員ハ學務委員ヨリ回付シタル兒童名簿ニ基キ更ニ生徒出席簿ヲ製シ開校後ハ日々其出席缺席ヲ點檢シ毎月末之ヲ學務委員ニ報知スヘシ

第五條 學務委員ハ小學校教員ノ報知ニ因リ缺席ノ多寡ヲ檢査シ時々父母後見人等ニ就キ缺席ノ事故若クハ理由ヲ質シ其謂レナキニ於テハ篤ト將來ヲ戒諭シ或ハ更ニ其筋ノ説諭ヲ乞フコトアルヘシ

第六條 學務委員ハ毎年ノ始ニ於テ前年中左ノ項々ニ該當スル者ヲ調査シ兒童毎ニ其事故及理由ヲ記シ之ニ意見ヲ付シテ其第一項及第三項ハ郡區長ノ認可ヲ經ヘク其第二項及第四項ハ郡區長ニ具申スヘシ

- 第一項 第二條第二項ノ學齡兒童ニシテ不得已事故アリテ就學十六週日ニ滿タサリシ者
- 第二項 第二條第二項ノ學齡兒童ニシテ不得已事故アルニアラスシテ就學十六週日ニ滿タサリシ者
- 第三項 第二條第四項ノ學齡兒童ニシテ相當ノ理由アリテ就學十六週日ニ滿タサリシ者



第四項 第二條第四項ノ學齡兒童ニシテ相當ノ理由アルニアラスシテ就學十六週日ニ滿タサリシ者

第七條 郡區長ニ於テ第六條第二項及第四項ニ就キ學務委員ノ具申スル所ヲ適當ナリト認ムルトキハ其意見ヲ付シテ府知事縣令ノ處分ヲ乞フヘシ

第八條 未タ小學科三箇年ノ課程ヲ卒ヘサル學齡兒童ニシテ就學スル能ハサルノ事故アリト認ムヘキ者ハ概ネ左ノ如シ

- 一 疾病ニ罹ル者
- 一 親族疾病ニ罹リ他ニ看護ノ人ナキ者
- 一 癡疾ノ者
- 一 一家貧乏ノ者

但此等ノ者ヲ待ツヘキ學校等ノ設備ナキ場合ニ限ル

第九條 既ニ小學科三箇年ノ課程ヲ卒ヘタル學齡兒童ニシテ就學スル能ハサルノ理由アリト認ムヘキ者ハ前條ノ事故アルハ勿論他ノ學科ヲ修ムルカ若クハ職業ニ就ク等ノ者トス

第十條 巡回授業及家庭教育等ニ就テノ就學督責モ亦前條々ニ準シ適當ノ方法ヲ設クヘシ

明治十四年一月三十一日府縣に對する文部省達第四號(輪廓附)を以て左の如く府縣立學校幼稚園書籍館等設置廢止規則が定められた。

府縣立學校幼稚園書籍館等設置廢止規則別紙ノ通相定候條此旨相達候事

但從來設置セル府縣立學校幼稚園書籍館等ノ儀ハ本文規則第一條第二條及第三條ノ事項ヲ具シ開申可致事

府縣立學校幼稚園書籍館等設置廢止規則

第一條 府縣立學校ヲ設置セントスルトキハ左ノ第一項ヨリ第七項迄ヲ具シテ伺出ヘク且左ノ第八項ヨリ第十一項迄ヲ具シテ開申スヘシ

- 一 設置ノ目的
- 一 位 置
- 一 學科學期課程試驗法等
- 一 入學退學ノ規則休日授業料生徒心得生徒罰則寄宿舍規則等
- 一 學校長教員助教員等職務心得及其人員俸額
- 一 敷地建物ノ略圖坪數及其所有ノ區別
- 一 經費收入支出及其細目
- 一 名 稱
- 一 教科用書及器械
- 一 生徒ノ概數
- 一 學校長履歷教員學力及履歷

第二條 府縣立幼稚園ヲ設置セントスルトキハ左ノ第一項ヨリ第七項迄ヲ具シテ伺出ヘク且左ノ第八項ヨリ第十一項迄ヲ具シテ開申スヘシ

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



- 一 設置ノ目的
  - 一 位 置
  - 一 保育ノ課程
  - 一 入園退園ノ規則休日等
  - 一 保姆等職務心得及其人員俸額
  - 一 敷地建物ノ略圖坪數等
  - 一 經費收入支出及其細目
  - 一 名 稱
  - 一 保育用器具等
  - 一 幼稚ノ概數
  - 一 保姆學力及履歷
- 第三條 府縣立書籍館ヲ設置セントスルトキハ左ノ第一項ヨリ第五項迄ヲ具シテ伺出ヘク且左ノ第六項第七項ヲ具シテ開申スヘシ
- 一 設置ノ目的
  - 一 位 置
  - 一 開館閉館ノ規則休日參觀人心得等
  - 一 敷地建物ノ略圖坪數等

- 一 經費收入支出及其細目
- 一 名 稱
- 一 書籍ノ種類部數等

第四條 府縣立學校幼稚園書籍館設置ノ後第一條第二條及第三條ノ各項中ニ變更アルトキハ其都度伺出若クハ開申スヘシ

第五條 府縣立學校幼稚園書籍館ヲ合併若クハ分離セントスルトキハ總テ設置ノ手續ニ從フヘシ

第六條 府縣立學校幼稚園書籍館ヲ廢止セントスルトキハ其事由及所屬ノ資産處分方等ヲ具シテ伺出ヘシ

第七條 府縣立教育博物館ヲ設置若クハ廢止セントスル等ノ手續ハ略書籍館ノ例ニ準スヘシ

第八條 府縣立學校幼稚園書籍館等ハ地方稅ヲ以テ設置スルヲ常トスト雖モ亦府知事縣令ノ管掌ニ係ル別種ノ資金ヲ以テ之ヲ設置スルコトアルヘシ

同日文部省は府縣に對する同省達第五號(輪廓附)を以て左の如く町村立私立學校幼稚園書籍館等設置廢止規則起草心得を定めた。

教育令第二十二條町村立私立學校幼稚園書籍館等設置廢止規則ノ儀ハ別紙起草心得ニ據リ取調ヘ可伺出此旨相達候事

但從來設置セル町村立私立學校幼稚園書籍館等ノ儀ハ本文規則施行ノ際便宜調査可致事

町村立私立學校幼稚園書籍館等設置廢止規則起草心得

第一章 町村立學校幼稚園書籍館

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



第一條 町村立學校設置ニ付査理スヘキ事項左ノ如シ

- 一 設置ノ目的ノ事
- 一 位置ノ事
- 一 名稱ノ事
- 一 學科學期課程試驗法等ノ事
- 一 教科用書及器械ノ事
- 一 入學退學ノ規則休日授業料生徒心得生徒罰則寄宿舎規則等ノ事
- 一 生徒員數ノ事
- 一 教員等職務心得及其人員俸額ノ事
- 一 教員ノ學力品行等ノ事
- 一 敷地建物ノ事
- 一 經費收入支出ノ事

第二條 町村立幼稚園設置ニ付査理スヘキ事項左ノ如シ

- 一 設置ノ目的ノ事
- 一 位置ノ事
- 一 名稱ノ事
- 一 保育ノ課程ノ事

- 一 保育用器具等ノ事
- 一 入園退園ノ規則休日等ノ事
- 一 幼稚員數ノ事
- 一 保姆等職務心得及其人員俸額ノ事
- 一 保姆ノ學力品行等ノ事
- 一 敷地建物ノ事
- 一 經費收入支出ノ事

第三條 町村立書籍館設置ニ付査理スヘキ事項左ノ如シ

- 一 設置ノ目的ノ事
- 一 位置ノ事
- 一 名稱ノ事
- 一 開館閉館ノ規則休日參館人心得等ノ事
- 一 書籍ノ種類部數等ノ事
- 一 敷地建物ノ事
- 一 經費收入支出ノ事

第四條 町村立學校幼稚園書籍館合併分離ニ付査理スヘキ事項ハ第一條第二條及第三條ニ準シ且從來ノ資産處分方等ノ事項ヲ加フヘシ

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



第五條 町村立學校幼稚園書籍廢止ニ付査理スヘキ事項左ノ如シ

一 廢止事由ノ事

一 資産處分方等ノ事

第六條 前條々ノ外町村立學校幼稚園書籍設置合併分離廢止ニ付學務委員ニ於テ町村會ニ付シ府知事縣令ニ伺若クハ届出ルノ手續等ハ便宜起草スヘシ

第二章 私立學校幼稚園書籍館

第七條 私立學校幼稚園書籍館設置ニ付査理スヘキ事項ハ略第一條第二條及第三條ニ準スヘシ

第八條 私立學校幼稚園書籍館合併分離ニ付査理スヘキ事項ハ第七條ニ準スヘシ

第九條 前條々ノ外私立學校幼稚園書籍館設置合併分離廢止ニ付府知事縣令ニ伺若クハ届出ルノ手續等ハ便宜起草スヘシ

同日府縣に對する左記文部省達第七號(輪廓附)が發せられた。

府縣學務課處務規程及該課吏員ノ姓名官等ノ儀ハ其變更進退ノ都度開申可致此旨相達候事

但本文ノ件現在ノ分ハ此際取纏メ開申可致事

右文部省達第七號は後明治十九年三月二十五日文部省令第三號を以て廢止せられた。

同日又文部省は府縣に對する同省達第八號(輪廓附)を以て左の如く學務擔任者の事務要項を示した。

郡區書記中學務擔任ノ者ハ成ルヘク教育ノ大意ニ通スル者ヲ以テ之ニ充テ別紙要項ニ據リ事務取扱ハ七候様可致此旨相達候事

但本文學務擔任ノ者ノ姓名官等及俸給ハ其進退ノ都度開申可致且現任ノ者ニ係ル分ハ此際取纏メ開申可致事  
學務擔任ノ者事務要項

學務擔任ノ者ハ郡區長ノ指揮ニ從ヒ其郡區内一切ノ學務ニ從事スヘシ其要項左ノ如シ

第一項 町村立學校及私立小學校教授ノ利害得失ヲ監督スル事

第二項 町村立學校及私立小學校ノ圖書器械校簿入學、退學、出席、學業、行狀等ノ簿册ノ適否及校舍ヲ監督スル事

第三項 學齡兒童ノ就學ヲ勸誘督責スル事

第四項 學務委員ノ能否勤惰ヲ監督スル事

第五項 町村立學校及私立小學校教員等ノ能否勤惰ヲ監督スル事

第六項 學校ニ入ラス巡回授業ニ依ラスシテ普通教育ヲ授クルモノヲ調査スル事

第七項 學校ニ入ラス巡回授業ニ依ラスシテ普通教育ヲ受クル學齡兒童ノ學力ヲ試驗スル事

第八項 私立學校小學校ヲ除ク教員ノ利害ヲ監視スル事

第九項 町村立私立學校等ノ設置廢止分合移轉等ノ件ヲ調査スル事

第十項 町村立學校等ノ資産及經費等ノ件ヲ調査スル事

第十一項 町村立學校授業料ノ件ヲ調査スル事

第十二項 町村立私立小學校教則斟酌ノ件ヲ調査スル事

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



- 第十三項 町村立私立學校等ノ諸規則制定改正ノ件ヲ調査スル事
- 第十四項 町村立學校及私立小學校ノ建築修繕等ノ件ヲ調査スル事
- 第十五項 巡回授業ノ方法施設ノ件ヲ調査スル事
- 第十六項 町村立小學校ニ代用スル私立小學校ノ件ヲ調査スル事
- 第十七項 學務委員薦舉等ノ件ヲ調査スル事
- 第十八項 町村立學校教員等ノ進退黜陟及給料等ノ件ヲ調査スル事
- 第十九項 町村立學校教員等慰勞ノ件ヲ調査スル事
- 第二十項 町村立私立小學校教員學力檢定ノ件ヲ調査スル事
- 第二十一項 學校教員品行檢定等ノ件ヲ調査スル事
- 第二十二項 町村立私立學校生徒ノ試験ニ監臨スル事
- 第二十三項 町村立私立學校生徒獎勵ノ件ヲ調査スル事
- 第二十四項 學事ニ關スル寄附金等ノ件ヲ調査スル事
- 第二十五項 學校教員生徒及學務委員等褒賞懲罰ノ件ヲ調査スル事
- 第二十六項 學事ニ關スル篤志盡力ノ者ヲ調査スル事
- 第二十七項 學事ニ關スル集會ノ件ヲ調査スル事
- 第二十八項 貧困兒童等就學ノ方法施設ノ件ヲ調査スル事
- 第二十九項 町村立學校ノ敷地免稅等ノ件ヲ調査スル事

- 第三十項 町村立私立幼稚園書籍館等ノ件ヲ調査スル事
  - 第三十一項 學事ニ關スル町村會評決ノ件ヲ調査スル事
  - 第三十二項 學事年報等ヲ調製スル事
  - 第三十三項 學事ニ關スル諸公文ヲ調査スル事
- 右文部省達第八號は後明治十九年三月二十五日文部省令第三號を以て廢止せられた。

明治十四年四月三十日府縣に對する左記文部省達第十一號(輪廓附)が發せられた。

教育令第十八條ノ旨趣ニ基キ巡回授業ノ方法ヲ施設セントスルモノヲ認可候節ハ土地ノ情況及其方法等ヲ具シ開申可致此旨相達候事

但從來施設ノ分ハ此際取纏メ開申可致事

明治十四年五月五日府縣に對する左記文部省達第十五號(輪廓附)が發せられた。

町村立私立學校小學校ヲ除クノ設置ヲ認可候節ハ其教則等左ノ書式ニ據リ開申可致且其變更候節モ同様開申可致此旨相達候事

但從來設置セル學校ノ教則等ハ此際取纏メ本文同様開申可致事

(書式略)



明治十四年六月二十八日太政官布告第三十五號(輪廓附)を以て左の如く改正教育令中に改正が行はれた。

明治十三年<sup>月</sup>第十二<sup>日</sup>第五拾九號布告教育令第十條但書及第四十九條中左ノ追加候條此旨布告候事

第十條但書 給料ノ下(旅費職務取扱諸費等)ノ九字ヲ加フ

第四十九條 俸額ノ下(旅費)ノ二字ヲ加フ

右太政官布告第三十五號を以てする教育令中の改正に關し、最初文部省の稟申から太政官に於て決定に至るまでの経過は左の如くであつた。(内閣編輯法規分類大全に據る)

文部省伺 明治十四年四月二十一日

教育令第十條ニ學務委員給料ノ有無及ヒ其額ハ區町村會之ヲ評決シ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘント有之同第四十九條ニ町村立小學校教員ノ俸額ハ府知事縣令之レヲ規定シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘント有之元來此兩件ハ町村ノ學事ヲ督シ普通教育ノ實効ヲ責ムルニ於テ必ス適應ノ金額ヲ給付セサルヘカラサルノ實アリ故ヲ以テ敢テ町村人民ノ評決ノミニ任放セラレス又知事縣令以上ヲシテ之レヲ裁定センメラレ候儀ニ有之候處尙熟案スルニ學務委員ノ職務取扱費及旅費并町村立小學校教員旅費ノ兩件ニ至テモ亦其必需ニシテ且適應ノ金額ヲ要スヘキハ給料等ト少シモ徑庭無之候ニ付是又給料等ニ準シ處分爲致度見込ニ有之候處從來法令上ニ明文ヲ缺クヲ以テ不得止尙町村人民ノ評決ノミニ任放セサルヲ得サルノ勢アリ隨テ其當ヲ失スルノ弊ナキヲ保セス甚以テ懸念ノ至ニ存候就テハ教育令トノ權衡ヲ取リ學務委員職務取扱費及旅費ノ儀ハ其給料ニ準シ區町村會ニ於テ評決ノ上府知事縣令ノ認可ヲ受ケシメ且町村立小學校教員旅費ノ儀モ其俸額ニ準シ府知事縣令ニ於テ規定ノ上文部卿ノ認可ヲ受ケシメ候様イタシ度即御參考ノ爲メ

別紙御布告案添付相伺候條厚ク御詮議ノ上至急御裁可相成度候也

御布告案

學務委員職務取扱諸費及旅費ノ儀ハ其給料ニ準シ區町村會之ヲ評決シ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘク且町村立小學校教員旅費ノ儀ハ其俸額ニ準シ府知事縣令之ヲ規定シ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ此旨布告候事

年 月 日

太 政 大 臣

法制部議案 明治十四年五月二十一日

別紙文部省伺學務委員職務取扱費旅費及小學校教員旅費ノ儀審案候處該件ハ町村ノ學事ヲ督シ普通教育ノ實効ヲ責ムルニ當リ夫夫適應ノ金額ヲ給付スルニ非ラサレハ事理允當ナラサルノミナラス終ニ其實効ヲ見サルノ弊ヲ來サシ故ニ之ヲ町村人民ノ評決ニ任放セス其給料俸額ト同ク明文ヲ掲ケ置クヲ可ナリトス然レトモ該件ハ文部省申稟ノ如キ單行布告ヲ要スヘキモノニ非ラスシテ教育令第十條及第四十九條ニ於テ追加スヘキモノナリト思考候間内務部協議ノ上諸案調査仰高裁候也元老院檢視文部省へ通牒

明治十四年七月二十一日太政官布告第三十八號(輪廓附)を以て左の如く定められた。

教育令第九條小學校設置ノ區域町村ノ境界ニ仍リ難キ事情アルトキハ別ニ區域ヲ畫スルヲ得ヘシ此旨布告候事

但本文ノ區域内ニ於テ會議ヲ要スルトキハ區町村會法第八條ニ準據スヘシ

明治十四年七月二十三日府縣に對する左記文部省達第二十七號(輪廓附)が發せられた。

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



當省本年一第壹號達中左ノ通追加候條此旨相達候事

第四條 學區ノ境界第二條ノ第一項ニ仍リ難キ事情アルトキハ府知事縣令別ニ其區域ヲ定ムルコトヲ得ヘシ

明治十四年十二月二十八日府縣に對する左記文部省達第三十八號(輪廓附)が發せられた。

從來學校等ヲ假用シテ諸般ノ集會ヲ舉行スル向モ有之候處其行爲ノ遊興弄戲ニ屬スルモノ并ニ言論ノ猥褻詭激ニ涉ルモノハ教育上妨害少ナカラサル儀ニ付右ニ充用セシメサルハ勿論都テ學校監督上ニ不都合無之様取締可致此旨相達候事

明治十四年十二月十七日時の文部卿福岡孝弟は地方官會議の爲上京中の府知事縣令を文部省に招集し、教育行政の全般に亘つて左の如く訓示した。(明治十五年二月九日發行東京日日新聞に據る)

斯ニ府縣長官諸君ノ集合ニ際シ予カ一言ヲ述ヘサルヲ得サルモノアリ抑教育ノ弛張良否ハ國家ノ安否盛衰ニ關スル一固ヨリ重大ナルヲ以テ政府ハ之カ爲ニ其法律ヲ立テ文部省ハ其施設上ニ要スル所ノ條例規則ヲ發行ス是ヲ以テ之カ執行上ノ責任ヲ擔フタル諸君ハ法律規則ヲ熟覽ノ其旨趣ノアル所ヲ了得シ着々實施ニ從事セラルヘシト雖モ或ハ予カ教育施設上希圖スル所ノ主旨ニ於テ未タ諸君ニ貫徹セサルモノ無キニ非サルヲ覺フ予ノ諸君ニ於ケル教育事務上ニ在テハ恰モ同一體ノ如ク一舉手一投足モ其趣向ヲ異ニス可ラサルノ關係ヲ有セリ故ニ今別ニ學制諸般ノ法令條規ヲ概括通達シ間々將來着手ノ要項ヲ併陳シ予カ教育施設上ノ主旨ヲシテ明ニ諸君ニ貫徹セシメ以テ諸君ノ善ク之ヲ執行シ大ニ教育ノ良結果ヲ得テ國運ノ隆盛ヲ贊襄セラレンコトヲ是レ望ム諸君幸ニ之ヲ諒セヨ

明治十四年十二月十七日

參議兼文部卿 福 岡 孝 弟

學校 凡學校ヲ統理監督スルハ其設置ノ始ニ於テ各般ノ要項ヲ精査シ之カ許否ヲ決スルヲ以テ最緊要トス故ニ改正教育令第二十條ニ基キ當省本年第四號達ヲ以テ府縣立學校等設置廢止ノ規則ヲ定メ乃チ當省ニ於テ其檢査ヲ遂ケ該學校等ノ設置廢止ヲ裁定シ又同令第二十條第二十一條第二十二條及當省本年第五號ヲ以テ達シタル旨趣ニ基キ府縣ニ於テ町村立私立學校等設置廢止ノ規則ヲ設ケ之ヲ檢査シテ該學校等ノ設置廢止ヲ許否シ而シテ其設置後已ニ許可シタル事項ヲ改正變更セントストキハ更ニ又檢査シテ之ヲ許否ス今其檢査スヘキ要項ヲ舉クレハ學校設置ノ目的教則試驗法教科書學校長教員ノ學力品行教員生徒ノ心得其他學校中ノ諸規則敷地建物等ニシテ其中教則并ニ教員ノ資格等別ニ條規アルモノハ之ニ因リ檢査シテ許否ヲ決シ其他ハ風俗國憲治安健康ニ係ルモノハ勿論都テ教育上ノ利害得失ヲ案シテ之カ許否ヲ決ス殊ニ公立小學校ハ同令第九條ニ於テ其設置指示ノ權ヲ府知事縣令ニ付シ當省本年第一號達ヲ以テ設置ノ區域并ニ校數指定方ノ心得ヲ示シ其後第二十七號達ヲ以テ之ヲ補正シ指示ノ範圍ヲ廣メテ實際ノ便宜ヲ得セシメ猶其當否ヲ査定センカ爲ニ第九號達ヲ以テ學區ノ廣狹學校ノ多寡等ヲ開申セシム又師範學校ハ同令第三十三條ニ於テ其設置ノ責ヲ府縣ニ負擔セシメタリ

又同令第八條ニ農工商ノ學校ヲ明記シ同令第五十條ニ於テ各府縣ハ土地ノ情況ニ隨ヒ中學校專門學校農學校商業學校等ヲ設置スヘキ旨ヲ示セリ而シテ當省ニ於テハ本年第二號布達ノ通職工學校ヲ東京ニ設置シ其模本ヲ示シ又教員タルヘキモノヲ養成シテ此等實業學校ノ各地ニ興起センコトヲ希圖セリ

現今及將來設置スヘキ學校ノ件ニ關シテハ前陳ノ如シト雖モ從前已ニ設置シタル公私諸學校等ニ關シテハ當省本年

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



第五號但書ニ基キ新ニ定メタル設置廢止規則ニ準據シテ検査ヲ遂ケシム又既往ト將來トヲ問ハス府縣ニテ許可シタル公私學校ノ教則等ハ第十五號達ヲ以テ府縣ヨリ更ニ當省ニ開申セシメテ精査ヲ遂ケ若シ弊害アリト認ムルモノハ指令シテ之ヲ處分セシム蓋シ教則ハ學校中ノ最モ要項ナルヲ以テ特ニ精慎ヲ加ヘ之ヲ鄭重ニセサルヲ得サルナリ右ノ如ク公立ハ勿論私立ノ學校ニ至ルマテ夫々取縮ノ方法ヲ設クト雖トモ今後猶逐次條例規則ヲ發行シテ教員ノ資格ヲ定メ各種教則ノ大綱ヲ示シ其他町村ノ學資意納者ハ租稅意納者ト同一ノ處分ヲ爲サシムル務必要ノ件々ニ就テ之カ制限ヲ設ケ公私學校共嚴肅ニ取縮ヲ施サントス

從來當省ヨリ配付セル小學校及師範學校補助金ヲ本年度ヨリ廢止シタルハ政府財政ノ都合ト他方經濟ノ方法改正ノ旨趣ニ於テ不可止モノタリ隨テ將來府縣ニ於テ補助獎勵ノ方法ヲ設クヘキハ勿論當省ニ於テモ今後公私學校中最モ善良ナルモノニハ褒賞ヲ付與シ敢テ獎勵ヲ怠ラサラントス其條規ハ略制定シタルヲ以テ不日之ヲ府縣ニ頒布スヘシ

教員 教育ノ改良ヲ圖ラント欲セハ教員ノ資格ヲ定メ其進退ヲ嚴ニセサルヘカラス故ニ改正教育令第四十八條ニ於テ町村立諸學校教員任免ノ權ヲ地方官ニ付シ同令第三十七條但書ノ旨趣ニ基キ當省本年一月内達ヲ以テ公私學校教員品行檢定方ヲ府縣ニ示セシカ右ニテハ猶一年以下ノ禁獄懲役ニ處セラレタル者ハ教員タルヲ得ヘク又暴戾過激ノ徒ノ如キモ教員タルヲ得ルカ如キ觀ナキニ非サルヲ以テ更ニ之ヲ改正シ第二十六號達ヲ以テ教員品行檢定規則ヲ定メ右等苟モ不正ノ行爲アル者及ヒ性行暴戾言論激ニシテ生徒ノ教導ヲ誤ルノ恐アルノ類ハ一切公私諸學校ノ教員タルヲ得セシメサルニ至リ又公立學校ノ教員ハ商賣營業講談演說ヲ爲スヲ得サラシム殊ニ小學教員ノ爲ニハ當省本年第十九號達ヲ以テ公私小學校教員心得ヲ頒布シテ之ヲ訓戒シ教員ノ本分ヲ誤ラサラシム又第六號達ヲ以テ小

學校教員免狀規則ノ心得ヲ示シテ師範學校卒業證書ヲ有セスシテ教員タラント欲スルモノ、資格ヲ定メ後第二十四號達ヲ以テ六號達ヲ改正シテ免狀規則ノ範圍ヲ廣ム其改正ノ大要ヲ舉レハ碩學老儒ノ德望アル者若クハ農工商等ノ學術ニ長スルモノハ其學力ヲ檢定セス地方官ノ具狀文部省ノ裁定ヲ經テ特ニ訓導トナシ又唱歌體操裁縫家事經濟及農工商ノ諸學科ハ其學力ヲ檢定セスシテ教員免狀ヲ授與シ右等ノ學科ニ關シテハ特ニ之ヲ教授スル者ヲ置テ準訓導トナスヲ得セシメ勉メテ實際ニ教員ヲ得ルノ便路ヲ開ク而シテ此ノ條規ハ遍チク公私小學校ヲシテ遵奉セシムヘキモノトス

從來師範學校卒業證書ニ有效年限ナキニ因リ一度證書ヲ得タル者ハ無期教員タルヲ得ルノ制ナリシカ右ニテハ教育ノ改良期シ難キカ故ニ當省本年第二十九號第三十二號達ヲ以テ既往將來共有效期限ヲ七ケ年ト定メ又教員ヲシテ益其學業ヲ修メ愈其品行ヲ慎マシメンカ爲ニ當省本年第二十九號第三十四號達ヲ以テ學力優等品行端正ノ者ニハ終身有效ノ證書ヲ附與セシム右ノ如ク一方ニ於テハ教員ノ責任ヲ重シシ其資格ヲ嚴ニシ専ラ之ヲ檢束スルヲ以テ主トシ又一方ニ於テ其待遇ヲ厚クセンカ爲ニ太政官本年第五十二號公達ヲ以テ公立學校教員准官等ノ制ヲ定メ殊ニ公立小學校教員ノ爲ニハ改正教育令第四十九條ニ於テ府知事縣令ヲシテ其ノ俸額ヲ規定セシメタリ

又教員生徒等品行方正學力優等勉勵衆ニ超ユル者ハ當省ニ於テ賞與スルノ條規ヲ設ケ不日府縣ニ頒布スヘク加之教育勳章ヲ設ケ以テ之ヲ表旌スルノ學アラントス

教則 教則ハ學校ノ目的ヲ達スルノ要具ニシテ生徒養成ノ良否ニ係リ最至重ノモノタルヲ以テ其制定検査等最モ慎重ヲ加ヘサルヘカラス

小學校ノ教則ハ改正教育令第二十三條ニ基キ當省本年第十二號達ヲ以テ教則綱領ヲ頒布シ各府縣ヲシテ之ニ準據シ



其管内公私小學校ニ施行スル教則ヲ編制セシム其従前ノ教則ト異ナル所ノ大要ヲ學クレハ初等小學ノ學期ヲ三箇年ニ短縮シテ必修科目ヲ簡易ニシ修身ノ課程ヲ重クシテ之ニ作法ヲ加ヘ地理歴史等ノ授業ヲ省略シテ讀書習字算術等ノ授業ヲ増加シ外國歴史等ノ如キハ小學教則中全ク之ヲ刪除シ本邦歴史ヲ教授スルノ要旨ヲ知ラシメ尊王愛國ノ志氣ヲ養成セシム又土地ノ情況ニ隨ヒ農工商ノ學科ヲ加ヘ女子ノ爲ニハ裁縫ノ外家事經濟ヲ加フル等ニシテ勉メテ就學ニ便ニシテ實用ニ適シ純良ノ教育ヲ授クル旨トスルニアリ小學生徒ノ試験法モ亦其宜ヲ得セシメンカ爲ニ當省本年第十七號達ヲ以テ教則ト同シク府知事縣令ニ於テ一定シ管内公私小學校ニ施行セシム中學校師範學校ノ教則ハ當省本年第二十八號第二十九號ヲ以テ公立私立ニ適用スル教則ノ大綱ヲ示シテ該學校ノ改良ヲ圖リ其養成スル所ノ生徒ハ之ヲシテ純良中正ナラシメ卒業ノ後一ハ小學校ノ教員トナリテ全國ノ兒童ヲ純良ニ教養シ一ハ中人以上ノ業務ヲ執リ中正ヲ旨トシテ國家ノ公益ヲ進メ又高等學校ニ入ルモノ、豫備ヲ爲サシメンコトヲ期ス此教則ハ政治法律等ノ學科ハ之ヲ除キ經濟歴史等ノ課程ハ之ヲ省略シ修身和漢文理化學等ノ授業ヲ増シテ編制ス故ニ之ヲ以テ従前ノ中學校師範學校ノ教則ニ比照スレハ其養成スル所ノ生徒ニ霄壤ノ差アルヲ知ルヘシ

右ノ外向公立私立ニ適用スル諸學校ノ教則大綱ヲ逐次ニ發行セントス就中農工商法律政治文學等ノ教則ハ目今調製中ニシテ醫學教則大綱ノ如キハ既ニ編成セリ如此ニシテ其整備ヲ得ハ教科ノ秩序ヲ齊肅シ公私學校ノ論ナク凡教育上ノ弊害ヲ除革セントス

教科書 教科書ハ教育上重要ノ關係ヲ有セルヲ以テ客年五月教科書ノ検査ニ着手セシニ百般ノ學科一時ニ検査シ難キヲ以テ先ツ主トノ公私小學校ノ教科書ヲ着手シ傍ラ公私ノ中學校師範學校ニ及ホシ今日ニ至ルマテ已ニ検査シテ府縣ニ報告シタルモノ三百有餘種ニ至ル其検査ノ目的タル從來専ラ風俗ト國憲治安トニ係ルモノヲ主トスト雖

此今後準備ノ整フニ從ヒ百般ノ學科ニ付教育上ノ適否如何ヲモ精査センカ爲ニ今既ニ教科書検査條例ヲ定メントス此條例發行スルニ至レハ凡教科書ハ公立私立ノ別ナク當省檢定ノ章アルモノニ非サレハ採用セシメサルニ至ルヘシ而シテ又當省ニ於テハ適當ノ教科書ヲ編成シ就中修身科書ハ主トシテ道德ノ本旨ニ歸セシメ以テ世間ニ出版スル教科書ノ標準トナサント今方ニ之ニ着手セリ

右ノ目的ヲ達スルニ至ルマテハ當省ヨリ毎月検査済ノ教科書ヲ報告シ其他未タ検査ヲ了セサルノ書籍ハ當省客年第二十一號達ヲ以テ國安ヲ妨害シ風俗ヲ紊亂スルカ如キモノハ勿論凡教育上弊害アル書籍ハ公私學校ノ教科書ニ採用セサル様注意スヘキ旨ヲ府縣ニ訓示シ其取締ヲ爲サシム

就學督責 教育ノ普及ヲ圖ラント欲セハ政府干涉ノ力ニ據ラサル可カラス故ニ改正教育令第十四條第十五條ニ於テ父母後見人ノ就學責任ヲ明記シ當省本年第三號達ノ旨趣ニ基キ府縣ニ於テ就學督責規則ヲ設ケテ學齡兒童ノ就學ヲ嚴ニシ疾病ニ罹ル者一家貧窶ノ者等ノ外ハ如何ナル事故アリト雖モ就學ヲ免ル、コトヲ得サラシム隨テ家庭教育ノ取締ヲ嚴ニセンカ爲ニ同令第十七條ニ於テ郡區長ニ其許可ノ權ヲ付シ又當省本年第十八號達ヲ以テ其試驗規則ヲ設ケシム

教育會 教育會ノ事タル從來地方ノ適宜ニシテ其取締ノ方法ナカリシカ當省本年第二十一號第廿二號達ヲ以テ其府縣ニ係ルモノハ當省ヘ町村等ニ係ルモノハ府縣ヘ伺出サセ其規則等ヲ検査スルノ方法ヲ設ケタリ

學務吏員 學政ノ舉否ハ學務吏員ノ適否ニ關スルコト亦重要ナルニ付當省本年一月ニ於テ府縣學務課吏員ノ任用ニ注意ヲ加フヘキ旨ヲ内訓シ第七號達ヲ以テ府縣學務課所務規程ヲ當省ヘ開申セシメ之ヲ検査第八號達ヲ以テ郡區書記中學務擔任者ノ事務要項ヲ示シ改正教育令第十條ニ於テ戶長ヲ以テ學務委員ニ加ヘ其但書ニ於テ學務委員ノ給料等



ハ府知事縣令ノ認可ヲ經セシメ同令第十一條ニ於テ學務委員選任ノ權ヲ地方官ニ付シ當省本年第二號達ヲ以テ其薦舉規則ノ起草心得ヲ示シ其適任ノ者ヲ得セシメントス又學務ニ關スル吏員ニシテ職務上特殊ノ功績勤勞ノ者ハ將ニ教育勳章ヲ以テ之ヲ表旌スルノ舉アラントス

學事巡察 前ニ類別叙列セルカ如ク法律規則若クハ訓條等ヲ以テ教育上諸般施設ノ順序ヲ定メ又其改良檢束ノ方法ヲ設クト雖ニ教育ノ事タル大概無形ニ屬スルヲ以テ徒ニ法令規則等ヲ頒布セルノミニ依テ其成果ヲ完了スヘキニ非ス必スヤ實地ニ臨ミ教旨ノ利害授業ノ得失教員ノ良否等ヲ視察シテ之ヲ矯正改良スルノ具ナカルヘカラス現ニ當省ニ於テ八年々官吏ヲ府縣ニ發遣シ其學事ヲ監視セシムト雖ニ今後大ニ學事巡察ノ法規ヲ改良シ猶一層官吏發遣ノ度數ヲ増シ嚴密ニ公私學校等ヲ監視セシメントス然レトモ府縣長官常ニ其督責ヲ加ヘ學務課吏員ヲ始メ郡區ノ主務吏員及町村學務委員ニ至ル迄其實地ニ就テ學事ヲ監督スルコト亦最緊急ナリトス

府縣學事着手ノ概況 教育令ハ昨年ノ十二月ニ於テ公達シ其施行ノ順序等ハ本年一月以來當省ヨリ逐次之ヲ頒示シ其府縣ニ在テ之カ實施ニ着手セシモノ如何ヲ概知センカ爲メ之ヲ左ニ掲ク

學務委員薦舉規則制定(一府三十五縣)町村立私立學校等設置廢止規則制定(一府三十五縣)就學督責規則制定(一府三十縣)小學校教則並試驗法制定(一府十五縣)小學校教員免許狀授與規則制定(一府十四縣)町村立小學校教員俸額規定(一府二十六縣)府縣立中學校師範學校教則改定(一府八縣)府縣教育會規則制定(十三縣)學區々畫開申(十三縣)從前設置ノ府縣立學校等開申(十三縣)府縣學務課所務規程等開申(三府三十七縣)右學務委員薦舉規則町村立私立學校等設置廢止規則等ハ既ニ制定セルノ府縣多シト雖ニ小學校教則等ヲ制定シタルモノハ未タ半ニ至ラサルモノ少シトセス殊ニ從前設置ノ町村立私立學校ノ教則等ヲ當省ニ開申シタルモノハ未タ之レアラサルナリ又學務課吏員改良

セシヤ否モ未タ明知スルニ由ナシ之ヲ要スルニ法律規則ヲ實施スルハ府知事縣令ノ責任タルヲ以テ其實施ノ遲速改良ノ行否ハ偏ニ府知事縣令ノ留意如何ニ係ラサルモノナカラントス請フ諸君教育ノ國運ニ關スル至重至大ニシテ一日モ忽セニスヘカラサルノ要務タルヲ覺リ向後倍勉勵シテ其成功ヲ奏セラレンコトヲ是レ望ム

明治十五年四月十七日文部省は府縣に對する同省達第三號(輪廓附)を以て左の如く令した。

町村立私立學校取締上ニ就テハ町村立私立學校設置廢止規則ノ設アリ又明治十三年第貳拾壹號ヲ以テ教科書採用方心得ヲ示達シ同十四年第拾貳號第貳拾八號第貳拾九號等ヲ以テ小學校中學校師範學校教則等ニ關シ夫々示達候儀モ有之其他諸學校教則等ニ關スル儀モ追々可及示達管ニ候得共教育ノ施設ハ一日モ忽カセニスヘカラサル儀ニ付其既ニ設置シタル者及將來設置スル者共總テ精密ニ監督調査ヲ遂ケ其教旨ノ國安ヲ妨害シ風俗ヲ紊亂シ心身ヲ損害スルカ如キ恐レアルモノハ勿論苟モ教育上ニ弊害ヲ生スヘント認ムルモノハ嚴重ニ處分可致此旨爲念相達置候事

明治十五年十一月二十九日府縣に對し左記文部省達第十一號(輪廓附)及第十二號(輪廓附)が發せられた。

○文部省達第十一號(輪廓附)

府縣立學校幼稚園書籍館等設置廢止規則文部省明治十四年第四號達第一條第七項第二條第七項及第三條第五項ニ關スル府縣會ノ議決ヲ認可セントスルトキハ豫メ當省ヘ可伺出且之ヲ認可セサラントシテ內務省ヘ具狀スルトキハ同時ニ當省ヘ可伺出此旨相達候事

但本文當省ヘ可伺出件ハ經費増減ノ爲メ事業ノ伸縮ニ影響シ隨テ學校等ノ規模ヲ動カスニ涉ルモノト可心得事



○文部省達第十二號(輪廓附)

町村ノ學事ニシテ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘキモノハ區町村會ノ評決ヲ認可スルノ前豫メ府知事縣令ノ指揮ヲ受ケシムヘキ儀ト可心得此旨相達候事

明治十五年十二月五日太政官布告第五十六號(輪廓附)を以て左の如く定められた。

小學校設置區域ノ外數町村聯合シテ中學校等ヲ設置スルトキハ特ニ其區域ニ學務委員ヲ置キ學務ヲ幹理セシムルコトヲ得

但教育令第十條但書及第十一條第十二條第四十八條ハ本文學務委員ニ適用スヘシ

右奉 勅旨布告候事

右に就き同月七日文部省は府縣に對する同省達第十三號(輪廓附)を以て左の如く令した。

本年第五十六號公布ニ據リ特ニ學務委員ヲ置ントスル節ハ其職權及薦舉方法等ハ府知事縣令ニ於テ取調ヘ當省ヘ出ヘシ此旨相達候事

明治十五年十二月二十八日文部省は府縣に對する同省達第十五號(輪廓附)を以て左の如く學事實與例並に學事獎勵品附與例を定めた。

地方教育獎勵ノ爲學メ事實與例并ニ學事獎勵品附與例別紙ノ通相定候條此旨相達候事  
學事實與例

第一條 地方ノ教育ヲ獎勵センカ爲メ左ノ各款ニ該當スル者ハ文部省之ニ賞與ス

一、教育ニ關スル一切ノ職員ニシテ特ニ勤勞アル者

二、公立學校生徒ニシテ特ニ善良ナル者

第二條 第一條第一款ニ該當スル者ノ賞與ハ圖書器具等ヲ以テ之ニ充ツ其名稱及ヒ等差左ノ如シ

一等賞與 二等賞與 三等賞與 四等賞與 五等賞與

第三條 第一條第二款ニ該當スル者ノ賞與ハ圖書器具等ヲ以テ之ニ充ツ其名稱及ヒ等差左ノ如シ

一、小學校生徒一等賞與

小學校生徒二等賞與

小學校生徒三等賞與

二、諸學校生徒一等賞與

諸學校生徒二等賞與

諸學校生徒三等賞與

第四條 第一條ノ格ニ該當スル者ヲ査定センカ爲メ各府縣ヲシテ其管下ノ教育ニ關スル職員及ヒ生徒等ヲ調査具申セシム

第五條 前條調査具申ノ方法期限等ハ文部省褒賞課ヲシテ之ヲ各府縣ニ通報セシム

第六條 賞與ハ各府縣ヲシテ之ヲ該職員、生徒等ニ傳達セシメ其請書ヲ徵ス

第七條 賞與シタル職員、生徒等ハ廣ク之ヲ報告スヘシ

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



學事獎勵品附與例

第一條 地方ノ教育ヲ獎勵センカ爲メ公私立學校、幼稚園、書籍館、教育博物館等ニシテ特ニ公益アル者ハ文部省之ニ獎勵品ヲ附與ス

第二條 獎勵品ハ圖書器具等ヲ以テ之ニ充ツ其名稱及ヒ等差左ノ如シ

一、小學校一等獎勵品 小學校二等獎勵品 小學校三等獎勵品

二、中學校獎勵品

三、師範學校獎勵品

四、醫學校獎勵品

五、農學校獎勵品

六、商業學校獎勵品

七、職工學校獎勵品

八、專門學校獎勵品

九、諸學校獎勵品

醫學校ヲ除クノ外專門學校ニ當ツヘキモノトストス  
前ニ學クル所ノ外諸學校ニ當ツヘキモノトストス

十、幼稚園獎勵品

十一、書籍館獎勵品

十二、教育博物館獎勵品

第三條 第一條ノ格ニ該當スル者ヲ査定センカ爲メ各府縣ヲシテ其管下ノ學校、幼稚園、書籍館、教育博物館等ヲ

調査具申セシム

第四條 前條調査具申ノ方法期限等ハ文部省褒賞課ヲシテ之ヲ各府縣ニ通報セシム

第五條 獎勵品ハ各府縣ヲシテ之ヲ該學校、幼稚園、書籍館、教育博物館等ニ傳達セシメ其請書ヲ徵ス

第六條 獎勵品ヲ附與シタル學校、幼稚園、書籍館、教育博物館等ハ廣ク之ヲ報告スヘシ

右ノ學事賞與例及學事獎勵品附與例は其後明治十八年二月九日各局課掛に對する文部省達を以て文部省中局課の廢置が行はれ、褒賞課が廢止せられた後は自ら行はれなくなつた。

明治十六年四月九日府縣に對する文部省達第三號（輪廓附）を以て左の如く學務委員薦舉規則起草心得中に改正が行はれた。

文部省明治十四年一月第二號達學務委員薦舉規則起草心得中左ノ通改正候條此旨相達候事

第一條第二款文中懲役云々ノ上ニ（舊法ニ依リ）ノ五字ヲ加ヘ且（七年）ヲ（五年）ト改ム

同條第三款全文ヲ（新法ニ依リ剝奪公權若クハ停止公權ノ者又ハ輕重禁錮一年以上ノ刑ニ處セラレ主刑滿期後未タ

五年ヲ經サル者）ト改ム

右は明治十三年七月に刑法が改正せられた結果である。

明治十八年三月十三日文部省達第五號を以て左の如く學務委員薦舉規則起草心得中に改正が行はれた。

文部省明治十四年一月第貳號達學務委員薦舉規則起草心得第一條中左之通増加候條此旨相達候事

第一條文中（但左ノ第一第二第三第四第五）ノ下及ヒ（又第一第二第三第四）ノ下ニ各（第六）ノ二字ヲ加フ



同條第五款ノ次ニ左ノ一款ヲ加フ

第六款賭博犯處分規則ニ依リ一年以上ノ懲罰ニ處セラレ滿期後未タ五年ヲ經サル者

明治十五年頃から經濟界が不況に陥り、物價は下落し、金融は逼塞して民間の困弊を甚だしからしめた結果全國各地方の教育は一大打撃を蒙り、就學者の數は著しく減少し、一時盛に勃興した諸種の學校も次第に衰退の兆を示した。地方の教育費を節約する必要から、明治十八年八月十二日太政官布告第二十三號を以て左の如く再び教育令が改正せられた。

明治十三年<sup>十二</sup>第五十九號布告教育令左ノ通改正ス

但明治十四年<sup>七</sup>第三十八號布告中教育令第九條トアルヲ教育令第八條ト改メ同十五年<sup>十二</sup>第五十六號布告ヲ廢止ス

教育令

- 第一條 全國ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統攝ス故ニ學校教場幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ
- 第二條 學校ハ小學校中學校大學校師範學校專門學校其他各種ノ學校トス
- 第三條 小學校及小學教場ハ兒童ニ普通ノ教育ヲ施ス所トス
- 第四條 中學校ハ高等ナル普通學科ヲ授クル所トス
- 第五條 大學校ハ法學理學醫學文學等ノ專門諸科ヲ授クル所トス

第六條 師範學校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七條 專門學校ハ法科理科醫科文科農業商業職工等各科ノ學業ヲ授クル所トス

第八條 各町村ハ府知事縣令ノ指示ニ從ヒ獨立或ハ聯合シテ其學齡兒童ヲ教育スルニ足ルヘキ一箇若クハ數箇ノ小學校又ハ小學教場ヲ設置ス可シ

但本文小學校又ハ小學教場ニ代ルヘキ私立小學校又ハ小學教場アリテ府知事縣令ノ認可ヲ經タルトキハ別ニ設置セサルモ妨ケナシ

第九條 凡兒童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

第十條 學齡兒童ヲ就學セシムルハ父母後見人等ノ責任タルヘシ

第十一條 父母後見人等ハ其學齡兒童ノ普通科ヲ卒ラサル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ毎年就學セシメサルヘカラス

但就學督責ノ規則ハ府知事縣令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第十二條 小學校及小學教場ノ學期ハ三箇年以上八箇年以下タルヘク授業日數ハ毎年三十二週日以上タルヘシ其授業時間ハ一日三時ヨリ少カラス六時ヨリ多カラサルモノトス

但土地ノ情況ニ依リ午前若クハ午後ノ半日又ハ夜間ニ授業スルコトヲ得ヘシ其授業時間ハ二時ヨリ少カラサルモノトス

第十三條 小學校若クハ小學教場ヲ設置スルノ資力ニ乏シクシテ巡回授業ノ方法ヲ設ケ普通教育ヲ兒童ニ施サントスル町村ハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



第十四條 學齡兒童ヲ小學校若クハ小學教場ニ入レス又巡回授業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ施サントスルモノハ戸長ノ認可ヲ經ヘシ

但戸長ハ兒童ノ學業ヲ其町村ノ小學校若クハ小學教場ニ於テ試験セシムヘシ

第十五條 學校教場幼稚園書籍館等ニ公立私立ノ別アリ地方稅若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立トシ一人若クハ數人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立トス

第十六條 公立學校教場幼稚園書籍館等ノ設置變更廢止其府縣立ニ係ルモノハ文部卿ノ認可ヲ經ヘク其町村立ニ係ルモノハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第十七條 私立學校教場幼稚園書籍館等ノ設置變更ハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘク其廢止ハ府知事縣令ニ開申スヘシ但公立小學校又ハ小學教場ニ代用スル私立小學校又ハ小學教場ノ廢止ハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第十八條 町村立私立學校教場幼稚園書籍館等設置變更廢止ノ規則ハ府知事縣令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第十九條 小學校及小學教場ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事縣令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認可ヲ經テ管内ニ施行スヘシ

中學校其他ノ學校ノ教則ハ文部卿其綱領ヲ頒布スルコトアルヘシ

第二十條 公立學校教場ノ費用府縣會ノ議定ニ係ルモノハ地方稅ヨリ支辨シ町村ノ協議ニ係ルモノハ町村費ヨリ支辨スヘシ

第二十一條 町村費ヲ以テ設置保護スル學校教場ニ於テ補助ヲ地方稅ニ要スルトキハ府縣會ノ議定ヲ經テ之ヲ施行

スルコトヲ得ヘシ

第二十二條 公立學校教場ノ敷地ハ免稅タルヘシ

第二十三條 凡學事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

第二十四條 各府縣ハ小學教員ヲ養成センカ爲ニ師範學校ヲ設置スヘシ

第二十五條 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上ニシテ品行端正相當ノ學力アリ文部卿若クハ府知事縣令ノ免許狀ヲ得タルモノタルヘシ

第二十六條 文部卿ハ吏員ヲ府縣ニ發遣シ學事ノ實況ヲ巡視セシムルコトアルヘシ

第二十七條 凡學校ニ於テハ男女教室ヲ同クスルコトヲ得ス

但小學校及小學教場ニ於テハ男女教室ヲ同クスルモ妨ケナシ

第二十八條 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等來觀スルコトヲ得ヘシ

第二十九條 町村立學校教場ノ教員ハ戸長ノ申請ニ因リ府知事縣令之ヲ任免スヘシ

第三十條 町村立學校教場ノ教員ノ俸額旅費ハ府知事縣令之ヲ規定シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第三十一條 各府縣ハ土地ノ情況ニ隨ヒ中學校ヲ設置シ又農學校商業學校職工學校其他ノ專門學校ヲ設置スヘシ

此教育令の特色を擧げると(一)小學校の外に小學教場なるものを設けたこと(二)小學校及小學教場の教科目を明示せず、單に小學校及小學教場は兒童に普通教育を施す所とすと規定したこと(三)土地の情況に依り午前若くは午後  
の半日又は夜間に授業し得ることを認めたこと(四)學務委員を廢し、其職務を戸長をして掌理せしめたこと(五)小  
學校若くは小學教場に入れず又巡回授業に依らずして別に普通教育を施さんとする者は從來郡區長の認可を經べきもの



としたのを戸長の認可を経るを以て足れりとしたこと等である。

尙ほ太政官布告第二十三號を以てする教育令改正に關し、最初文部省の稟申から太政官に於て決定に至るまでの経過は左の如くであつた。(内閣編輯法規分類大全に據る)

文部省稟告 明治十八年六月十一日 (傍線は朱書、輪廓附は塗抹を示す)

明治十三年ノ末改正教育令ヲ頒布セラレテヨリ茲ニ四周年餘其利害ヲ實施上ニ檢スルモノ鮮ナカラス殊ニ方今地方ノ教育費ヲ節約セント欲スレハ亦之カ施爲上ヲ釐革セサルヲ得サルモノアリ旁以教育令別冊ノ通改正相成度乃チ説明及公布案ヲ添ヘ此段上申候也

第三條 小學校ハ兒童ニ普通ノ教育ヲ施ス所トス 普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所ニシテ其學科ヲ修身讀書習字算術

地理歴史等ノ初歩トス土地ノ情況ニ隨ヒテ器畫唱歌體操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ爲メ

ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

但已ムヲ得サル場合ニ於テハ修身讀書習字算術地理歴史ノ中地理歴史ヲ減スルコトヲ得

(理由)

小學校ハ兒童ニ普通ノ教育ヲ施ス所ニシテ其目的ハ兒童ノ徳性ヲ涵養シ心身ヲ發育シ農商工其他人生ノ諸職業ニ必須ナル知識技術ノ端緒ヲ授ケ國家ノ良民タルノ地ヲ做サシムルニ在リ故ニ其編制上ニ至テモ一般ニ必施スヘキ尋常ノ小學科アリ又男女都鄙ノ區別及諸職業ノ狀況ニ應セル特殊ノ小學科アリテ其類一ナラス然ルニ現行ノ文ニ於テ斯克一定ノ科目ヲ掲ケテ云々シタルハ實施上頗ル支障アルヲ免レス要スルニ法令ニハ該教育全體ノ性質ヲ示スニ止メ其科目等ノ如キハ文部卿ノ權ヲ以テ適宜之ヲ取捨増減セシムルヲ便トス是レ本條ノ改正ヲ要スル所以ナリ

スル所以ナリ

削除以上數條掲クル所何之學校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ得ヘシ

(理由)

教育ノ施設ハ公私ヲ問ハス皆務テ慎重ヲ加ヘサルヘカラス是レ第二十條第二十一條ニ於テ學校等ヲ設置セントスルニハ必ス認可ヲ受ケシムル所以ニシテ人人固ヨリ擅ニ之ヲ施設シ得ヘキモノニアラサルナリ然ルニ本項ニ於テハ云云ノ明文アリ今之ヲ擅ニ施設シ得ルモノト解セン歟第二十條第二十一條ト抵觸セサルヲ得ス若シ又正當ノ手續ニ由リタル上ニテ人人此權利ヲ有スルモノト解セン歟凡ソ正當ノ手續ニ由リテ得ヘキモノハ何ソ獨リ學校設置ノ權利ノミナラン教員トナリテ教授ヲ行ヒ生徒トナリテ學校ニ入ル等皆然ラサルコトナン彼ニ略シテ此ニ詳ナルハ亦體制宜ヲ得タリト云フヘカラス且此ノ如キ疑似ノ文アルカ爲メ當局者學校等ノ設置ヲ調査スルニ方テ多少ノ困難ヲ見ルコト往往之アリ要スルニ本項ハ益ナクシテ害アルノ文タルヲ免レス是レ之カ削除ヲ要スル所以ナリ

第九條 各町村ハ府知事縣令ノ指示ニ從ヒ獨立或ハ聯合シテ其學齡兒童ヲ教育スルニ足ルヘキ一箇若クハ數箇ノ小學校又ハ小學校場ヲ設置スヘシ

但本文小學校ニ代ルヘキ私立小學校アリテ府知事縣令ノ認可ヲ經タルトキハ別ニ設置セサルモ妨ケナシ

(理由)

小學校ノ目的ハ結局一般兒童ヲシテ國家ノ良民タルノ地ヲ做サシムルニ在ルヲ以テ之カ設置モ亦務テ全國ニ普及セント期セサルヘカラス是レ本條ニ於テ各町村ニ負ハシムルニ云云ノ責ヲ以テスル所以ナレトモ寒村僻

第三章 明治十九年諸學校令整理に至るまで



邑等資力ノ乏シキモノニ在テハ往往未タ其責ヲ了スルコト能ハサルモノアリ或ハ強テ了スルモ之ヲ繼續シ難キモノアリテ當局者常ニ其措置ニ困マサルヲ得ス尤第十八條ニ於テ巡回授業ノ制ヲ設ケタルハ豫メ此等ノ場合ヲ慮カルニ出テタルナレトモ土地ノ隔絶スルモノ等ニ至テハ此制モ亦行ハレサル所アリ故ニ自今小學ノ教育ヲ一層普及セシメント欲スレハ其一般ニ必施スヘキ尋常ノ小學科ハ務テ簡約ヲ主トシ唯國民日用ノ心得ヲ訓諭スルニ止メサルヘカラス而シテ其校舍ハ必シモ別ニ設ケス社寺ノ廡下若クハ民家ノ一隅等ヲ以テ充用シ從來ノ家塾様ノ體裁ニテモ妨ケナキモノトシ其他諸般ノ準備モ之ニ稱フテ計畫セシメ小學校ノ外別ニ小學教場ノ稱ヲ創シテ體裁ノ具ハラサルモノヲ待タンコトヲ要ス此制ニシテ彼ノ巡回授業ノ制ト并ヒ行ハレンニハ寒村貧邑等資力ノ乏シキモノト雖トモ容易ニ其責ヲ了スルヲ得ルノ便アラン果シテ然ルトキハ嘗テ小學校教育ノ普及スルノミナラス地方ノ民費ヲ節約利用シテ國家全體ノ經濟上ニモ裨補スル所鮮少ナラサルヘシ是レ本條ノ改正ヲ要スル所以ナリ

第十條 各町村ハ學務ヲ幹理セシメンカ爲ニ小學校ヲ設置スル獨立或ハ聯合ノ區域ニ學務委員ヲ置キ戸長ヲ以テ其員ニ加フヘシ

但人員ノ多寡給料旅費職務取扱諸費等ノ有無及其額ハ區町村會之ヲ評決シ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第十一條 學務委員ハ町村人民其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ撰舉シ府知事縣令其中ニ就テ之ヲ撰任スヘシ

但薦舉ノ規則ハ府知事縣令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

學事取締ハ府知事縣令之ヲ任免スヘシ

第十二條 學務委員ハ府知事縣令ノ監督ニ屬シ兒童ノ就學學校ノ設置保護等ノ事ヲ掌ルヘシ

學事取締ノ給料旅費職務取扱諸費等ハ地方稅ヨリ支辨スヘシ

(理由)

現行ノ文ニ於テ町村ノ事務ハ戸長アリテ之ヲ管理スルニモ拘ハラズ更ニ學務委員ヲ置テ其學務ヲ幹理セシメタルハ特ニ教育専心ノ人ヲ撰任シテ大ニ戸長ヲ幫助セシメント欲スルニ外ナラス然レトモ實際ニ在テハ其區域ノ狹隘ニシテ職品ノ卑下ナルカ爲メ豫望ノ人ヲ得ルコト極メテ難シ且戸長ト職務上ノ關係ニ於テモ未タ詳明ナラサル所アルヲ以テ彼是責任ノ相分レテ其執務上ニモ不都合ヲ見ルコト往往之アリ願テ本令發行以前ヲ視ルニ學區取締ナルモノハ必ス數十學區ヲ連テ(大抵區長ヲ置キタル大區ト同クセリ)置ク所ナルヲ以テ其人モ亦勝任ノ者多ク學制制定ノ際ニシテヤ教育ノ端緒ニ就キタルハ主トシテ該職員ノ力ニ頼ルカ如シ因テハ實際學事ノ舉ランコトヲ求ムレハ學務委員ヲ廢シテ町村ノ學事ハ專ラ戸長ノ掌務ニ歸シ別ニ學事取締ヲ郡區長所轄部内ニ置キ其指揮ヲ承テ學事ヲ幹理セシムルニ若クハナシ尤之ヲ町村ニ置カスシテ郡區ニ置クトキハ給料其他諸費ノ如キモ自ラ郡區ノ經費ト同シク地方稅ヨリ支辨セサルヲ得ス然而シテ地方稅ニ於テ遽ニ此費目ヲ加フレハ其經濟上ニ困難ヲ見ルノ恐アルカ如クナレトモ文部卿ニ在テ目下府縣立學校費ニ就キ幾分ヲ省減シ得ルノ計畫アルヲ以テ彼此融通セシムルトキハ決テ其恐レアルコトナシ今學事取締ニ要スル費途ヲ概算スルニ一郡區役所ニ毎月平均十五圓ノ給料ト七圓ノ旅費職務取扱諸費トヲ要ストスレハ全國五百六十郡區役所ノ一箇年ノ總費額十四萬八千二百圓ニシテ之ヲ明治十六年ノ地方稅ニ屬スル教育費百五十萬四千二百十圓餘ノ内ニ就キ融通スルハ左迄難事ニアラス又此學事取締ニ要スル費額ヲ以テ之ヲ明治十六年ノ區町村費ニ屬スル學務委員費六十一萬八千九百七十圓ニ比スル



ニ四分ノ一弱ニ過キス而シテ彼ハ之ヲ廢スルニ由テ全ク減少シ此ハ他ノ費途ヨリ融通スルモノトスレハ此改正  
ハ一舉シテ教育上ト經濟上ト兩ナカラ許多ノ便益ヲ與フルモノト云フヘシ且既ニ學務委員ヲ廢スレハ町村立學  
校教員ノ進退ニ至テモ當然戸長ヲシテ申請セシムヘキモノト是レ此諸條ノ改正ヲ要スル所以ナリ

第十五條 父母後見人等ハ其學齡兒童ノ小學科三箇年ノ課程ヲ卒業サル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少ク  
トモ毎年十六週日以上就學セシメサルヘカラス又小學科三箇年ノ課程ヲ卒業タル後ト雖トモ相當ノ理由アルニ  
アラサレハ毎年就學セシメサルヘカラス

但就學督責ノ規則ハ府知事縣令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ  
(理由)

第九條ノ改正ニ關シテ述ヘタル尋常小學科ノ課程ヲ簡約ニスルノ方案ハ獨リ教育施設上ノ便ヲ圖ルカ爲メノミ  
ナラス又學校兒童ノ就學ヲ普及セシメント期スルモノナリ故ニ自今未タ小學科三箇年ノ課程ヲ卒業サル兒童  
ノ就學ハ一層嚴重ニ督責スヘキコト勿論ナレトモ其既ニ該科ヲ卒業フル兒童ノ就學ニ至テハ必シモ法令ヲ以テ督  
責スルヲ要セス強テ之ヲ爲セハ彼此ノ別明ナラスシテ寬猛宜ヲ失スルニ至ラン是レ本條ノ改正ヲ要スル所以ナ  
リ

第二十三條 小學校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事縣令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認  
可ヲ經テ管内ニ施行スヘシ

但府知事縣令施行スル小學校ニアラサル學校ノ教則ニ準據シ難キ場合アリテ之ヲ斟酌増減セントシ府知事  
縣令之ヲ許可セントスルトキハ其意見ヲ付シテハ文部卿ノ認可ヲ經テ其綱領ヲ頒布スルコトアルヘシ

(理由)

現行ノ文ニ於テ小學校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事縣令土地ノ情況ヲ量テ之ヲ編制シ更ニ文  
部卿ノ認可ヲ受ケシムルモノトシタルハ蓋慎重ヲ致スノ至リナリ然ルニ猶又但書ヲ以テ云シ斟酌ノ上ニモ斟  
酌ヲ加フルノ途ヲ開キタルハヤヤ過慮タラサルヲ得ス殊ニ改正教育令ノ發行以來茲ニ五年未タ一モ此ノ如キ事  
實アリタルヲ見ス要スルニ此但書ハ贅文ト云フモ不可ナルナシ然而シテ小學校ニアラサル學校ノ教則ノ如キハ  
盡ク小學校ノ如ク歸一ヲ要スヘキモノニアラサレトモ其中學校師範學校ヲ始トシ醫學校藥學校及農商業等ノ學  
校ノ如キハ其綱領ヲ定ムルノ施設上ニ利便アルヲ以テ文部卿ハ夙ニ之ヲ府縣ニ訓示スル所アリ今後モ此類尙多  
カルヘシ因テハ現行ノ文ニ換フルニ此件ヲ以テシ明ニ其綱領ヲ定ムルノ責ヲ文部卿ニ屬スルコト更ニ允當トス  
是レ本條ノ改正ヲ要スル所以ナリ

第三十五條 削除公立師範學校ハ本校ニ入學セサルモノト雖トモ卒業證書ヲ請フモノアラハ其學業ヲ試驗シ合格ノ  
モノニハ卒業證書ヲ與フヘシ

第三十七條 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上品行端正相當ノ學力等アリテ文部卿若クハ府知事縣令ノ免許狀ヲ  
得タルモノタルヘシ

但品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス  
第三十八條 削除小學校教員ハ官立公立師範學校ノ卒業證書ヲ有スルモノトス

但本文師範學校ノ卒業證書ヲ有セスト雖トモ府知事縣令ヨリ教員免許狀ヲ得タルモノハ其府縣ニ於テ教員タル  
モ妨ケナシ



(理由)

教員ノ良否ハ教育上直接ノ關係アルヲ以テ其資格ハ務テ慎重ヲ加フヘキコト勿論ナリ然ルニ現行ノ文ニ於テ第三十八條ヲ以テ小學校教員ニ就キ云スルノ外一般ノ學校教員ニ就テハ未タ學力等ノ資格ヲ定ムル所アラズ蓋學事ノ創始ニ方テハ情況ノ此ニ及ヒ難キモノアリシト雖トモ今ヤ諸種ノ學校年ヲ逐テ増加シ一層之カ實効ヲ責メサルヘカラサルノ折柄ナレハ復タ教員ノ資格ヲ定ムルニ猶豫スヘカラス因テ一般ノ學校教員ニ就キ之カ免許狀ヲ授與スル制ヲ立テ其要重ナル學校ノ教員ニハ文部卿便宜學力品行及職任上ノ耐否等ヲ檢定シテ免許狀ヲ授與シ其他ノ學校ノ教員ニハ府知事縣令ヲシテ同様免許狀ヲ授與セシムルモノトナスヲ要ス又現行ノ文ニ在テハ師範學校ノ卒業證書ヲ以テ直チニ小學校教員ノ免許狀ニ充用セシムルノ制ナレトモ右ニテハ其資格關スル年限等ヲ定ムルニ於テ允當ナラサル所アリ且小學校教員ニ限り一般學校ノ教員ト異同スヘキ筋ナキヲ以テ此際右ノ制ヲ廢止シ自今ハタトヒ師範學校ノ卒業證書ヲ有スル者ト雖トモ更ニ定式ノ免許狀ヲ得ルニアラサレハ其教員タルノ資格ヲ具セサルモノトナスヲ要ス若夫學校ニ入ラスシテ師範學校ノ卒業證書ヲ受タルノ制ハ前件廢止ノ爲メ全ク無用ノ手續ニ歸スヘシ是レ此數條ノ改正削除ヲ要スル所以ナリ

第四十八條 町村立學校ノ教員ハ學務委員戶長ノ申請ニ因リ府知事縣令之ヲ任免スヘシ

(理由)

本條ノ改正ヲ要スル理由ハ第十條第十一條第十二條ニ關スル說明ノ末段ニ見ユ

第五十一條 第二十一條及第三十七條ヲ犯シタルモノハ五十錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處スヘシ

(理由)

私立學校ヲ開設スルニ必ス認可ヲ受ケシムルモノトシタルハ雷ニ教育上ノ利害ヲ慮ルカ爲メノミナラス間國  
家ノ施政上ニモ關係スル所アレハ殊ニ之ヲ實歴ニ徵スルニ妄ニ學校ヲ開テ不都合ノ教育ヲナシ再三說諭ヲ加フ  
ルモ陽ニ諾シテ陰ニ背キ或ハ官吏至レハ暫ク之ヲ閉テ既ニ去レハ復タ開ク等其弊害ノ言フヘカラサルモノ既ニ  
之アリ此輩ニ至テハ斷シテ懲罰ヲ加ヘサルヲ得ス又教員ノ資格ヲ重ンスルカ爲メ其免許狀ノ制ヲ定メタル上ハ  
之ニ違テ妄ニ教授ヲナスモノノ如キモ自ラ前件ニ準シテ懲罰ヲ加フルノ必要ヲ生セリ尤教育令制定ノ始ニ在テ  
ハ改定律例ノ違令條及明治十年第十三號公布罰金ノ處分等夫夫法令規則ニ違犯スルモノヲ罰スルノ途アルヲ以  
テ本件ノ如キモ特ニ罰則ヲ設クルノ要用ナカリシト雖トモ新刑法ノ頒布アルニ及テ其途全ク廢セリ故ニ爾來ノ  
實歴上下前途學政施爲ノ都合トヲ慮リ遂ニ斯ク罰則ヲ制定セサルヲ得サルニ至レリ是レ本條ノ增加ヲ要スル所  
以ナリ

參事院議案 明治十八年六月二十六日

別紙文部省上申教育令改正ノ件審査スル處左ノ如シ

本件教育令改正ハ明治十三年改正教育令頒布以來茲ニ四年餘實地經驗上ノ結果ニシテ必要止ムヲ得サルノミナラ  
ス大ニ地方町村費節減ノ目的ヲ達スルコトヲ得ヘシ但文部省上申ニハ學務委員ヲ廢スルモ更ニ學事取締ヲ置クノ  
意見アリ然ルニ現今地方學事ノ狀況ニ於テハ右學事取締ヲ置クノ必要ヲ見サルト費用節減トノ旨趣ニ基キ且教育  
令中刑法ノ裁制ヲ掲クルハ妥當ナラサルヲ以テ其條項共併セテ之ヲ削除シ其他多少不穩ノ文字ヲ修正ス又今般改  
正ニ因リ明治十四年七月第三十八號同十五年十二月第五十六號布告ニ抵觸ヲ來スヲ以テ布告文ニ但書ヲ加ヘタリ餘ハ  
文部省上申ノ通裁可セラレ可然ト視認ス

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



右ニ由リ布告案左ノ通ニテ可然哉上申候也布告案等元老院ニ於テ修正ノ條ナキヲ以テ之ヲ省ク

元老院へ達 明治十八年七月二十一日

教育令改正ノ儀

右其院議定ニ被付候事

元老院稟告 明治十八年七月二十八日

本月二十一日下付有之候教育令改正ノ義本院議定案勅裁ヲ仰キ候爲メ御上奏有之度候也

元老院上奏 明治十八年七月二十八日

本月二十一日下付セラレシ教育令改正ノ義今二十八日會議ニ於テ本案可ト決セリ仍テ謹テ之ヲ上奏ス

參事院議案 明治十八年七月三十日

別紙元老院上奏教育令改正ノ件審査スル處同院ニ於テ下付原案ノ通可決相成別ニ不都合ノ廢無之ニ付上奏ノ如ク布告セラレ可然哉上申候也

教育令發布後數日即ち明治十八年八月十九日文部省は府縣に對する左記同省達第七號及第八號を發した。

○第七號

自今府縣立學校ニ於テ授業料ヲ徵收スヘキモノトス其額及徵收ノ方法等ハ當省へ伺出ヘシ此旨相達候事

○第八號

自今町村立學校ニ於テ授業料ヲ徵收セシムヘキモノトス其額及徵收ノ方法等ハ府知事縣令ニ於テ其程度ヲ取調ヘ當

省へ伺出ヘシ此旨相達候事

此教育令は其發布後僅に八箇月にして諸學校令の制定に依て其效力を失ふに至つた。

尙ほ以上擧げたものの外此期に於ける教育法令の變遷に就て述べると、

明治十四年五月府縣に對する文部省達第十二號を以て小學校教則綱領が定められた。

明治十四年六月府縣に對する文部省達第十九號を以て小學校教員心得が定められた。

明治十四年七月府縣に對する文部省達第二十八號を以て中學校教則大綱が定められた。

明治十四年八月府縣に對する文部省達第二十九號を以て師範學校教則大綱が定められた。

明治十五年五月府縣に對する文部省達第四號を以て醫學校通則が定められた。

明治十五年七月府縣に對する文部省達第六號を以て藥學校通則が定められた。

明治十六年四月府縣に對する文部省達第五號を以て農學校通則が定められた。

明治十六年七月府縣に對する文部省達第十二號を以て府縣立師範學校通則が定められた。

明治十七年一月府縣に對する文部省達第一號を以て商業學校通則が定められた。

同月府縣に對する文部省達第二號を以て中學校通則が定められた。

## 第二款 初等普通教育(小學教育)

明治五年八月の「學制」が明治十二年九月の教育令に依て廢止せられ、其教育令が明治十三年十二月の改正教育令に



依て變更せられ、此改正教育令が亦明治十八年八月の教育令に依て改められた變遷は前述べた通であるが、初等普通教育に關しては明治十四年五月四日府縣に對する文部省達第十二號（輪廓附）を以て左の如く改正教育令に基きたる小學校教則綱領が定められた。

小學校教則綱領別冊ノ通相定候條此旨相達候事

小學校教則綱領

第一章 小學校ノ區分

第一條 小學校ヲ分テ初等中等高等ノ三等トス

第二條 小學初等科ハ修身、讀書、習字、算術ノ初歩及唱歌、體操トス

但唱歌ハ教授法等ノ整フヲ待テ之ヲ設クヘシ

第三條 小學中等科ハ小學初等科ノ修身、讀書、習字、算術ノ初歩及唱歌、體操ノ續ニ地理、歴史、圖畫、博物、

物理ノ初歩ヲ加ヘ殊ニ女子ノ爲ニハ裁縫等ヲ設クルモノトス

第四條 小學高等科ハ小學中等科ノ修身、讀書、習字、算術、地理、圖畫、博物ノ初歩及唱歌、體操、裁縫等ノ續

ニ化學、生理、幾何、經濟ノ初歩ヲ加ヘ殊ニ女子ノ爲ニハ經濟等ニ換ヘ家事經濟ノ大意ヲ加フルモノトス

第五條 小學校ノ區分ハ前三條ノ如ク定ムト雖モ土地ノ情況、男女ノ區別等ニ因テハ某學科ヲ増減スルコトヲ得

但修身、讀書、習字及算術ハ之ヲ缺クコトヲ得ス

第二章 學期、授業ノ日及時

第六條 小學校ノ學期ハ初等科及中等科ヲ各三箇年トシ高等科ヲ二箇年トシ通シテ八箇年トス

第七條 小學校ニ於テハ日曜日、夏季冬季休業日及大祭日、祝日等ヲ除クノ外授業スヘキモノトス

第八條 小學校授業ノ時間ハ一日五時ヲ以テ度トス

第九條 前三條定ムル所ノ學期、授業ノ日及時ハ土地ノ情況ニ因リ伸縮スルコトヲ得ヘシト雖モ學期ハ初等科ニ於

テハ三箇年ヲ下ルヘカラス各等科合シテ八箇年ニ過クヘカラス授業ノ日ハ一年三十二週日ヲ下ルヘカラス又授業ノ時間ハ一日三時ヲ下ルヘカラス六時ニ過クヘカラス

第三章 小學各等科程度

第十條 修身 初等科ニ於テハ主トシテ簡易ノ格言、事實等ニ就キ中等科及高等科ニ於テハ主トシテ稍高尚ノ格言、

事實等ニ就テ兒童ノ徳性ヲ涵養スヘシ又兼テ作法ヲ授ケンコトヲ要ス

第十一條 讀書 讀書ヲ分テ讀方及作文トス

初等科ノ讀方ハ伊呂波、五十音、濁音、次清音、假名ノ單語、短句等ヨリ始メテ假名交リ文ノ讀本ニ入り兼テ讀本中緊要ノ字句ヲ書取ラシメ詳ニ之ヲ理會セシムルコトヲ務ムヘシ中等科ニ於テハ近易ノ漢文ノ讀本若クハ稍高尚ノ假名交リ文ノ讀本ヲ授ケ高等科ニ至テハ漢文ノ讀本若クハ高尚ノ假名交リ文ノ讀本ヲ授クヘシ凡讀本ハ文體雅馴ニシテ學術上ノ益アル記事或ハ生徒ノ心意ヲ愉ハシムヘキ文詞ヲ包有スルモノヲ撰用スヘク之ヲ授クルニ當テハ讀法、字義、句意、章意、句ノ變化等ヲ理會セシムルコトヲ旨トスヘシ

初等科ノ作文ハ近易ノ庶物ニ就テ其性質等ヲ解セシメ之ヲ題トシ假名ニテ單語、短句等ヲ綴ラシムルヲ初トシ稍進テハ近易ノ漢字ヲ交ヘ次ニ簡短ノ假名交リ文ヲ作ラシメ兼テ口上書類ヨリ日用書類ニ及フヘシ中等科及高等科ニ於テハ日用書類ヲ作ラシムルノ外既ニ學習セシ所ノ事實ニ就テ志傳等ヲ作ラシムヘシ

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



第十二條 習字 初等科ノ習字ハ平假名、片假名ヨリ始メ行書、草書ヲ習ハシメ其手本ハ數字、十干、十二支、苗字、著名ノ地名、日用庶物ノ名稱、口上書類、日用書類等民間日用ノ文字ヲ以テ之ニ充ツヘシ中等科及高等科ニ至テハ行書、草書ノ外楷書ヲ習ハシムヘシ

第十三條 算術 筆算ヲ用フルトキハ初等科ニ於テハ實物ノ計方、加減乗除ノ法、其應用、度量衡、貨幣ノ名義及其計算ノ法ヲ學ハシムヘク中等科ニ於テハ之ニ繼クニ數ノ性質及分數、小數、比例ヲ以テシ高等科ニ至テハ比例、百分算、開平、開立及求積等ヲ學ハシムヘシ珠算ヲ用フルトキハ初等科ニ於テハ實物ノ計方、算珠ノ運用、加減乗除ノ法、其應用、度量衡、貨幣ノ名義及其計算ノ法ヲ學ハシムヘク中等科ニ於テハ異乘同除、同乘異除、差分ヲ授ケ高等科ニ至テハ筆算ノ加減乗除ノ法及分數、小數、比例ヲ學ハシムヘシ凡算術ヲ授クルニハ日用適切ノ問題ヲ撰ヒ務テ兒童ヲシテ算法ノ基ク所ノ理及題意等ヲ考究セシムヘシ

但筆算、珠算ヲ併用スルモ妨ケナシ

第十四條 地理 地理ハ中等科ニ至テ之ヲ課シ先學校近傍ノ地形即生徒ノ親ク目撃シ得ル所ノ山谷河海等ヨリ說キ起シ漸ク地球ノ有様ヲ想像セシメ次ニ日本及世界地理ノ總論、五畿八道ノ地理、外國地理ノ大要ヲ授ケ高等科ニ至テハ地文ノ大要即地球、地皮、大氣、水陸、生物、物産等ノ事ヲ授クヘシ凡地理ヲ授クルニハ地球儀及地圖等ヲ備ヘンコトヲ要ス殊ニ地文ヲ授クルニハ務テ實地ニ就キ兒童ノ觀察力ヲ養成スヘシ

第十五條 歷史 歷史ハ中等科ニ至テ之ヲ課シ日本歷史中ニ就テ建國ノ體制、神武天皇ノ即位、仁德天皇ノ勤儉、延喜天曆ノ政績、源平ノ盛衰、南北朝ノ兩立、徳川氏ノ治績、王政復古等緊要ノ事實其他古今人物ノ賢否、風俗ノ變更等ノ大要ヲ授クヘシ凡歷史ヲ授クルニハ務テ生徒ヲシテ沿革ノ原因結果ヲ了解セシメ殊ニ尊王愛國ノ志氣

ヲ養成センコトヲ要ス

第十六條 圖畫 圖畫ハ中等科ニ至テ之ヲ課シ直線、曲線及其單形ヨリ始メ漸次紋畫、器具、花葉、家屋等ニ及フヘシ高等科ニ至テハ草木、禽獸、蟲魚ヨリ漸次山水等ニ及ヒ兼テ幾何畫法ヲ授クヘシ凡圖畫ヲ授クルニハ眼及手ノ練習ヲ主トシテ初ハ輪廓ヲ畫カシメ漸ク進テ陰影ヲ畫カシムヘシ

第十七條 博物 博物ハ中等科ニ至テ之ヲ課シ最初ハ務テ實物ニ依テ通常ノ動物ノ名稱、部分、常習、效用、通常ノ植物ノ名稱、部分、性質、效用及通常ノ金石ノ名稱、性質、效用等ヲ授ケ高等科ニ至テハ更ニ植物、動物ノ略說ヲ授クヘシ凡博物ヲ授クルニハ務テ通常ノ動物、植物、金石ノ標本等ヲ蒐集センコトヲ要ス

第十八條 物理 物理ハ中等科ニ至テ之ヲ課シ物性、重力等ヨリ始メ漸次水、氣、熱、音、光、電氣、磁氣ノ初步ヲ授クヘシ凡物理ヲ授クルニハ務テ單一ノ器械及近易ノ方便ニ依リ實地試驗ヲ施シ其理ヲ了解セシムヘシ

第十九條 化學 化學ハ高等科ニ至テ之ヲ課シ火、空氣、水、土等ニ就テ化學ノ端緒ヲ開キ漸次通常ノ非金屬諸元素及金屬諸元素ニ關スル化學說ノ大要ヲ授クヘシ其實地試驗ニ基クヘキコトハ猶物理ニ於ケルカコトシ

第二十條 生理 生理ハ高等科ニ至テ之ヲ課シ骨骸、筋肉、皮膚、消化、血液ノ循環、呼吸、感覺ノ說等兒童ノ理會シ易キモノヲ撰テ之ヲ授ケ務テ實際ノ觀察或ハ模形等ニ依テ其理ヲ了解セシムヘシ又兼テ緊切ノ養生法ヲ授ケンコトヲ要ス

第二十一條 幾何 幾何ハ高等科ニ至テ之ヲ課シ線、角、面及體ノ性質、關係等ヨリ始メ漸次角及面ニ關スル諸題ヲ授クヘシ

第二十二條 經濟 經濟ハ高等科ニ至テ之ヲ課シ近易ノ事實ニ據リ生財、配財及交易等ニ關スル經濟ノ要旨ヲ授ク



ヘシ

第二十三條 裁縫及家事經濟 裁縫ハ中等科ヨリ高等科ニ通シテ之ヲ課シ運針法ヨリ始メ漸次通常ノ衣服ノ裁方、縫方ヲ授クヘク家事經濟ハ高等科ニ至テ之ヲ課シ衣服、洗濯、住居、什器、食物、割烹、理髮、出納等一家ノ經濟ニ關スル事項ヲ授クヘシ凡裁縫、家事經濟ヲ授クルニハ民間日用ニ應センコトヲ要ス

第二十四條 唱歌 初等科ニ於テハ容易キ歌曲ヲ用ヒテ五音以下ノ單音唱歌ヲ授ケ中等科及高等科ニ至テハ六音以上ノ單音唱歌ヨリ漸次複音及三重音唱歌ニ及フヘシ凡唱歌ヲ授クルニハ兒童ノ胸膈ヲ開暢シテ其健康ヲ補益シ心情ヲ感動シテ其美德ヲ涵養センコトヲ要ス

第二十五條 體操 初等科ノ初ハ適宜ノ遊戲ヲ以テ之ニ充テ漸次徒手運動ニ及フヘシ中等科及高等科ニ至テハ兼テ器械運動ヲナサシムヘシ

第二十六條 土地ノ情況ニ因リ農業ノ初歩ヲ加フルトキハ農具ノ名稱用法、肥料ノ種類效用、禾穀蔬菜果實ノ性質栽培法、養蠶培桑ノ法及家畜魚鳥ノ飼養法等凡農家ニ緊要ノ事項ヲ授クヘシ工業ノ初歩ヲ加フルトキハ器械ノ功用、汽水風力利用ノ一斑、工家ノ經濟及其地方ニ適切ノ製造物ノ品性等凡工家ニ緊要ノ事項ヲ授クヘシ商業ノ初歩ヲ加フルトキハ簿記、保險、銀行、郵便、電信、陸運、水運、貨幣、手形等凡商家ニ緊要ノ事項ヲ授クヘシ

第二十七條 小學各等科程度ハ前十七條ノ如ク定ムト雖モ土地ノ情況ニ因テハ之ヲ斟酌スルコトヲ得一教則ノ組織以上三章掲クル所ノ例ニ適セサルモノハ其近キ所ニ依テ初等科或ハ中等科或ハ高等科ノ別ヲ立ツヘシ

一三章掲クル所ノ小學科ノ區分、學期、授業ノ日及時、各等科程度ニ基キ課程ヲ設クルノ一例ヲ示ス左表ノ如シ



學科	修身	讀書	習字	算術	地理	歷史	圖畫	博物	物理	化學	生理	幾何	經濟	裁縫	家事	學年		學科	
																前期	後期		
小 學 初 等 科	第一 年	前期	三 簡易ノ格言、 事實等ニ就テ 徳性ヲ涵養シ 兼テ作法ヲ授 ク	六 讀方 以呂波、平音、 濁音、次清音、 假名ノ單語、 短句等	三 作文 就テ其性質ニ 近易ノ庶物ニ ヲ題トシメ之 ヲ解セシメ之 ニテ單語、短 句ヲ綴ラシム	五 平假名 片假名	六 實物ノ計方、 實物ノ加減、 數字										上	全	第一 年
		後期	三 前期ノ續	六 讀方 小學ノ讀本、 讀本中緊要ノ 字句ヲ書取ラ シム	五 作文 前期ノ續 (近易ノ漢字 ヲ交フ)	五 行書 數字、十千、十 二支、苗字ノ 類	六 珠算 實物ノ加減乘 除、算珠用法										上	全	
	前期	三 前期ノ續	六 讀方 前期ノ續	五 作文 就テ其性質ニ 近易ノ庶物ニ ヲ題トシメ之 ヲ解セシメ之 ニテ單語、短 句ヲ綴ラシム	五 行書 前期ノ續及著 名ノ地名、日 用庶物ノ名稱 ノ類	六 珠算 加法、命位、 名數、減法、 珠算	六 珠算 加法、減法										上	全	第三 年
		後期	三 前期ノ續	六 讀方 前期ノ續	五 作文 前期ノ續及口 上書類ヲ作ラ シム	五 行書、草書 前期ノ續及口 上書類等	六 珠算 珠算 前期ノ續及乘 法										上	全	
	前期	三 前期ノ續	六 讀方 前期ノ續	五 作文 前期ノ續及日 用書類ヲ作ラ シム	五 行書、草書 日用書類等	六 珠算 乘法、除法、 珠算	六 珠算 乘法、除法、 珠算										上	全	第五 年
		後期	三 前期ノ續	六 讀方 前期ノ續	五 作文 前期ノ續	五 行書、草書 前期ノ續	六 珠算 四則雜題及 度、量、衡、 貨幣	六 珠算 四則雜題及 度、量、衡、 貨幣										上	
小 學	第四 年	前期	三 稍高尚ノ格 言、事實等ニ 就テ徳性ヲ涵 養ス	五 讀方 前期ノ續 (書取ヲ省ク)	三 作文 日用書類及既 ニ學習セシメ 物ヲ題トシ假 名交リノ文ヲ 作ラシム	四 行書、草書 前期ノ續	五 珠算 前期ノ續及數 ノ性質										上	全	第一 年
		後期	三 前期ノ續	五 讀方 前期ノ續	三 作文 前期ノ續	四 行書、草書 前期ノ續	五 珠算 異乘同除	五 珠算 異乘同除									上	全	
	前期	三 前期	五 讀方 前期	三 作文 前期	四 行書、 前期 楷書	五 珠算 前期	五 珠算 前期										上	全	第 三 年















従来の初等普通教育は、いまだ反譯的教育の域を脱せず、其教材の如きも多くは西洋の書物にあることを移して其儘教授するといふやうな状態で、我國民生活に即した眞の國民教育といひ得ないものであり、殊に國民道德の鼓吹、國民精神の涵養といふ點に關しては多く注意を拂はれなかつたが、右の小學校教則綱領の制定に依て其點が大に改められ、初めて我國民教育たるの體を備ふるに至つた。修身が學校科目中の首位に置かるるに至つたのも此時であつた。

#### 國民教育獎勵會編纂教育五十年史所載貴族院議員江木千之「教育勅語の渙發」中の一節

それから小學校教育の目的、各學科の目的等も次第に分つて來た。其處で明治十四年に初めて小學校教員心得を全國に頒布するといふので、私が起草委員となり、獨りで引受けて案を作つたが、内藤鳴雪（當時文部省の役人であつた）に字句の修正だけを頼んで、其の他は一點の修正もなく、其まゝ發表された。此の教員心得は文部卿限りで發布してよい者であつたが、十二年の不評判極まる教育令發布以來、先帝には殊の外軫念を勞せられて居らせられたから、此の訓令即ち教員心得を發表する前に、先帝の御覽に入れると、大層お喜びになつたのである。又此の年（十四年）之と相前後して、十三年の改正教育令の結果として、小學校教則綱領が發布された。此の教則綱領では各學科の目的や、細かい教授上の要目迄が規定されて居たが、これ又案が出来ると先帝の御覽に入れた。すると先帝は仔細に之を御覽になつて、其の末侍從長を経て主任の者に出て來いと、御沙汰が下つた。其處で私が侍從長の許まで罷り出ると、侍從長から先帝の御内意を傳へられた。それは斯ういふのであつた。即ち、

大體に於て餘程善く出来て居ると思ふ。併し歴史の處を見ると、神武の東征、南北朝の亂、保元、平治の役、前九年、後三年の役、源平の亂、維新の役等戦争とか、亂とか、役とか云ふことが多く掲げてあつて之を教授せよ



とある。勿論我國の歴史は多く、戦争を以て充されて居るので、誠に止むを得ぬ事と思ふが、併し斯の如く戦争の話に次ぐに戦争の話を以てするに於ては、斯の教育は或は後世の子孫をして、亂を思はしむる恐れがありはせぬか。何とか今少し穏やかな書き現はし方はないものか。昔の王政の時代には、随分治績の見るべきものもあつたやうである。其等の事をも考へ合はせては如何か。

との仰せだといふのであつた。其の時私は當時自分だけは餘程進歩した考へを持つた積りで居つたが、此の御内意を承はつて、如何にも慚愧恐縮の至りに堪へなかつた。其の場は「退いて熟考致します。」と申上げて引取りました。が、さて文部省へ歸つて来て、其れを文部卿や次官に話すと、何れも皆恐れ入つて了つた。其處で此の時の御用掛那珂通高（江ばた五郎）と小中村清矩の兩先生に就て、種々意見を交換した上で、御思召に添ふやうに之を修正し、重ねて之を御手許へ差出すと、今度は非常なる御満足で、それでよろしいといふ御沙汰を得て、其の儘發表になつた。即ち其の修正の箇條の全文を擧ぐると左の通りである。

## 小學校教則綱領

第十五條 歴史 歴史ハ中等科ニ至テ之ヲ課シ日本歴史中ニ就テ建國ノ體制、神武天皇ノ即位、仁徳天皇ノ勤儉、延喜天曆ノ政績、源平ノ盛衰、南北朝ノ兩立、徳川氏ノ治績、王政復古等緊要ノ事實、其他古今人物ノ賢否、風俗ノ變遷等ノ大要ヲ授クヘシ凡歴史ヲ授クルニハ務メテ生徒ヲシテ沿革ノ原因結果ヲ了解センメ殊ニ尊王愛國ノ志氣ヲ養成センコトヲ要ス

之によると、神武の東征が神武天皇の即位と改まり、其の上に建國の體制を加へ、南北朝の亂が南北朝の兩立と變はり、又仁徳天皇の勤儉や昔時の王政の擧がりしこと、即ち延喜天曆の政績等も新に加へられて居る。其の他最

初の案と彼れ此れ比較すると餘程面白い。先帝が教育の事に深く御軫念あらせられたことは、誰れも知る所であるが、自分は右の様な事件に自身遭遇して居る爲に、殊更に其の感を深うし奉る次第である。

文部省は明治十四年五月四日府縣に對する同省達第十四號（輪廓附）を以て、教育令第九條但書ノ旨趣ニ基キ私立小學校ヲ公立小學校ニ代用セントスルモノヲ認可候節ハ土地ノ情況及其規則等ヲ具シ開申可致此旨相達候事

と令した。此達は後明治十九年三月二十五日文部省令第三號を以て廢止せられた。

文部省は明治十四年五月九日府縣に對し同省達第十六號（輪廓附）を以て、

今般小學校教則綱領頒布候ニ付テハ小學校教則ノ儀右綱領ニ基キ編制ノ上可伺出且小學校教科書ノ儀ハ左ノ書式ニ據リ可開申此旨相達候事

但小學校教則教科書共改正變更候節ハ本文同様可相心得事

（書式略）

と令した。

明治十四年五月二十一日府縣に對する左記文部省達第十七號（輪廓附）が發せられた。

小學校生徒試験ノ儀ハ小學校教則綱領ノ旨趣ニ基キ定時試業臨時試業等ノ別及其方法取調可伺出且改正變更候節モ



同様可伺出此旨相達候事

明治十四年六月二日府縣に對する左記文部省達第十八號(輪廓附)が發せられた。

學校ニ入ラス巡回授業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ受クル兒童學業試驗ノ儀ハ教育令第十七條但書ノ旨趣ニ基キ其規則相設ケ開申可致且改正變更候節モ同様開申可致此旨相達候事

右文部省達第十八號は後明治十九年三月二十五日文部省令第三號を以て廢止せられた。

明治十四年六月十八日府縣に對する文部省達第十九號(輪廓附)を以て左の如く小學校教員心得が定められた。これは今日に於ても儼として存在し、小學校教員の遵奉すべきものとなつて居るのである。

小學校教員心得別冊ノ通相定候條右旨趣ニ基キ懇篤教誨ヲ加ヘ教員ノ本分ヲ誤ラシメサル様可致此旨相達候事

小學校教員心得

小學校教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ關シ普通教育ノ弛張ハ國家ノ隆替ニ係ル其任タル重且大ナリト謂フヘシ今夫小學教員其人ヲ得テ普通教育ノ目的ヲ達シ人々ヲシテ身ヲ修メ業ニ就カシムルニアラスンハ何ニ由テカ尊王愛國ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ民生ヲシテ富厚ナラシメ以テ國家ノ安寧福祉ヲ増進スルヲ得ンヤ小學教員タル者宜ク深ク此意ヲ體スヘキナリ因テ其恪守實踐スヘキ要款ヲ左ニ揭示ス苟モ小學校教員ノ職ニ在ル者夙夜匪勉服膺シテ忽忘スルコト勿レ

明治十四年六月

文部卿 福 岡 孝 弟

一人ヲ導キテ善良ナラシムルハ多識ナラシムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス故ニ教員タル者ハ殊ニ道德ノ教育ニ力ヲ用ヒ生徒ヲシテ

皇室ニ忠ニシテ國家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈シ及自己ヲ重ンスル等凡テ人倫ノ大道ニ通曉セシメ且常ニ己カ身ヲ以テ之カ模範トナリ生徒ヲシテ德性ニ薰染シ善行ニ感化セシメンコトヲ務ムヘシ一智心教育ノ目的ハ專ラ人々ヲシテ智識ヲ廣メ材能ヲ長シ以テ其本分ヲ盡スニ適當ナラシムルニ在リ豈徒ニ聲名ヲ博取シ奇功ヲ貪求セシメンカ爲メナランヤ故ニ教員タル者ハ宜ク此旨ヲ體認シ以テ生徒智心上ノ教育ニ從事スヘシ

一身體教育ハ獨リ體操ノミニ依著スヘカラス宜ク常ニ校舍ヲ清潔ニシ光線溫度ノ適宜及大氣ノ流通ニ留意シ又生徒ノ健康ヲ害スヘキ癖習ニ汚染スル等ヲ豫防シ以テ之ニ從事スヘシ

一鄙吝ノ心志陋劣ノ思想ノ懷クヘカラサルハ人々皆然リト雖モ特ニ教員タル者ハ自己ノ心上ニ於テ最モ謹テ之ヲ除去セサルヘカラス蓋シ幼童ノ智徳ヲ養成シ身體ヲ發育スルノ重任ニ膺リ以テ世ノ福祉ヲ増進スルノ實効ヲ奏スルハ固ヨリ鄙吝陋劣ニシテ偷安貪利ヲ事トスル徒ノ敢テ能クスヘキ所ニアラサレハナリ

一學校管理上ニ欠クヘカラサル快活ノ氣象ハ心神萎靡セル人ノ能ク具有スヘキ所ニアラス又生徒教授上ニ欠クヘカラサル許多ノ勞力ハ身體孱弱ナル者ノ能ク寧耐スヘキ所ニアラス是故ニ教員タル者ハ宜ク特ニ起居飲食等ノ常度ヲ守リ散鬱及運動等ノ良規ニ循テ其身心ノ健康ヲ保全シ以テ其職務ヲ盡スノ地ヲ做サンコトヲ務ムヘシ

一教員タル者ハ唯小學校教則中ニ掲クル所ノ學科ニ通スルノミヲ以テ足レリトセス博ク教則外ノ學科ニ涉ランコトヲ要ス苟モ此ノ如クナラサレハ候キ教授上ニ破綻ヲ生シテ生徒ノ信憑ヲ失ヒ遂ニ其身ヲ學校ノ上ニ置ク能ハサルニ



至ルヤ必セリ

一 教員タル者ハ常ニ整然タル秩序ニ由リ學識ヲ廣メ以テ其心志ヲ練磨センコトヲ務ムヘシ否ラサレハ決シテ教授ノ實効ヲ奏スル根柢ヲ立ツル能ハス蓋シ我カ練磨セサルノ心志ヲ以テ能ク他人ノ心志ヲ練磨シ得ルモノハ未タ曾テ之アラサルナリ

一 師範學校等ニ於テ嘗テ學習セシ所ノ教育法ハ概テ其一樣子タルニ過キサルモノナリ故ニ教員タル者ハ徒ニ之ヲ踏襲スルヲ以テ足レリトセス宜ク常ニ自ラ其得失利病ヲ考究取捨シ以テ之ヲ活用センコトヲ務ムヘシ

一 人ノ心神及身體ノ組織作用ニ至テハ教員タル者最モ深ク意ヲ留メ講究ト經驗トニ由テ其原理實際ニ精通センコトヲ要スヘシ否ラサレハ假令汝々汲々トシテ教育ニ從事スルモ遂ニ態度妄作ノ弊ヲ免ル、コト能ハサルナリ

一 學校管理ノ事ハ之ヲ教授ノ事業ニ比スレハ更ニ困難ナリトス故ニ教員タルモノハ常ニ人情世態ヲ審ニシ通義公道ヲ辨シ且事ヲ處スルノ方法、務ヲ理スルノ順序等ヲ諳練セサルヘカラス

一 校則ハ校内ノ秩序ヲ整肅ナラシムルニ止ラス兼テ生徒ノ德誼ヲ勸誘スルノ要具タリ故ニ教員タル者ハ能ク此旨趣ヲ體認シ以テ之ヲ執行セサルヘカラス

一 熟練懇切黽勉ノ三者ハ亦教育上ニ欠クヘカラサルノ美事タリ故ニ教員タル者能ク此三者ヲ具備シテ其事ニ從フトキハ獨リ教授ノ實効ヲ奏スルヲ得ヘキノミナラス又生徒ヲシテ不知不識此等ノ美事ニ感化シ習慣自然ノ如クナラシムルニ至ルヘシ

一 學校ヲ統率スルハ殊ニ剛毅、忍耐、威重、懇誠、勉勵等ノ諸德ニ由ルヘシ蓋シ剛毅ニアラサレハ難ニ勝ル能ハス忍耐ニアラサレハ久ヲ持スル能ハス威重ニアラサレハ人ヲ服スル能ハス懇誠ニアラサレハ衆ヲ懷ル能ハス勉勵ニ

アラサレハ事ヲ成ス能ハス

一 生徒若シ黨派ヲ生シ爭論ヲ發スル等ノ事アラハ之ヲ處置スル極メテ穩當詳密ニシテ偏頗ノ弊ナク苛刻ノ失ナカランヲ要ス故ニ教員タル者ハ常ニ寬厚ノ量ヲ養ヒ中正ノ見ヲ持シ就中政治及宗教上ニ涉リ執拗矯激ノ言論ヲナス等ノコトアルヘカラス

一 人トシテ善良ノ性行ヲ有スヘキハ言フ俟タスト雖モ教員タル者ニ至テハ最モ善良ノ性行ヲ有セサルヘカラス否ラサルトキハ獨リ幼童ノ德性ヲ涵養シ善行ヲ誘掖スルコト能ハサルノミナラス却テ其天賦ヲ戕賊スルニ至ルヘシ蓋シ幼童ノ中心タル至虛至冲ニシテ外物ノ爲ニ感染セラル、コト極メテ鋭敏ナレハナリ

一 教員タル者ノ品行ヲ尙クシ學識ヲ廣メ經驗ヲ積ムヘキハ亦其職業ニ對シテ盡スヘキノ務ト謂フヘシ蓋シ品行ヲ尙クスルハ其職業ノ品位ヲ貴クスル所以ニシテ學識ヲ廣メ經驗ヲ積ムハ其職業ノ光澤ヲ増ス所以ナリ

當時は前既に述べた如く自由民權の思想は一世を風靡し、我國體をも無視するが如き過激なる議論すら行はれ、殊に歐化熱が盛んであつて、西洋の事物といへば一も一もなく之を崇拜し、我國在來の文物我固有の道德の如きは一概に之を排斥するといふが如き有様であつたから、國民教育の根柢たる小學校教育に従事する教員をして此の如き風潮に感染せしめてはならぬといふので特に右の小學校教員心得が發せられたのである。

明治十四年六月十八日文部省は府縣に對する同省達第二十號(輪廓附)を以て左の如く教員心得を各小學校教員に一部づつ交付すべきことを命じた。

今般第拾九號ヲ以テ相達候教員心得ノ儀ハ各小學校教員ヘ一部ツ、交付可致此旨相達候事



天皇には深く教育のことに軫念あらせられ、明治十五年十二月（日闕）地方長官を宮中に召され勅撰の幼學綱要を下付せられた。此時左の勅諭を賜はつた。（勅諭の正文は内閣編輯法規分類大全に據る）

勅諭

彝倫道德ハ教育ノ主本我朝支那ノ専ラ崇尚スル所歐米各國モ亦修身ノ學アリト雖モ之ヲ本朝ニ採用スル未タ其要ヲ得ス方今學科多端本末ヲ誤ル者亦鮮カラス年少就學最モ當ニ忠孝ヲ本トシ仁義ヲ先ニスヘシ因テ儒臣ニ命シテ此書ヲ編纂シ群下ニ頒賜シ明倫修德ノ要茲ニ在ル事ヲ知ラシム

右

聖諭ノ大旨讀者謹テ奉體服膺アラントヲ要ス

明治十五年十二月

宮内卿 徳大寺實則

尙ほ幼學綱要は各地の官公立學校並に教員生徒にも下賜せられ、各省の奏任官には一部づつ、判任官以下一般人民には製本費を徴して下付せられた。

幼學綱要は元田永孚が勅命に依て明治十二年より編纂に着手し、高崎正風、仙石政固、兒玉源之丞等を補助とし、文章は西尾爲忠に修正せしめ、尙ほ西村茂樹其他文部省の人々の意見をも參酌して完成したもので、和漢の歴史や經書より材料を集め孝行、忠節、和順、友愛、信義、貞操といふが如き二十の徳目を立て、經書に依て其義を釋き、和漢の歴史を其實例としてこれを説明したものである。

明治十六年八月十八日文部省は府縣に對し左記同省達第十六號を發した。

小學校ノ教員ヲ益々改良スルハ目下緊要ノ事ニ有之候條或ハ教員講習所ヲ設ケ又ハ督業訓導ヲ置ク等適宜計畫シ其施設ノ規則方法等取調可伺出此旨相達候事  
但既ニ教員講習所督業訓導等ヲ設置セル者ハ其規則方法等此際開申可致事

「江木千之翁經歷談」中の一節

小學校教員心得案、及小學校教則綱領案に付、明治天皇の御嘉賞を蒙り、五十年を経たる後、當時教育に關し寺島文部卿及福岡文部卿に御内旨を諭させ給ひたることありしを審にし、益々感激の念を深くす  
自分は會て、臨時帝室編修局總裁金子子爵より、教育勅語發布の顛末に關し、談話承り度掛官差出す旨照會を受けたるも、教育勅語發布に付ては、當時文部省に於ては、文部大臣の外豫め之を承知する者更に無之、只自分は文部諸法令の制定に付ては、關係せざるものなきほどの立場に在りしが爲に、斷片的に耳にしたることはあるも、全般に涉り知る所なし。加之、愈々談話を爲す場合には、充分なる考慮を費さなくてはならぬのであるから、照會に對し、回答も爲さず、荏苒一二年も経過したのであつた。

然るに、昨年即ち昭和五年は、勅語發布後滿四十年に達するので、文部省初、中央地方に於て、種々の記念會が催さるゝやうな次第で、乃ち帝室編修局より、是非談話承り度とのことにて、編修官を差向けらるゝことゝなつた。そして一日編修官渡邊幾治郎氏來訪せられ、談話中、自分は「小學校教員心得案、及小學校教則綱領案に付、會て明治天皇が、大に御満足遊ばされ、深く御嘉賞あらせられたること。」に説き及び、明治天皇が、教育勅語を下



し給はるに至る根柢は、早くより叡慮に存せしことを拜察し奉る旨を述べたる處、渡邊氏は、自分が右等の規則類を起草せし顛末の概略は既に教育五十年史（國民教育獎勵會出版）等にて承知し居られしもの、如く、而して「其教則等文部の諸規則に關し、明治天皇が、時の文部卿に諭させ給ひたる御内旨書なるものが、三條家の文書中に存せしを、今は編修局に取寄せ在るが、誠に珍しきものなる趣」を話し聞かされ、且「右御内旨書の寫が御入用なれば、差上げて宜し」との事なりし故、自分は如此書面の世に在る事を、初めて承りて一驚を喫し乍ら、早速其寫を得ん事を所望し、即ち左の御内旨書寫を入手したのである、

三條家文書

二月廿一日侍講元田永孚

（實美）

御内旨ヲ奉シ、文部卿福岡孝悌

拜承ス

今回文部省學制諸般ノ規則ヲ熟覽セシニ、初メ朕カ前任文部卿寺島宗則ニ諭シタル以來ノ趣意達セシ者ト看ル故ニ、其教則等ニ於テモ、總テ朕カ異存ヲ措ク所ナシ。因テ此旨ヲ速ニ現任文部卿ニ傳ヘヨ。且次ノ條件ヲ諭セヨ。

一此學制規則ヲ以テ、文部卿ニ於テ充分ニ實際ノ施行ヲ遂クルヲ要トスヘシ、之ヲシテ徒法ニ歸セシムルコト勿レ。

一教育ノ事ハ、固ヨリ一時ニ遂クヘキモノニ非ス。假令現任文部卿ヲ替ルトモ、文部省ニ於テハ此ノ旨趣ヲ一

貫シ、徹底セシムヘキノ覺悟アルヘシ。

一從來歐米ニ偏セシ學風ハ、亡慮之ヲ洗除シ、小學歴史科ニ於テハ、我國史ノ外、漢洋共ニ用ヒサルカ如キ、尤其宜シキヲ得タリトス。然トモ、爾後或ハ風潮ニ逐ハレ、更ニ獨逸ニ倣フヘク、又ハ露國ニ取ルヘキ等ノ論アルモ、文部省一定ノ制規ニ據リテ、變動セス、十年ノ後其成功ヲ奏スヘシ。不得已シテ各國ニ取ルヘキ等ノコトアラハ、文部卿能ク其意見ヲ盡シ、精擇シテ其取ルヘキモノヲ取り、彼ニ偏スルコト勿レ。

謹んで右御内旨書寫を篤と閱覽するに、

一、冒頭に於て、「今回文部省學制諸般ノ規則ヲ熟覽セシニ」と仰せられて居る。御詞に就て、先づ感激せざるを得ぬ。學制諸般の規則と仰せられたるは、教育制度に屬する種々の規則の議にて、即ち明治十三年の教育令に附帶する施行規則とも稱すべきもので、明治十四年中に發布せられ十四五件の多きに上るものである。其内、小學校教員心得、小學校教則綱領は、發布前、成案を御内覽に供し奉つたのであるが、其他の「學校教員ノ品行檢定」「小學校教員免許狀ノ授與」、「小學校ノ設置區域并校數指示」、「就學ノ督責」、「學校ノ設置廢止」等に關する十三四件は、悉く官報に就て御覽遊ばされたること、拜察せらるゝのである。明治天皇が、萬機に御精勵遊ばされたことに就ては、復た喋々を要せざる所であるが、今此の冒頭の御詞に由り、教育の事に就きて、如何に深く御軫念を勞せさせ給ひしかを窺ひ奉るときは、則ち感激を新にする次第である。

二、次に「初メ朕カ前任文部卿寺島宗則ニ諭シタル以來ノ趣意達セシ者ト看ル。」との御詞に付ては、二點の不審を起こしたのである。自分は明治七年以後の文部の大なる出來事に關しては、概ね諳んじて居る積りなるに、寺島



氏が文部卿たりしことは、少しも記憶に存しなかつた。是れ不審の第一であつた。依つて舊記を取調べたるに、寺島氏は明治十二年中文部卿に任ぜられ、十三年二月僅かに六ヶ月の在職にて他に轉ぜられたことが判かつたが、其間明治七年頃より（木戸、西郷の文部卿在任期間合計一ヶ年を除き）文部長官の實權を掌握せし田中文部大輔が、尙ほ依然勤続し居り、而して寺島氏は何等施設する所なくして文部を去りし次第故、同氏が文部卿たりしことは、自然自分共の記憶に留まらざりしものと思はれる。寺島氏が文部卿たりし時代は、右の如く判かつたが、明治十二年中に同氏の新任を見るに至りたるは、畢竟教育令の惹起したる學事上の紛亂の善後處置に任せしめらるゝ御旨趣に出でたるものならんと、最初は斯様に想像して居つたのである。然るに、篤と取調べ見るに、寺島文部卿の拜任は、同年九月十日にして、教育令の發布は同月廿九日である。即ち寺島氏の拜任は教育令の發布前であるから、自分の前述の想像は、全く事實と相違することを免れぬことになつた。之が爲、自分は更に大に不審を起したのである。そこで千思萬考の末、やつと憶起したことがある。即ち明治十二年の教育令案が、元老院の議に附せられたる時、元老院議員佐野常民氏が、教育令案に對し、大反對を唱へ、其議の容れられざるや、憤慨の餘終に「天下是より多事ならん」と放言して退席したりとの風評のありたることが、憶ひ出されたのである。依つて當時の元老院の議事の模様等を取調べ見ることが必要であると考へ、内閣記録課に保存せらるゝ同院議事録を借受け閱覽するに、元老院に於ける教育令の會議は、明治十二年五月二十日に始まり、六月廿五日に終り、回を重ねること八回。毎回概ね午前午後に涉り、佐野議員を首とし、強硬なる反對論ありしが爲め、議事は随分紛糾したのである。

佐野氏は第一讀會、第二讀會、第三讀會を通じ、毎回出席して熱心に反對論を主張したが、其主張の大體は

（第一）學制を變革して教育令を制定するの不可なること。（第二）新令案に於て國立大學、公立中學等の施設を等閑に附し、小學教育に關し規定するを主とするは偏頗に失し、國家將來の興隆に資する所以にあらずとするに在りて、大に聞くべきの説であつた。今第二讀會に於ける佐野氏の修正説の一例を擧げて見れば、

第三條に小學校の學科を掲ぐる讀書、習字、算術、地理、歴史、修身等とあるも、修身の字を課程の冒頭に置き、並に作文の二字を挿入せんと欲す。歐洲に於ては、修身は即ち道德のことにして、缺く可からざるものとせり。又作文は、讀書の科内にあらずと雖、其教科に適用の文字を作るを教ふる有益の事業と爲すなり。

と主張せるに對し、議員田中不二麻呂氏（文部大輔）は

原案にて可なり、修身のことは小學に於ても緊要なりと雖、亦以て之を末段に掲げ、小學も亦之を疎略に付せざるを示すのみ。又作文の事たる、各校の教則に掲ぐる誦問答等の如きものにして、是亦本按には掲ぐるを要せざるの細目なりとす。

と辯駁したるも、佐野氏は尙ほ、

夫れ修身の學に於けるや、畢生守らざる可らざるものにして、幼時に在て固より之を教へざる可らず。蓋し徳性を養ふと知識を開くとは海の東西を問はず古今萬國皆之を勉む。法律も亦之に據るを要す。修身のこと豈獨り小學のみならんや、幼稚園の如きも、歐洲諸國の方法を見るときは、感に堪へざるものあり。我邦目下の景況を見るに、知識を専務として、修身を度外に措くもの如し。作文も亦問答の各箇に附屬するが如きにあらず。故に特に之を加へんことを欲するなり。

と辯明せしも、終に議場多數の容るゝ所とならなかつたのである。然れども、明治十三年の改正教育令に於ては、



佐野氏の主張の如く、修身を各科の冒頭に置くこととなり、爾來今日に至る迄實行されて居るのである。加之、中等學校等に於ても、修身は各學科の初に置くこととなつたのである。而して作文の事も、後年國語なる一科を置き、之に讀書作文習字を包含せしむることとなりたる故、佐野氏の主張は、自然行はれたるものである。又佐野氏は、第三讀會に於て、更に左の如く主張して居る。

本案は、開場以來、討論日を閱すと雖、未だ其議の盡きたるを見ず。本官は正に之を廢棄すべしと見認むるなり。尤第一讀會は通常に經過し、第二讀會に於て修正を呈し、更に第三讀會に於て廢棄を唱ふるも、故らに前の修正の消滅せしが爲に發するにあらず、其大旨は前會より論じ來りたる所を以て此に詳知せらるべし。即ち更に變革の意を以て之を教育令と爲すよりは、寧ろ學制を改良するものとして可なりと謂ふの議なり。抑も本案は頗る餘事に涉りて改正を爲すものにして、舊に舊弊を修正するにあらず、全く學制を變革したるものなり。譬ば風邪の患者に溫和劑を與ふべきを、誤つて劇藥を用ひ、却て危篤の症に至るもの、如し。何となれば、之が爲に全國の變動を來せばなり。然るに、今本案を頒布して政府の干渉を離れ自由教育となし、専ら各地人民の意見に放任せば、其結果は何ぞ廢校と異ならんや。且西陲東隅の地と雖、必ず大中學の設なかるべからず。若し然らざれば、假令へ篤志ありて専門高等の學科を望むも、數百里の外に負笈せざるを得ざるは不便の極と云ふべし。本官の見聞する所に據るに、伊太利には、二十四の大學校あり、其他歐洲各國皆亦大學校あり。之を爲すは則ち政府の務とし、未だ之が爲に國中の害を生ぜしことあるを見ず。吾に害を見ざるのみならず、却て其裨益少からざるは、比々皆是なり。熟々明治五年の學制を熟讀するに、順序あり區別あり、規模卓然として教育令に勝る事遠し。又地方税中の費目に依れば、只師範學校あるのみ。今若し教育令に之れなきを爲すときは、時々内務省に申稟せざるを得

ざるに至るべし。右等の事故を以てすれば、本案の不良不備なるは充分に之を保するに足る。故に本官は、之を小學教育令と爲すか、將た學制を修正して良法と爲すかの二點に外ならず。依て之を廢棄に附せんと欲するなり。右の主張も多數の容るゝ所とならなかつたのであるが、議場はいつも十四五名乃至二十名位の出席者で、其中佐野氏に熱心賛成する議官が六名ほどあつたのである。佐野氏が、當時此の如く聞くべき意見を有したるは、同氏が明治六年博覽會の萬國博覽會に出張を命ぜられ、其際獨逸、奧太利等の教育制度に付、調査研究を遂げ、教育上一廉の見識を具ふるに至りたるに由るものと思はれる。要するに、此の教育令に付ては、發布前元老院に於て多數の意見とは申し乍ら、此の如き反對非難ありて、會議の紛糾を免れなかつた。蓋し其事情は上聞にも達したることであらう。又文部省の學監ドクトル、モルレー氏が、教育令案に對し賛成の意見を表せざりしことも、多少外間に流布されたることであつたらう。此の文部省四圍の情況より觀察するときは、十二年九月十日即ち教育令の發布前寺島氏を新に文部卿に任ぜさせられ、而して新文部卿に對し教育上に付御内旨を諭させ給ふに至れる事由も、自ら思ひ半に過ぐるものがあるやうである。

三、冒頭の御詞と其次の御詞とを連續し、即ち「今回文部省學制諸般ノ規則ヲ熟覽セシニ、初メ朕カ前任文部卿寺島宗則ニ論シタル以來ノ趣意達セシ者ト看ル。」との御詞を謹んで玩味するときは、實に感激の至に堪へぬ。明治天皇は、教育の事に付ては、常に深く軫念を勞せられ、其主義方針に付ては、一定の教旨に據り、始終遊ばされたのである。今此の御詞中に在る寺島文部卿に諭させ給ひたる御趣意の全般は、之を文書に依り拜見することは出來ぬが、而も「文部省學制諸般ノ規則ヲ熟覽セシニ、初メ朕カ前任文部卿寺島宗則ニ論シタル以來ノ趣意達セシ者ト看ル。」との御詞より拜察するときは、其御内旨の如何なるものなりしかを窺ふことが出来るのである。即



ち此の諸規則中、主として教育の主義方針に關するものは、小學校教員心得、小學校教則綱領であるが、此等は  
何れも従来の智育偏重、歐米妄信の教育の弊を矯めて、皇國的に引直し、忠孝の教を押し立んとするものであつた  
から、之に付て大に御満足あらせられ、「朕カ前任文部卿寺島宗則ニ諭シタル以來ノ趣意達セン者ト看ル。」と仰せ  
られたる以上は、思召の在る所は自ら瞭然たるのである。而して此の御内旨は、他年煥發の教育勅語の御趣意と  
合致するものなれば、教育勅語の御趣意は、明治十二年の昔既に敍慮の中に存せさせられたることを拜察するこ  
とが出来る譯である。明治十二年は敍算二十七であらせられたのである。帝室編修官長三上參次博士より承る所  
に依れば、右御内旨は、尙明治十一年に於ても、敍慮の中に存せさせられたることを窺ひ得ることが出来ること  
である。

四、御内旨書寫を拜讀して、前述の一節を了り、次の「故ニ其教則等ニ於テモ總テ朕カ異存ヲ措ク所ナシ。」との御  
詞に至り、自分は覺えず動悸を起こすほどであつた。此御詞中に「教則等」と宣はせられたるは、即ち自分が會  
て起草したる教則綱領、教員心得等であつて、五十年の昔(昭和五年より)大に御嘉賞を賜はりたるものなること  
は、前章に述べたる通りで、其當時は敍慮あらせられたりとのことを傳承致して、感激に堪へなかつた次第であ  
つたが、こゝに「教則等」と御指示遊ばされ、「總テ朕カ異存ヲ措ク所ナシ」と仰せられ、如此御詞にて敍慮在ら  
せられたることを審にするに至つては、實に感激其極に達するのである。自分は、是れ迄も屢々、事物に感動致  
して居るが、今回此御詞を拜した時ほど、精神を衝激せられたることはない。此御詞は、之を拜したる後數日は  
寤寐の間も腦裏を離れなかつたのである。

五、次に「因テ此旨ヲ速ニ現任文部卿ニ傳ヘヨ。且次ノ條件ヲ論セヨ。」と仰せられ、其條件の第一として、「此學制  
規則ヲ以テ、文部卿ニ於テ充分ニ實際ノ施行ヲ遂クルヲ要トスヘシ。之ヲシテ徒法ニ歸セシムルコト勿レ。」と示  
させ給へるは、昔に此諸規則の規定の宜きを得たるを御嘉賞あらせらるゝに止らず、之をして實際の國民教育上  
に勵行し、苟も畫餅たることなきを期せしめらるゝの思召にて、洵に御用意の周到なる感激の至に堪へざる次第  
である。

六、次に其條件の第二として、「教育ノ事ハ固ヨリ一時ニ遂クヘキモノニ非ス。假令現任文部卿ヲ替ルトモ、文部省  
ニ於テハ此旨趣ヲ一貫シ、徹底セシムヘキノ覺悟アルヘシ。」と示させ給へるは、敍旨懇切實にして、爲政者の  
爲に永く箴訓を垂れさせらるゝものである。古の教育大家ホレースマン氏は曰く「教育の事たる其効果は一朝一  
夕にして看取することが出来るものではない。其効果を看取せんと欲せば、恰も回復期に向へる患者の看護人が、  
日夕病床に侍し、其容態が漸々徐々に良好の兆を呈するを看取するが如き方途に依らなくてはならぬものである」  
と。又曰く「教育の事たる其効果の顯はるゝは遅々たりと雖、其効果は實に偉大なる力を有するものである。假  
令へば、嚴冬沍寒の季が去り、春が來て暖氣を催ほすときは、人間は自ら綿入の衣服を脱して袷を着る。春が去  
つて夏が來り、炎威赫々人に迫るときは何時の間にか浴衣一枚となり、尙ほ堪へ難きに苦むのであるが、此の四  
時の循環は之を禦がんと欲して禦ぐべからざるものである。教育の事も亦此の如きものである。其の次第次第に  
顯はし來る所の効果は、漸々其力を増し、終に偉大なる力と爲り、禦がんと欲して禦ぐべからざるものである」  
と。蓋しホレースマン氏の言は、能く敍旨に合致するものであると考へられる。殊に教育に従ふものは、常に此  
の箴訓を奉體し、苟も忽諸に付することがあつてはならぬ。

七、次に其條件の第三として示させ給へる一節の前段「從來歐米ニ偏セシ學風ハ、亡慮之ヲ洗除シ、小學歴史科ニ



於テハ、我國史ノ外、漢洋共ニ用ヒサルカ如キ、尤其宜シキヲ得タリトス。」と仰せられたる御詞に就ては、明瞭に聖旨の在る所を窺ふことが出来るのである。即ち、教則等に於て、從來の智育偏重歐米心酔の弊を矯め、又從來五洲紀事等の書を用ひて、萬國史を授けたる例を改めたること等は、全く思召に合致したることを拜察し得るので、誠に有難き極みである。それから、後段の「然レトモ爾後或ハ風潮ニ逐ハレ、更ニ獨逸ニ倣フヘク、又露國ニ取ルヘキ等ノ論アルモ、文部省一定ノ制規ニ據リテ變動セス、十年ノ後其成功ヲ奏スヘシ。若シ不得已シテ各國ニ取ルヘキ等ノコトアラハ、文部卿能ク其意見ヲ盡クシ、精擇シテ其取ルヘキモノヲ取り、彼ニ偏スルコト勿レ。」との思召は、是亦御用意の周到なる、感激の至に堪へぬのである。殊に教育に従ふ者、脊々服膺しなくてはならぬことである。自分は先年乏を文部に承けたる時は、未だ 明治天皇に於かせられて、如此御諭示の在らせられたることは、拜承しなかつたのであるが、文政の事は、或は内閣の交迭或は文部當局の異動に依り、其他改善革新の名の下に屢々容易に變更せらるゝが如きことなきを期せんと欲し、乃ち有力にして權威ある機關即ち内閣總理大臣を總裁とする文政審議會なるものを設け、事の重大なるものは、必ず其の審議を経べきこととしたのである。此の機關は、設置以來年を閲すること八回、内閣を更ふること數度に及ぶも、依然持續して其効用を顯はしつゝあるは、右御諭示の旨に副ひ奉る所があるやうに察せられ、衷心私かに欣然たるものがあるのである。八、此の御内旨を福岡文部卿に下させられたるは、明治十五年二月である。又教育に付寺島文部卿を諭させ給ひたるは、明治十二年のことと思はれる。斯く文政當局者へ、兩度まで御内旨を傳へさせられたのであるが、今日に至る迄、文部省中之を承知する者が無く、自分の如きも、五十年の昔自分の立案に付大に御満足あらせられ深く御嘉賞遊ばされたることを傳承するのみにて、少しも此の御内旨のことに付存するところなかりしは、如何なる

事由に依ることであらうか。念ふに當時の文部は、全國の學風が智育に偏倚するの弊を覺らず、視て以て常となし、又歐米心酔の熱に浮かさるゝもの省に滿ち、而して學校は、東京大學を始め都鄙大小の學堂を通じて、滔々たる者天下皆是也の有様であつたから、文部卿は、此禍中に立て、思召のある所斯くくとなりと傳ふるは、縦ひ極秘の中に於てするも、時宜に適したるものにあらずと考へられたるに因るものか。姑く記して疑を存す。

明治十七年二月十五日府縣に對する左記文部省達第三號が發せられた。

學齡未滿ノ幼兒ヲ學校ニ入レ學齡兒童ト同一ノ教育ヲ受ケシムルハ其害不尠候條右幼兒ハ幼稚園ノ方法ニ因リ保育候様取計フヘシ此旨相達候事

同日右に關シ文部省普通學務局長より府知事縣令に對し左の通牒を發した。

學齡未滿ノ幼兒ハ幼稚園ノ方法ニ因リ保育スヘキハ勿論ノ儀ニ有之候處右幼兒ヲ學校ニ入レ學齡兒童ト同一ノ教育ヲ受ケシメ候向往々有之右ハ心身ノ發育ヲ害スルコト不尠候ニ付今般別紙之通達相成候尤右幼稚園ノ編制ニ就テハ既ニ前年府縣學務課長ヘ示諭相成候趣モ有之必スシモ完全ノ規模ヲ具スルモノ、ミニ限ラス種々簡易ノ編制方モ有之候事故土地ノ情況ニ應シ或ハ別ニ之ヲ設置セシメ或ハ學校ノ一部ヲ以テ之ニ充テシムル等夫々適宜ノ方法御計畫之上御伺出相成可然ト存候條此段爲念及御通牒候也

明治十七年三月四日府縣に對する文部省達第四號を以て左の如く督業訓導が小學督業と改められた。

當省明治十六年八月第拾六號達中督業訓導ハ小學督業ト相改候條此旨相達候事



右の改正に關し明治十七年三月八日文部省普通學務局長より府縣に對して左の如く通牒した。

督業訓導設置等ノ儀ニ付當省明治十六年八月第八拾六號達ノ趣有之候處右督業訓導ノ儀ハ主トシテ小學校教員ノ授業等ヲ監督スルノ職務ニ有之然ルニ督業訓導ノ名義ニテハ小學校訓導以上ノ准官等ヲモ附シ難ク隨テ待遇上彼是權衡ヲ失シ實際不都合ノ次第有之趣往々相聞候ニ付今般當省第四號達ヲ以テ其名稱改定相成候儀ニ有之候就テハ右小學督業ノ准官等ハ訓導教諭ノ准官等内ニ於テ適宜取調御伺出相成可然存候此段及御通知候也

明治十七年十一月二十九日府縣に對する文部省達第十四號を以て左の如く小學校教則綱領中に改正が行はれた。

文部省明治十四年<sup>五月</sup>第拾貳號達小學校教則綱領第貳拾六條ニ左ノ通追加ス此旨相達候事  
英語ノ初歩ヲ加フルトキハ讀方、會話、習字、作文等ヲ授クヘシ

明治十八年十一月九日文部省は府縣に對する同省達第十二號を以て左の如く同年制定せられた教育令に所謂小學教場なるものの性質を示した。

小學教場ハ小學校ヨリ簡易ナル教則ヲ以テ普通科ヲ教授スル所ニシテ左ノ情況アル場合ニ之ヲ設置スヘキ儀ト心得ヘシ此旨相達候事

- 一 半日又ハ夜間ニ非サレハ就學スルコト能ハサル兒童多數ナリト認ムル場合
- 一 授業料ヲ納ムルコト能ハサル兒童多數ナリト認ムル場合
- 一 小學校ヲ設置スルニ資力不足ナリト認ムル場合

明治十八年十二月十二日文部省達第十六號を以て左の如く公立小學校に於ける修業期限に關する件が定められた。

公立小學校ニ於テハ修業期限一箇年ヲ以テ一學級トスヘシ此旨相達候事

但特ニ修業期限半箇年ヲ以テ一學級トセントストキハ事由ヲ具シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

同日又府縣に對する文部省達第十七號を以て左の如く私立小學校に於ける修業期限に關する件が定められた。

私立小學校ニ於テハ修業期限一箇年若クハ半箇年ヲ以テ一學級ト定メ府知事縣令ノ認可ヲ經シムヘシ此旨相達候事

今小學校數及生徒數等の統計に就て見ると、學制以來政府の督勵に依て此等の計數は盛んに増加して來たが、明治十二年の教育令が自由放任の主義を取つたが爲に小學教育の普及發達の上に一頓挫を來したことは争ふべからざる事實であつて、此ことは計數の上にも現はれて來た。即ち明治十二年には學校二八、〇二五、教員七一、〇四六、生徒二、三二五、〇七〇であつたが、明治十三年には學校二八、四一〇、教員七二、五六二、生徒二、三四八、八五九となつて、固より多少の増加を見たのであるが、特に此年に於て從前の如き勢を以て増加しなかつたのは其間の消息を示すものである。然るに同年改正教育令の制定あり、政府に於ても再び銳意小學教育の獎勵を圖つたので、教育の實績大に舉り小學校の面目も頗る一新するに至つた。即ち明治十四年には學校は三三二を増して二八、七四二となり、教員は訓導一六、八九六、准訓導四、七〇八、授業生五五、〇一四、合計七六、六一八であつて四、〇五六を増し、生徒は二五八、三一八を増して二、六〇七、一七七となり、明治十五年には學校は三三九を増して二九、〇八一となり、教員は八、一四七を増して八四、七六五に



達し一校平均殆ど三人となり、生徒は三九六、九六〇を増して三、〇〇四、一三七となつた。殊に此年四〇〇、〇〇〇に近き生徒を増加したのは學事奨励と就學督責の結果である。次に明治十六年に至ては學校は一、〇七五を増して三〇、一五六となり、教員は六、八七一を増して九一、六三六となり、生徒は更に二三三、三七〇を増して三、一三七、五〇七となつた。然るに明治十七年に至り小學教育は稍衰退の兆を示し、爾後明治二十年に至る四年間は年々同様の傾向を示した。即ち明治十七年には學校は九二三を減じて二九、二三三となり、生徒は四、二八一を減じて三、二三三、二二六となつた。然るに教員は却て五、六八〇を増して九七、三一六となつたから一校平均三人三分三厘に達した。明治十八年には學校は九五〇を減じて、二八、二八三となり生徒は俄かに一三五、九九一を減じて三、〇九七、二三五となり、教員は二、一九四を増して九九、五一〇となつたから一校の平均は三人五分五厘となつたが、學齡兒童中の就學者は百人中五十以下に降り四十九人六分二厘となつた。此れ蓋し數年引續き米穀不作にして物價低落し金融否塞し細民大に其生活に苦んだのに起因するものである。

### 第三款 幼稚園

明治十二年九月の教育令には第一條に於て「全國ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統攝ス故ニ學校幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ」と規定して居るが、此外には幼稚園に關して何等の規定をも設けて居らぬ。然るに明治十二年十一月十二日文部省は幼稚園に關して左の三箇の布達を發した。

○文部省布達第五號（輪廓附）

公立幼稚園書籍館等ヲ設置或ハ廢止セント欲スルモノハ公立學校同様府知事縣令ノ認可ヲ經ヘキ儀ト可心得此旨布

達候事

○文部省布達第六號（輪廓附）

私立幼稚園書籍館等ヲ設置或ハ廢止スルモノハ私立學校同様府知事縣令ニ開申スヘキ儀ト可心得此旨布達候事

○文部省布達第七號（輪廓附）

公立幼稚園ノ保育法ハ公立學校ノ教則同様文部卿ノ認可ヲ經ヘク私立幼稚園ノ保育法ハ私立學校ノ教則同様府知事

縣令ニ開申スヘキ儀ト可心得此旨布達候事

即ち右の布達に依て幼稚園は學校と同様に取扱はるることとなつたのである。

然るに明治十三年の改正教育令に於ては前に述べた如く第二十條に於て公立幼稚園の設置廢止に關しては其府縣立に係るものは文部卿の認可を経べく、其町村立に係るものは府知事縣令の認可を経べしとし、第二十一條に於て私立幼稚園の設置は府知事縣令の認可を経べく、其廢止は府知事縣令に開申すべしとし、第二十二條に於て町村立私立幼稚園設置廢止の規則は府知事縣令之を起草して文部卿の認可を経べしとした。

明治十四年一月三十一日府縣に對する文部省達第四號を以て府縣立學校幼稚園書籍館等設置廢止規則が定められ、同日又府縣に對する文部省達第五號を以て町村立私立學校幼稚園書籍館等設置廢止規則心得が定められた。これも前既に述べた所である。（明治十二年教育令の制定及其後の變遷の款参照）

幼稚園の施設に就て述べると、

明治十三年に至り大阪府下に公立愛珠幼稚園、東京府下に私立櫻井小學附屬幼稚園が新設せられた。同年東京女子師範學校、大阪模範幼稚園及鹿兒島師範學校の保姆練習科に卒業生二十二名を出した。



東京女子師範學校附屬幼稚園に於ては幼児の保育は從來保母の擔任する所であつて、女子師範生徒は單に之を參觀するに過ぎなかつたが、幼児保育法は女子の最注意すべき所であつて、幼稚園と小學とは固より初等教育の相連接せるものであるといふ所から、此年以後師範生徒をして幼児保育の法を兼習せしめ、以て小學教員たるのみならず又能く幼稚園の保母たるに堪ふることを得しむることとし、既設の保母練習科は之を廢止することとした。明治十四年七月附屬幼稚園の規則を改正し、從來幼児の年齢に依りて之を三組に分ちたるを改めて四組とし、保育課目を改めて、會集、修身の話、庶物の話、雑遊び、木の積立て、板排べ、箸排べ、豆細工、土細工、鎖繫ぎ、紙織り、紙摺み、紙刺し、縫取り、紙折り、結び物、畫、數へ方、讀み方、書き方、唱歌、遊嬉、體操とした。

明治十七年に至りまた規則を改正し、同園は女子師範生徒をして幼稚園の保育を實地に練習せしめ、且彝倫道德を本として幼児を保育し、幼稚園の模範を示す所とし、入園を許す幼児は男女共年齢凡三年以上六年以下とした。尙ほ編制を改めて幼児を六組に分ち、課程を改めて會集、修身の話、庶物の話、木の積立て、板排べ、箸排べ、鎖繫ぎ、豆細工、珠繫ぎ、紙織り、紙摺み、紙刺し、縫取り、畫き方、數へ方、讀み方、書き方、唱歌、遊嬉とした。明治十八年八月二十六日東京女子師範學校が東京師範學校と合併するに及び幼稚園も亦東京師範學校の附屬となつた。

各地方にて早く兒童を就學せしめんとする熱心より動もすれば學齡未滿のものを小學校に入れ學齡兒童と同一の教育を受けしむるものが少からずあつて、明治十六年に於ては此の如き兒童十一萬七千八百餘人に達し、即ち小學校兒童の二十七分の一を占めた。これは身心共に脆弱なる幼児の發達を害するものであるから、前述べた如く明治十七年二月十五日文部省は府縣に達して學齡未滿の幼児は幼稚園の方法に依りて保育すべきものとし、必ずしも完全の規模を具備するものみに限らず、土地の情況に應じ或は簡易の編制を設け、或は別に之を設置し、或は小學校の一部を以て之に充

つる等適宜の方法を講ぜしめた。

明治十八年に至り幼稚園數は三十に達し、保母六十二人、幼兒男千百六人、女七百八十七人、計千八百九十三人となつた。此外小學校に於て幼稚園の法に倣ひ、女訓導若くは裁縫教員等の略保育法に通ずるものをして玩具恩物等を使用し、又簡易なる唱歌と適宜の遊戯とを課し、以て學齡未滿の幼児を保育せしものも往々にしてあつた。

#### 第四款 男子高等普通教育（中學教育）

此處に男子高等普通教育といふのは此時代に於ける中學校の教育を意味するものである。當時の中學校は今日の七年制高等學校若くは中學校と三年制高等學校とを合併したものに相當するものである。此點は前に述べた「學制」時代の中學校と同様である。

「學制」に代つた明治十二年の教育令では第四條に於て「中學校ハ高等ナル普通學科ヲ授クル所トス」と規定して居る。「學制」が其第二十九章に「中學ハ小學ヲ經タル生徒ニ普通ノ學科ヲ教ル所ナリ」と規定して居たのを改めて、明に高等普通學科を授くる所としたのは規定上の一進歩である。然し教育令は單に右の如く規定したのみで「學制」の如く中學校の學科目に就て規定して居らぬ。而して「學制」は固より廢止され、且「學制」の施行規則たりし「中學校教則略及外國教師ニテ教授スル中學教則」も既に明治十一年に廢止されて居て、然も之に代るべき何等の規則も制定されなかつたから、教育令發布後は中學教育の内容程度を示すべき規程は全然なかつたのである。而して教育令に代つた明治十三年の改正教育令に於ても單に第四條に「中學校ハ高等ナル普通學科ヲ授クル所トス」と規定するのみで中學校に關して他に何等の規定を設けなかつた點は教育令と同様であるが、明治十四年七月二十九日府縣に對する文部省達第二十八號



(輪廓附) を以て左の如く中學校教則大綱が定められ、中學教育の内容に關する準則が設けらるるに至つた。

中學校教則ノ大綱別冊ノ通可相心得此旨相達候事

中學校教則大綱

第一條 中學校ハ高等ノ普通學科ヲ授クル所ニシテ中人以上ノ業務ニ就クカ爲メ又ハ高等ノ學校ニ入ルカ爲メニ必須ノ學科ヲ授クルモノトス

第二條 中學校ヲ分テ初等高等ノ二等トス

第三條 初等中學校ハ修身、和漢文、英語、算術、代數、幾何、地理、歴史、生理、動物、植物、物理、化學、經濟、記簿、習字、圖畫及唱歌、體操トス

但唱歌ハ教授法等ノ整フヲ待テ之ヲ設クヘシ

第四條 高等中學校ハ初等中學校ノ修身、和漢文、英語、記簿、圖畫及唱歌、體操ノ續ニ三角法、金石、本邦法令ヲ加ヘ又更ニ物理、化學ヲ授クルモノトス

第五條 中學校ニ於テハ土地ノ情況ニ因リ高等中學校ノ外若クハ高等中學校ヲ置カス普通文科、普通理科ヲ置キ又農業、工業、商業等ノ專修科ヲ置クコトヲ得

第六條 普通文科ハ高等中學校中ノ三角法、金石、物理、化學、圖畫等ノ某科ヲ除キ或ハ其程度ヲ減シ修身、和漢文、英語、本邦法令等某科ノ程度ヲ増シ又歴史、經濟、論理、心理等ノ某科ヲ加フルモノトス

第七條 普通理科ハ高等中學校中ノ和漢文、英語、本邦法令等ノ某科ヲ除キ或ハ其程度ヲ減シ金石、物理、化學、圖畫等某科ノ程度ヲ増シ又代數、幾何、測量、地質、重學、天文等ノ某科ヲ加フルモノトス

第八條 初等中學校卒業ノ者ハ高等中學校ハ勿論普通文科、普通理科其他師範學科、諸専門ノ學科等ヲ修ムルヲ得ヘシ

第九條 高等中學校卒業ノ者ハ大學科、高等専門學科等ヲ修ムルヲ得ヘシ

但大學科ヲ修メントスル者ハ當分ノ内尙必須ノ外國語學ヲ修メントコトヲ要ス

第十條 初等中學校ヲ修メントスル生徒ハ小學中等科卒業以上ノ學力アル者タルヘシ

第十一條 中學校ノ修業年限ハ初等科ヲ四箇年トシ高等科ヲ二箇年トシ通シテ六箇年トス

但此修業年限ヲ伸縮スルコトヲ得ヘシト雖モ一箇年ヲ過クヘカラス

第十二條 中學校ニ於テハ一年三十二週以上授業スルモノトス

第十三條 中學校授業ノ時間ハ初等科ハ一週二十八時高等科ハ一週二十六時ヲ以テ度トス

但此時間ヲ伸縮スルコトヲ得ヘシト雖モ一週二十二時ヲ下ルヘカラス三十時ヲ過クヘカラス

右掲クル所ノ中學校每週授業時間ノ一例ヲ示スコト左表ノ如シ

學科	初等學科				高等中學校				各業比較時間
	第一年		第二年		第一年		第二年		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
修身	二	二	二	二	二	二	二	二	二六
和漢文	七	七	六	六	六	六	七	七	七八
英語	六	六	六	六	六	六	七	七	七六







(五)「學制」に於て中學の入學資格を八箇年の小學全科卒業としたるに反し、初等中學科の入學資格を小學校第六學年の課程即ち小學中等科の卒業以上としたること。

其他修身を總ての學科目の首位に置いたことも亦此教則大綱に於て注意すべき所である。

明治十五年三月二十五日府縣に對する文部省達第二號(輪廓附)を以て左の如く中學校教則大綱第三條但書が改正せられた。

文部省明治十四年七月<sup>七</sup>第貳拾八號達中學校教則大綱第三條但書左ノ通改正候條此旨相違候事

但英語ハ之ヲ缺キ又ハ佛語若クハ獨語ヲ以テ之ニ換フルコトヲ得且唱歌ハ教授法等ノ整フヲ待テ之ヲ設クヘシ以下之ニ倣フ

「學制」に所謂中學の卒業者は制度の上では大學に入學し得る資格を有するに拘らず、實際に於ては大學と中學の間には何等の聯絡なく、大學に入らんとする者は皆大學豫備門の途を経たのであつたことは前述べた通である。中學校教則大綱が定められた後に於ても此關係は同様であつたが、明治十六年一月東京大學豫備門に英語專修課を設け中學卒業者を收容することとなつたので、初めて大學中學の聯絡を通じ、小學より大學に至る一貫した途が開けることとなつた。然も實際中學卒業者にして英語專修課の途を経る者は少數であつて、大多數は初めより中學校に入らず、若くは中學校を中途退學して東京に在る私立學校等に入り、それより豫備門を経て大學に入學したことは尙ほ後年まで引續いた事實であつた。(大學教育及大學豫備教育の款參照)

明治十六年十一月二日府縣に對する左記文部省達第十八號が發せられた。

當省直轄官立學校學生生徒及公立學校生徒中都合ノ行爲アリテ退學セシメタル者ハ其情狀ニ因リ當省直轄官立學校及府縣公立私立ノ學校ニ入學スルコトヲ禁スヘシ此旨相違候事

但本文ノ處分ヲ要スルトキハ其族籍姓名事由ヲ具シテ當省ニ申出ヘシ

明治十七年一月二十六日府縣に對する文部省達第二號を以て左の如く中學校通則が定められた。

中學校通則左ノ通相定候條此旨相違候事

中學校通則

- 第一條 中學校ハ此通則ニ遵ヒテ之ヲ設置シ中人以上ノ業務ニ就ク者若クハ高等ノ學校ニ入ル者ノ爲メニ忠孝彝倫ノ道ヲ本トシテ高等ノ普通學科ヲ授クヘキモノトス
- 第二條 中學校ノ教則ハ文部省明治十四年七月<sup>七</sup>第二十八號達中學校教則大綱ニ據ルヘキモノトス
- 第三條 中學校長ハ品行端正ニシテ學校管理ノ任ニ堪フヘキ學力材幹アル者ヲ以テ之ニ充ツヘキモノトス
- 第四條 中學校ハ教員中少クトモ三人ハ中學校師範學科ノ卒業證書又ハ大學科ノ卒業證書ヲ有スル者ヲ以テ之ニ充ツヘキモノトス

但本文ノ證書ヲ有セスト雖モ府知事縣令ニ於テ相當ノ資格アリト認ムル者ハ文部卿ノ許可ヲ經テ之ニ代フルコトヲ得且高等中學校ヲ置カスシテ農業工業商業等ノ專修科ヲ置キ又ハ初等中學校ノミヲ置クモノハ文部卿ノ許

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



可ヲ經テ本文ノ制限ヲ斟酌スルコトヲ得

第五條 中學校ハ修身其他諸科ノ教授上必須ノ圖書及博物、物理、化學等ノ器械標本類ヲ備フヘキモノトス

第六條 中學校ハ生徒ヲ教授スルニ足ルヘキ教場、物理化學ノ試験室、體操場及生徒ノ扣所、職員ノ詰所等ヲ設ク

ヘキモノトス

但生徒ヲ寄宿セシムルモノハ寄宿舎ヲ設クヘキモノトス

第七條 中學校ノ經費トシテ供給スヘキ金額ハ前條々ノ準備ヲ辨スルニ足ルヘキモノトス

第八條 中學校設置廢止等ノ手續其府縣立ニ係ルモノハ文部省明治十四年<sup>月</sup>第四號達府縣立學校等設置廢止規則ニ

據ルヘク其町村立私立ニ係ルモノハ該府縣ノ町村立私立學校等設置廢止規則ニ據ルヘキモノトス

中學校通則に於て中學校の目的の中に「忠孝彝倫ノ道ヲ本トシ」の一句を加へたのは、急激なる西洋文物の輸入に因り當時の國民が上下を通じて歐化熱に浮かされ、動もすれば國粹を破壊する傾向を有して居たので、中學校教育に於ても之を戒める必要があつたからである。

明治十七年七月二日府縣に對する文部省達第六號を以て左の如く中學校教則大綱中に改正が行はれ、初等中學校のみを置く中學校が公然許さることとなつた。

當省明治十四年<sup>月</sup>第七號拾八號達中學校教則大綱第十一條本文中(シ通シテ六箇年ト)ノ八字ヲ刪除ス此旨相達候事

明治十七年十一月二十二日府縣に對する文部省達第十一號を以て左の如く中學校教則大綱中に改正が行はれ、中學

校に於ては土地の情況に依り學科の上に變化を爲し得ることとなつた。

文部省明治十四年<sup>月</sup>第七號拾八號達中學校教則大綱第五條左ノ通改正ス此旨相達候事

第五條 中學校ニ於テハ土地ノ情況ニ依リ某學科ヲ加除シ或ハ高等中學校ノ外若クハ高等中學校ヲ置カス普通文科、普通理科ヲ置キ又農業、工業、商業等ノ專修科ヲ置クコトヲ得

同日又府縣に對する文部省達第十二號を以て左の如く町村立私立中學校に於ける學科目の加除に關する件が定められた。

町村立私立中學校教則中土地ノ情況ニ因リ某學科ノ加除ヲ許可セントスルトキハ當省ニ伺出ツヘシ此旨相達候事

中學校の施設に就て述べると、

明治十三年十二月十六日文部省布達第二號(輪廓附)を以て左の如く文部省直轄の大阪專門學校(醫學)が大阪中學校に改造せられた。

文部省所轄大阪專門學校ヲ大阪中學校ト改稱候條此旨布達候事

大阪中學校に於ては規則を假定し邦語中學校、英語中學校の二科を設けて教授して居たが、中學校教則大綱が制定せらるるに及んで、邦語中學校、英語中學校の稱を廢して別に教則を定めた。而して別に英語科を存して之と並べ教へ、初め英語科生徒と稱し、明治十五年十一月大阪中學校附屬英語科と稱し、明治十六年七月に至り生徒の卒業を待つて之を廢止した。(文部省第九年報及第十一年報に據る)然るに明治十八年七月十三日文部省告示第二號を以て左の如く大阪中學



校は大學分校と改められた。

當省所轄大坂中學校ノ儀自今其組織ヲ改メ大學分校ト稱シ候條此旨告示候事

各地方に於ける中學校の施設は如何なる狀況であつたかといふと、明治十二年の教育令には前述べた如く單に高等なる普通學科を授くる所とすと規定したのみで、其修業年限學科目等を示した何等の規則もなく、且設置の關係に就ても別に規定する所なく、全く其施設を地方の隨意に放任したので、其内容の區々として一定せざるは勿論、地方によつては既設の中學校を廢止し、或は師範學校に合併するものもあつた。明治十三年の改正教育令には各府縣は土地の情況に隨ひ中學校を設置すべきことを規定したが、固より確然たる義務を負はしめたものではなかつたから、明治十四年の中學校教則大綱制定以來中學校の内容は略一定し、其設備等も漸次整頓して來たに拘らず、其施設は別に増加を見ることは出来なかつた。

明治十七年四月十日の官報に左の如き文部省報告がある。これは中學校のみならず師範學校にも關することであるが便宜此處にこれを掲げる。

○縣立師範學校及中學校ノ處分(文部省報告) 從來府縣ニ於テ設置スル所ノ師範學校及中學校ハ其ノ數多キモ或ハ其ノ規模ノ整備ヲ得サルモノ少カラサルヲ以テ文部省ニ於テ昨年同省第拾貳號ヲ以テ師範學校通則ヲ府縣ニ達シ尋イテ本年ニ至リ同省第貳號ヲ以テ中學校通則ヲ府縣ニ達セシカ爾來今日マテ通則ノ主旨ニ基キ明治十七年度以後從來ノ規模ヲ擴張改良センカタメ縣立師範學校中學校ノ施設上ニ就キ文部省ニ稟申セシモノハ兵庫、長崎、山口、

高知、青森、愛媛、佐賀ノ七縣ナリ今其ノ概要ヲ記スルニ兵庫縣師範學校ハ從來ノ規模ヲ擴張シ該校經費ヲ壹萬五千四百拾貳圓九拾八錢トスルノ計畫ヲナシ長崎縣ハ從來九箇所ニ設置セシ中學校ヲ廢止シテ更ニ長崎ニ壹中學校ヲ設置セントス山口縣ハ從來五箇所ニ設置セシ中學校ノ規模ヲ變更シテ山口中學校ヲ本校トシ初等高等ヲ具備シ該校經費ヲ壹萬三千七百圓トシ萩、豊浦、岩國、徳山ノ四中學校ヲ其ノ分校トシ皆初等中學校ノミヲ置クノ計畫ヲナシ高知縣ハ佐川、中村、安藝、赤岡ノ四中學校ヲ廢止シテ高知中學校ノミヲ存置シ從來四中學校ニ要セシ所ノ經費ヲ壹所ニ集ムルノ計畫ヲナシ青森縣ハ弘前ノ師範學校分校ヲ廢シテ師範學校ハ青森ノ壹箇所ニ止メ其ノ經費ヲ増シテ壹萬八百八拾四圓トシ又新ニ中學校ヲ青森ニ設置セントシ愛媛縣ハ從來七中學校ヲ設置セシカ自今松山、高松、宇和島ノ三中學校ヲ存置シテ其ノ他ハ總テ廢止シ松山中學校ハ初等高等具備ノ者トナシ高松、宇和島ニ中學校ハ初等中學校トナスノ計畫ヲナセリ佐賀縣モ亦從來七中學校ヲ設置セシカ自今佐賀、唐津、鹿島ノ三中學校ヲ存置シテ其ノ他ハ總テ廢止シ佐賀中學校ハ初等高等具備ノ者トナシ唐津、鹿島ノ貳中學校ハ初等中學校トナシ其ノ經費ハ各四千貳百餘圓トシ且該縣ハ客年ノ創置ニ係ルヲ以テ是迄師範生徒教養方ハ長崎縣ニ委託セシカ自今師範學校ヲ創設シ其ノ經費ヲ壹萬四千三百四拾九圓ト定メタリ

當時の中學校に關する統計を左に掲げる。

年	次 學 校 數	教 員		計	生 徒		計
		男	女		男	女	
明治十二年	七八四	一、六九一	五二	一、七四三	三七、二八一	二、七四八	四〇、〇二九



明治十三年	一八七	九〇五	一九	九二四	一一、八六七	三八九	一一、二五六
〃 十四年(官立)	一七三	九二四	一〇	九三四	一二、一一一	二〇四	一二、三一一
〃 十五年(官立)	一七三	九八三	二	九八五	一三、〇〇四	八四	一三、〇八八
〃 十六年(官立)	一七三	一、一〇七	一	一、一〇七	一四、七六三	一	一四、七六三
〃 十七年(官立)	一三三	一、〇五九	一	一、〇六〇	一五、一〇〇	一	一五、一〇〇
〃 十八年(官立)	一〇七	一、〇四九	一	一、〇五〇	一五、〇四八	一	一五、〇四八

右の統計に女教員及女生徒の数が見えるのは一寸妙に思はれるが、當時の中學校は規定上今日の如く必ずしも男子のみの教育機關といふ譯ではなかつたから、女生徒の入学をも許した學校があつたのであらう。

### 第五款 女子高等普通教育(高等女學校教育)

「學制」に於て女子中等教育に關して何等の規定をも設けなかつたことは、前述した通りであるが、明治十二年の教育令、明治十三年の改正教育令及明治十八年の教育令に於ても女子中等教育に關する規定は一つもなく、唯學校に於ては男女教場を同じくすることを得ず、但し小學校(小學教場)に於ては此限にあらすとの規定を設けて小學校以上の女子學校の存在をも豫想せるに過ぎなかつた。

施設の實際は如何であつたかといふと、

明治五年文部省が東京に設置した官立女學校が明治十年二月に廢止せられ、其代りに一旦東京女子師範學校に英學科を置き舊女學校の生徒を收容したが、此英學科も同年生徒の卒業を待て之を廢止することとなり、明治十一年一月之を東

京女子師範學校の別科と改めた。然るに間もなく別科を廢することとなつて東京女學校は全く其命脈を失ふに至つた。舊別科の生徒の一部は之を東京女子師範學校豫科に收容したが、此豫科も明治十二年三月廢止せられた。翌明治十三年七月更に東京女子師範學校に豫科を置いたが、明治十五年七月に至て再び豫科を廢し、別に附屬高等女學校を置くこととなつた。以上の經過は前章に於て既に述べた通りである。明治十六年八月文部卿の認可を得て施行した規則に依ると此高等女學校は彝倫道德を本として高等普通學科を授け優良なる婦女を養成する所とし、之を下等科上等科に分ち、修業年限は下等科三箇年上等科二箇年、通じて五箇年とし、入學資格は小學科六箇年の課程を卒りたるものとした。下等科の學科は修身、讀書、作文、習字、算術、地理、本邦歴史、博物、物理、圖畫、裁縫、禮節、音樂、體操とし、上等科の學科は下等科の修身、讀書、作文、習字、圖畫、裁縫、禮節、音樂、體操の續に化學、家政を加ふるものとした。明治十八年八月東京女子師範學校が東京師範學校に合併せらるるに及んで高等女學校も亦東京師範學校の附屬となつた。

女子に高等普通教育を授くる學校に高等女學校といふ名稱を用ゐたのは右の附屬高等女學校が初めてである。而して此名稱は爾來長く用ゐられ、後年女子中等教育の學校に關する勅令其他の規程を設くるに及んでも、此名稱を襲用し以て今日に至つて居る。抑男子に中等教育を授くる學校を中學校と稱する筆法よりいへば、女子に中等教育を授くる學校は之を女子中學校と稱ふるか、若くは之に類似した名稱を付するのが自然と思はれるのに、何故に女子の學校に限りて之を高等女學校と稱したか一寸不思議に感ぜらるる。諸外國の例を見ても女子の中等學校を高等女學校と稱して居る國は餘りない。獨り獨逸に於ては従前より此名稱を用ゐてゐる。我國に於て高等女學校の名を採用するに至つたのは恐らく獨逸の例に倣つたものであらう。然るに獨逸に於て此名稱が用ゐられたのは一種の意味があるのであるから一應之を知



つて置く必要がある。試に獨逸プロイセンの例を取つて見ると、同國に於ては千九百八年以前の高等女學校 (Höhere Mädchenschule) は修業年限は滿六年より滿十五年に至る九箇年を本則とし、場合により之を十年に延長することを得る。而して最下の三箇年は小學教育に相當する部分であつて、九年制高等學校たるギムナジウム (Gymnasium) 等の豫備科 (Vorschule) と同じく豫科の性質を有する。其學科目は豫科に在ては宗教、國語、算術、地理、習字、唱歌、體操とし、本科に在ては以上の科目の外佛語、英語、歴史、博物、圖畫、手工とする。其他土地の情況に依り必要なる科目は隨意科目として之を課することを得る。此の如くにして高等女學校は所謂高等學校 (Höhere Lehranstalten) の種類に屬せずして、之より程度低きもの即ち小學校の程度高きものとして取扱はれて居た。即ち彼のプロギムナジウム (Progymnasium) やレアルシュレ (Realschule) の如き滿六年より滿十五年に至る六箇年課程で、修業年限の點よりいへば全く高等女學校と同一なる所謂六年制學校すら所謂高等學校の種類に屬するに拘らず、獨り高等女學校のみは全く除外せられて小學校同様の取扱を受けて居た。故に高等女學校といふ名は寧ろ女子の小學校にして普通の小學校よりも少しく程度高きものといふ意味に於て用ゐられたのであつた。然るに時世の推移に伴ひ一方には修業年限九箇年の高等女學校は女子の高等普通教育としては不十分なりとする議論を生ずると共に、一方に於ては女子の結婚困難となり、獨身の女子が多くなるに従つて職業を得んが爲に大學の教育を受けんとする希望益々増加する勢となり、政府に於ても此等の狀勢に鑑み千九百八年八月十五日の勅令を以て從來の規程に改正を加ふるに至つた。即ち修業年限を延長して十年とし、尙ほ其上に卒業後引續き學修を希望する者の爲に二箇年 (少くとも一箇年) の高等科 (Lützow) を置き、又大學に入らんとする女子の爲に大學豫備科 (Studienanstalt) を高等女學校に附設することとしたのである。此改正以來高等女學校は初めて所謂高等學校の取扱を受くることとなつた。然るに千九百十三年以後は高等女學

校の名を改めて「リツエウム」(Lyzeum) と稱し従前の高等科即ち「リツエウム」を「オーバーリツエウム」(Oberlyzeum) と稱することとなり、歐洲大戰後統一學校制度が行はるるに及んで「リツエウム」は小學校四箇年即ち基本學校の修了者を收容する修業年限六箇年の學校となり、「オーバーリツエウム」は修業年限を三箇年に延長し、上下相通じて修業年限九箇年となり、「ギムナジウム」等と全く同等の九年制女子高等學校となるに至つた。上述の如く獨逸に於ては本來高等女學校の名稱は、女子中等教育は男子中等教育よりも程度低く、小學校を少しく高くしたるものに過ぎず、といふ思想の下に用ゐられたものである。

官立女學校の外公立女學校の狀況は左の如くであつた。

京都府女學校は明治十三年一月貸費規則を制定して府下郡區より小學校教員志願者五十人を選抜して入學せしめ、十一月英學生徒の名を廢し、英語科を女學校の一小目とした。明治十五年六月女紅場の名を廢し、單に女學校と稱し大に校制を釐革し、分つて普通科、師範科、手藝科の三部とし、手藝科中に裁縫、刺繡、綴織、機織、押繪、剪絲、袋物、養蠶等の數科を分設し、女子教育の本旨に基き不急の漢書を省き、修身讀書等の科目を重んじ、各科適應の教規を選定し、師範科に貸費生を置き、手藝科に食費立換生を置き、傍ら小學諸禮教師を養成した。又科外生徒養成法を定め家累ある婦女に隨意就學するの便を開いた。此年普通科教員二十六人、生徒五十人、卒業生六人、師範科生徒六十三人、手藝科教員八人、生徒百八十人であつた。

岐阜縣普通女學校は明治十三年九月女子師範學校と合併して岐阜縣女學校と改稱し、内に普通女學科と師範學科とを分つた。

明治十三年六月徳島縣に於て女子師範學校を廢止し、徳島中學附屬女學校を置き、大に女子教育を奨励したので生徒



四十五人を得るに至つた。明治十四年一月開校、六月徳島女學校と改稱し、生徒百二十七人に達した。

明治十四年山梨女子師範學校を山梨女學校と改め、其組織を變更し、女子高等普通科及女子小學師範學科を置いた。

明治十五年七月群馬縣に於て高等女學校を設立し、生徒二十五人を入學せしめ、内十九人を貸費生とし大に女子の入學を奨励した。

明治十六年には山口縣及鹿兒島縣に於て高等女學校を設立した。

明治十九年九月大阪府が女學校を新設した。而して群馬、山口、岐阜三縣は女學校を廢止した。

此外私立の女學校としては前章に於て述べた東京府下の女學校其他のものがあつた。

## 第六款 専門教育

### 第一項 概 説

専門教育は既に前章に於て述べた如く、本來高等普通教育を修了したる者に對して各種の専門學科を授くる教育であつて、此の如き素養を缺く者に對して専門學科を授くるものは實は眞の専門教育とはいひ難いのであるが、此時代に於ては何分高等普通教育の發達が不十分であり、嚴正な意味に於ける専門教育は寧ろ少なかつたやうな状況であるから、當時専門學科の教授を標榜して居た學校は皆之を専門學校として此處に之を述べることにする。又前章に於ては「學制」の規定の關係上専門教育と實業専門教育とを併せ述べたが、明治十三年の改正教育令には専門學校の外に明に農工商の實業學校を認めて居るやうな次第であり、且實業教育は其中に専門教育程度の實業教育即ち實業専門教育と、専門教育にあらざる低度の實業教育との二者を包含し、實業と稱する生産的職業に就かんとする者の準備教育といふ特別の種類

に屬するものであるから、此等は専門教育と區別して別款に於て之を述べることにする。

### 第二項 法律經濟等に関する専門學校

文部省の管轄に屬する官立の法律經濟専門學校は一もなかつた。

文部省管轄外の官立學校たる司法省の法學校に就て述べると、

明治十三年四月學校課が生徒課と改められ、明治十七年七月第二回の成業生三十七人を出し、内法律學士の稱號を得た者三十三人、單に成業證書を得た者四人であつた。これが本校生徒に證書を授與した始である。同月司法省は八局三課となり、同校は書記局の一課として學務課と稱した。明治十七年十二月文部、司法兩省協議の上太政官へ上申し允裁を経て同校は文部省の直轄となり、東京法學校と改稱せられた。當時本科生官費寄宿四十三人、私費通學三人、入學三人、豫科生官費寄宿五十四人、私費通學二十一人、入學七十五人であつた。明治十八年九月に至つて東京大學に合併せられた。公立の學校としては明治十四年七月金澤の中醫師範學校が専門學校と改められ、法、理、文の三科を授くることとし、修業年限を六箇年とし内三年を豫備科とした。明治十六年豫備科を廢して初等中學科を設け、明治十八年各専門科の年限を延長して四箇年とし、前二箇年半は法、理、文各科に通じて高等なる普通學を課し、後二箇年は専ら一學科を習得せしめることとしたが明治二十一年に至て廢止せられた。

明治十二年以後私立の法律經濟學校を設立する者が續出した。前章に於て述べた如く、明治十二年二月に薩埵正邦、橋本胖三郎、大原鎌三郎、堀田正忠、金丸鐵、伊藤修が法律學教授の目的を以て東京神田區駿河臺西紅梅町に東京法學社を設けた。同校は明治十四年五月東京法學校と改稱した。後明治二十二年五月に至つて更に辻新次等が設立した東京佛學校と合併して和佛法律學校と改稱した。これが今日の法政大學の前身である。



明治十三年七月に刑法治罪法の發布を機とし相馬永胤、田尻稻次郎、目賀田種太郎、駒井重格等の同志相謀り、東京京橋區鍋町に法律及經濟を教授する專修學校を設立した。これが今日の專修大學の起原である。明治十四年一月には岸本辰雄、宮城浩藏、矢代操等の人々が東京麹町區有樂町に法律行政經濟財政等を教授する明治法律學校を創立した。これが今日の明治大學の前身である。又此年福岡縣に藤雲館が新設せられ、法文、數學、英文を授けた。(同校は明治十八年廢止)明治十五年十月には前年政府を退いた大隈重信が小野梓等と相謀つて、東京の郊外下戸塚に政治、法律等(初め理科をも置いたが後之を廢して文科を置いた。)を授くる東京專門學校を創設した。これが發達して今日の早稻田大學となつたのである。又此年弘前の東奥義塾は教科を改正して文學法學の二科を置いたが、明治十六年に至つて文學の豫科を置き法學を廢した。明治十七年に獨逸學協會學校は專修科を置いて法律學を授けた。明治十八年には磯部醇、西川鐵次郎、穂積陳重、岡山兼吉、奥田義人、岡村輝彦、渡邊安積、高橋一勝、高橋健三、山田喜之助、増島六一郎、藤田隆三郎、江木衷、合川正道、菊池武夫、澁谷健爾、土方寧、元田肇が相謀つて、東京神田區錦町に法學を授くる英吉利法律學校を創立した。これが今日の中央大學の濫觴である。當時我國にはまだ法典の編纂がなかつたので、法學を修むる者は英法學或は佛法學を主として學んだ。而して前記の東京法學校及明治法律學校に於ては佛法學を主として教授し、英吉利法律學校に於ては英法學を主として教授した。之に對して獨逸學協會學校の專修科に於ては獨逸法學を主として教授したのであつた。

第三項 醫藥に關する專門學校

明治十五年五月二十七日府縣に對する文部省達第四號(輪廓附)を以て左の如く醫學校通則が定められた。  
 醫學校通則別冊之通相定候條此旨相達候事

醫學校通則

第一章 總 則

第一條 醫學校ハ此通則ニ遵ヒ醫學ヲ教授スル所トス  
 第二條 醫學校ハ之ヲ分テ甲乙二種トス甲種ハ尋常ノ醫學科ヲ教授シ以テ醫師ノ具成ヲ圖リ上款ニ遵ヒ之ヲ設置スルモノトス乙種ハ簡易ノ醫學科ヲ教授シ以テ醫師ノ速成ヲ圖ルトキ若クハ甲種ヲ設置スル能ハサルトキニ於テ下款ニ遵ヒ之ヲ設置スルモノトス  
 第三條 醫學校ニ於テハ臨床實驗ノ用ニ供スルニ足ルヘキ病院ノ準備アルヲ要ス

上 款

第二章 學 科 目

第四條 甲種醫學校ノ學科ハ少クトモ左ニ掲クル諸目トス

物理學	化學	動物學
植物學	解剖學	組織學
生理學	病理學	藥物學
內科	外科	眼科
產科	內科臨床講義	外科臨床講義
衛生學	裁判醫學	

第三章 修業年限、日數及時數

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



第五條 甲種醫學校ノ修業年限ハ四箇年以上トス

第六條 甲種醫學校ノ授業日數ハ少クトモ毎年三十二週ヲ下ルヘカラス

第七條 甲種醫學校ノ授業時間ハ一週二十四時ヲ以テ度トス

第四章 入學生徒ノ資格

第八條 甲種醫學校ニ入學スル生徒ハ品行端正體質強健ニシテ年齡十八年以上トス

第九條 甲種醫學校ニ入學スル生徒ハ初等中學校卒業以上ノ學力ヲ有スル者若クハ少クトモ左ニ掲クル科目ニ就テ初等中學校以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

和 漢 文	算 術	代 數
幾 何	物 理 學	化 學
動 物 學	植 物 學	

第五章 教員ノ資格、員數

第十條 甲種醫學校ノ教員中少クトモ三名ハ東京大學ニ於テ醫學士ノ學位ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充テ主トシテ重要ノ學科ヲ分擔セシムヘシ

但他ニ相應ノ學力ヲ有スル者アルトキハ文部卿ノ認可ヲ經テ本文醫學士ニ代フルコトヲ得

下 款

第六章 學 科 目

第十一條 乙種醫學校ノ學科ハ左ニ掲クル諸目トス

物 理 學	化 學	解 剖 學
生 理 學	藥 物 學	內 科 學
外 科	眼 科	產 科
內科臨床講義	外科臨床講義	

第七章 修業年限、日數及時數

第十二條 乙種醫學校ノ修業年限ハ三箇年トス

但此年限ヲ一年以内増加スルコトアルヘシ

第十三條 乙種醫學校ノ授業日數及授業時間ハ第六條及第七條ニ準ス

第八章 入學生徒ノ資格

第十四條 乙種醫學校ニ入學スル生徒ハ其品行、體質、年齡總テ第八條ニ準ス

第十五條 乙種醫學校ニ入學スル生徒ハ左ニ掲クル科目ニ就キ概テ初等中學校ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

和 漢 文	算 術	衛 物 理 學
-------	-----	---------

但此他第九條ニ掲クル諸科目中一科若クハ數科ニ就キ本文ノ學力ヲ要スルコトアルヘシ

第九章 教員ノ資格、員數

第十六條 乙種醫學校ノ教員中少クトモ一名ハ總テ第十條ニ準スヘキモノトス

右の規定に依る所謂乙種醫學校の如きは、實は嚴正の意味に於ける専門學校ではなかつたのである。



尙ほ同年七月十五日文部省は府縣に對する同省達第五號（輪廓附）を以て左の如く醫學校設置認可の手續を定めた。  
 自今府縣立醫學校設置伺出候節ハ昨十四年當省第四號達府縣立學校幼稚園圖書館等設置廢止規則第一條ノ事項ノ外  
 更ニ左ノ第一項第二項第三項ヲ具シテ伺出ヘク且第四項第五項第六項ヲ具シテ開申スヘシ若シ右諸項中變更アルト  
 キハ其都度伺出若クハ開申候儀ト可心得此旨相達候事

但町村立私立醫學校ノ儀モ本文ニ準シ査理スヘキ儀ト可心得事

- 一 臨床實驗ノ用ニ供スヘキ病院ノ種別（附屬、單立、並ニ府縣立、町村立等ノ種別）
- 一 該院ノ位置及醫學校迄ノ距離
- 一 同 臨床實驗ニ充ツヘキ患者ノ定員
- 一 同 尋常患者ノ概數
- 一 同 名稱
- 一 同 院長履歷

明治十五年七月十八日府縣に對する文部省達第六號（輪廓附）を以て左の如く藥學校通則が定められた。

藥學校通則別冊之通相定候條此旨相達候事  
 藥學校通則

第一章 總 則

第一條 藥學校ハ此通則ニ遵ヒ藥學ヲ教授スル所トス

第二條 藥學校ハ之ヲ分テ甲乙二種トス甲種ハ尋常ノ藥學科ヲ教授シ以テ藥劑師ノ具成ヲ圖リ上欸ニ遵ヒ之ヲ設置  
 スルモノトス乙種ハ簡易ノ藥學科ヲ教授シ以テ藥劑師ノ速成ヲ圖リ下欸ニ遵ヒ之ヲ設置スルモノトス  
 上 欸

第二章 學 科 目

第三條 甲種藥學校ノ學科ハ少クトモ左ニ掲クル諸目トス

物 理 學	化 學	動 物 學
植 物 學	金 石 學	藥 用 植 物 學
分 析 化 學	藥 品 學	製 藥 學
毒 物 學	藥 物 試 驗 法	調 劑 學

此他英佛獨語中ノ一語

第三章 修業年限、日數及時數

第四條 甲種藥學校ノ修業年限ハ三箇年以上トス

第五條 甲種藥學校ノ授業日數ハ少クトモ毎年三十二週ヲ下ルヘカラス

第六條 甲種藥學校ノ授業時間ハ一週二十四時ヲ以テ度トス

第四章 入學生徒ノ資格

第七條 甲種藥學校ニ入學スル生徒ハ品行端正、體質强健ニシテ年齡十八年以上トス

第八條 甲種藥學校ニ入學スル生徒ハ初等中學校卒業ノ學力ヲ有スル者若クハ少クトモ左ニ掲クル科目ニ就テ初等

第三條 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



中學校ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

和漢文 算術 地理 物理學

第五章 教員ノ資格、員數

第九條 甲種藥學校ノ教員中少クトモ二名ハ東京大學ニ於テ製藥士ノ學位ヲ得タル者若クハ他ニ相應ノ學力ヲ有シ  
文部卿ノ認可ヲ經タル者ヲ以テ之ニ充テ主トシテ重要ノ學科ヲ分擔セシムヘシ

下 款

第六章 學科 目

第十條 乙種藥學校ノ學科ハ左ニ掲クル諸目トス

物理學 化學 植物學  
藥品學 製藥學 藥物試驗法  
調劑學

第七章 修業年限、日數及時數

第十一條 乙種藥學校ノ修業年限ハ二箇年トス

但シ此年限ヲ一年以内増加スルコトアルヘシ

第十二條 乙種藥學校ノ授業日數及授業時間ハ第五條及第六條ニ準ス

第八章 入學生徒ノ資格

第十三條 乙種藥學校ニ入學スル生徒ハ品行端正、體質強健ニシテ年齡十六年以上トス

第十四條 乙種藥學校ニ入學スル生徒ハ小學中等科卒業ノ學力ヲ有スル者若クハ少クトモ左ニ掲クル科目ニ就テ小學中等科ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

讀書 算術

第九章 教員ノ資格、員數

第十五條 乙種藥學校ノ教員中少クトモ一名ハ東京大學製藥學卒業生(明治十六年以  
後卒業ノ者)以上ノ學力アル者ヲ以テ之ニ充

テ主トシテ重要ノ學科ヲ擔任セシムヘシ

但東京大學製藥士若クハ製藥學卒業生(同十六年以  
後卒業ノ者)ニアラサル者ヲ以テ本文教員ニ充テントスルトキハ文部卿  
ノ認可ヲ經ヘシ

乙種藥學校が嚴正な意味に於ける専門學校でないことは前に乙種醫學校に就て述べたと同様である。

明治十八年七月二十一日廳府縣に對する内務省達甲第二十五號を以て左の如く「刑死者及在監死亡者ノ遺骸官公立醫  
學校病院ニ於テ解剖方」が定められた。

監獄則ニ掲クル所ノ刑死者及死亡者ニシテ親屬故舊其遺骸ノ下付ヲ請フ者ナキトキハ官公立醫學校若クハ病院ニ於  
テ該遺骸ヲ解剖實驗ノ用ニ供スルヲ得此旨相達候事  
但屍體剖觀ノ後ハ縫理シテ原體ニ復シ不都合無之様取計ハシムヘシ



醫藥専門學校の施設に關しては、

官立の醫學専門學校として明治十二年四月四日大阪英語學校を改造した大阪専門學校があつたが、これは明治十三年十二月十六日文部省布達第二號を以て左の如く大阪中學校に改造せられ、醫學専門學校としては其存立を失ふに至つた。

文部省所轄大坂専門學校ヲ大坂中學校ト改稱候條此旨布達候事

其他公私立の醫學校に就ていふと、

明治十四年には山梨縣立病院醫學科(明治九年七月設置)を山梨學校に移して其規模を擴張し、又町村立佐賀醫學校が新設せられ、山形、群馬二縣の醫學校は廢せられ、公私立合して四十一校となつた。明治十五年に至て千葉の私立醫學所(明治十一年一月設立)は縣立千葉醫學校となり、和歌山病院内醫學教場(明治七年十一月醫學所兼小病院として設立、明治九年二月改稱)は和歌山醫學校となり、栃木、鹿兒島二縣に公立各一校、愛知、岐阜二縣に私立各二校を減じ、公立三十校私立九校、教員公立二百七十四人私立百五十八人、生徒公立四千五百八十六人私立八百五十五人となつた。當時地方醫學校中最盛なりしは石川縣の金澤醫學校であつて、醫學の外製藥學科を置き生徒數二百三十二人に達した。佐賀醫學校之に次ぎ生徒二百人を有し、熊本醫學校の百九十三人、福岡醫學校の百九十二人、大阪醫學校の百八十三人之に次ぎ、岡山醫學校の百七十一人、京都醫學校及神戸醫學校の百四十九人、高知醫學校の百四十七人、新潟醫學校の百四十人、更に之に次ぎ、多數の學校は生徒百人以下であつた。

明治十七年に於て醫學校は公立三十校私立二校教員公立二百六十八人私立十五人生徒公立三千六百九十六人私立四百九十二人であつた。學校は大阪醫學校、神戸醫學校、長崎醫學校、千葉醫學校、茨城醫學校、三重縣醫學校、愛知縣醫

學校、岐阜縣醫學校、長野縣醫學校、宮城醫學校、福島醫學校、岩手醫學校、秋田醫學校、福井醫學校、青森縣醫學校、石川縣醫學校、島根縣醫學校、岡山縣醫學校、鳥取病院附屬醫學校、廣島醫學校、和歌山醫學校、徳島醫學校、松山醫學校、高知醫學校、福岡醫學校、大分醫學校、熊本醫學校、鹿兒島醫學校である。

明治十八年には公立醫學校二十九内甲種二十四種五、私立醫學校二であつて教員は公立二百六十四人、私立十四人、生徒公立三千七百八十四人、私立四百四十八人、女子八十一人であつた。

當時藥學科は各地方の醫學校内に於て教授して居たので、藥學校通則に従つて獨立の藥學校を設立したものは殆どなかつた。明治十七年に於て獨立の藥學校は僅に公立二校、私立二校に過ぎなかつた。

明治十八年に熊本市内の藥業家有志者が縣下に於て藥業講習の道なきを憂ひ、相謀りて私立熊本藥學校を開いた。これが今日の官立熊本藥學専門學校の濫觴である。

#### 第四項 語學に關する専門學校

明治十二年四月大阪英語學校が大阪専門學校に變形せられた後は官立の外國語學校としては東京外國語學校の二校だけであつた。明治十三年三月東京外國語學校に朝鮮語學を置いた。明治十五年各語學科課程を改正し、上下二等の區別を廢した。明治十七年三月附屬高等商業學校が設置せられた。明治十八年八月獨佛の兩語學科を東京大學豫備門に移し、同九月東京外國語學校並に附屬高等商業學校及農商務省から轉屬した東京商業學校の三校を合併し、其名稱を改めて東京商業學校とし、従前の高等商業學校の教科を第一部とし、東京商業學校の教科を第二部とし、東京外國語學校の教科を第三部とした。是に於て獨立の専門學校としての外國語學校は其跡を絶つに至つた。尙ほ東京商業學校に於ては明治十九年一月其教科を分ちて高等部、普通部、語學部としたが同二月高等部及語學部を廢止したので外國語學校の命脈は



全く失はるるに至つた。

公立の外國語學校も前章に於て既に述べた如く漸次廢止せられ、明治十三年には僅に熊本の廣取學校を餘したがこれも數年ならずして廢校となつた。明治十五年に長崎中學校の中學科を廢し、明治十一年三月に設けた英學部と明治十四年七月に設けた清學部とを存して長崎外國語學校と改稱し、英語と清語とを授けたが、後明治十九年に至つて其組織を改めて商業學校としたから公立外國語學校も亦其跡を絶つに至つた。明治の初年に洋學校又は英語學校と稱したものは多く外國語を以て普通教育を授けたものであるから、中學校の發達と共に自然に存在の理由を失ふたのである。

私立の外國語學校は頗る多かつた。中にも明治十六年に創設せられた獨逸學協會學校の如きは語學を授ける專門學校として特に著しいものであつた。

#### 第五項 文學に關する專門學校

公立學校としては明治十三年二月青森縣師範學校内に專門學校を設立し、文學及農工化學の二科を置いたが明治十六年に至つて廢止せられた。其他前記の如く石川縣專門學校に於て法科理科と共に文科を置いた。

私立學校では前記の如く弘前の東奥義塾があつた。又福岡の藤雲館があつた。(明治十四年設立同十八年廢止)

尙ほ注意すべきは神典國典を授くる二箇の學校が設立せられたことである。即ち其一は神宮皇學館であり、其二は皇典講究所である。

明治十五年四月神宮祭主朝彦親王の令旨に依り神宮神官をして皇學を研究せしめんが爲に林崎文庫内に神宮皇學館が設立せられた。

明治十六年五月内務省の認可を受け科を上中下の三等級に分ち將來神宮神官に充つべき人材を養成せんことを圖つ

た。

明治十八年一月科を豫備、中等、上等の三級に分つた。

明治十五年六月全國神職の團體は東京に皇典講究所を起し、八月内務省の所轄となり、九月三府四十餘縣に皇典講究所分所を置いた。又同月内務省より府縣社以下神職の選舉は皇典講究所の卒業證書若は同本分所の試験合格證書を所持する者に限る旨を令達した。

右の神宮皇學館や皇典講究所の設立は歐化熱に對する反動として擡頭した國粹主義が教育上に現はれたものに外ならぬ。

#### 第六項 宗教に關する專門學校

佛教の方面では曹洞宗は明治十五年初めて大學林を設立した。又同年眞宗東本願寺に於ては從來存在した貫練場を眞宗大學寮と改稱した。これが今日の大谷大學の前身である。

基督教の方面では明治十五年に横濱傳道者養成學校、東京英學校及東京築地の耕教學舎が合併して東京英和學校と稱し、明治十六年青山に移轉した。これが後明治二十九年に至つて青山學院と改稱せられたのである。

歐化熱が盛んとなるに従て基督教も亦大に勢を得て來た。神の前には人類は平等なりと説くのが基督教の教義であるから、天賦人權説等と結び付いて政治上の自由平等論者は基督教に傾き、基督教徒の方でも自由民権論に傾いた。かくて當時の青年は競て教會の門に集つた。中には語學修得を目的として宣教師の許に出入しつつある中に、其感化を受け信者となつた者も尠くなかつた。従て基督教主義の學校も續出するに至つたが、これは明治十八九年後のことであるから次章に之を述べることにする。



## 第七項 美術に関する専門學校

工部省の工學校の附屬として設立せられた工部美術學校は明治十五年六月に至つて彫刻科が先づ廢止せられ、同年十二月畫學科も亦廢止せられ、學校全部が廢止の運命に遭遇したから官立の美術學校は其跡を絶つに至つた。

此の如く西洋美術を授くる學校は無くなつたが、明治十三年に日本畫を授くる學校が京都に設立せられた。これは維新以來顧みられなかつた日本畫が漸く勃興の機運に向つた爲である。即ち京都府立畫學校は明治十三年七月府下上京區中筋町舊准后里御殿に開設し、各派教員を置きて生徒を募り、明治十四年一月規則を創定し等級を分ちて十二等とし、大別して神品妙品能品入格の四區とし、每區を三十別した。同年二月各畫家私塾生徒の作品を檢明するを許し、又畫を要する工職家を選擧して用掛りとし諸家工業上の下繪等を本校に紹介せしめ、十一月石版局を置き書畫等を印刷した。本校は諸派の畫學を擴張して美術の美を増進し工藝製作物の基礎を訂正するを以て目的とした。明治十七年には教員四人生徒百七人に達した。これが今日の京都府立美術工藝學校の始めである。

明治十七年十一月十五日文部省の専門普通兩學務局に於て委員を設け日本畫を自在畫法に採用するの可否、普通學校及工藝學校圖畫の改良圖畫教員養成の方法を審議せしめたが該委員は美術に適する繪畫は日本筆を用ゆるものたることを議了報告した。

明治十八年十一月二十六日文部省學務一局(明治十八年二月に専門學務局は學務一局、普通學務局は學務二局と改められた)より上局に對して左の如き伺を出した。

圖畫教育ヲ猶一層精密ニ調査センメラレン爲ニ學務一局内ニ圖畫取調掛ヲ設ケラル、ノ必要ハ別紙ニ陳述候通ニ有

之就テハ右取調係被設候上ハ從來學務兩局ニ於テ圖畫調査ヲ囑托相成居候東京大學教授フエノロサ學務一局詰岡倉覺三同狩野芳崖非職豫備門助教論狩野友信ノ四名ニ圖畫取調委員命セラレ可然哉併セテ至急仰高裁候也

(付箋)

狩野友信ノ儀ハ非職ニ付委員被命候節ハ其處分方向可伺出候心得ニ御座候

(別紙)

圖畫教育ノ今世文明開達ノ需求ニ緊切ナルハ論ヲ俟タス殊ニ本邦ノ如キ美術工藝ニ適スル國柄ニ在テハ最も重要ノ關係ヲ有シ就中外國商業ノ盛衰ニ繫ルヲ實ニ鮮ナカラサルモノ有之是故ニ工藝及商業等ノ専門教育ハ勿論其基本タル普通教育ノ點ヨリ之ヲ論スルモ圖畫ヲ調査改良スルハ目下ノ急務タルハ亦多辯ヲ要セス然ルニ本邦學制頒布以來諸學校ニ圖畫ノ科ヲ設ケラレタリト雖モ未タ特別ニ之レカ調査ニ著手スルノ運ニ至ラス故ニ今日ノ圖畫法タル自然不完全ナルヲ免レス今ニシテ之ヲ改良スルニ非スハ實ニ教育上ニ十分ノ裨益を呈セサルノミナラス工藝技術ノ衰頹ヲ招キ商業等ニ於テ大ニ影響ヲ生スルコトナキヲ保セス此ヲ以テ客年十一月本省學務兩局ノ間ニ委員ヲ置カレ専ラ圖畫教育ノ基礎ヲ調査センメラレタリト雖モ猶モ圖畫取調係ヲ設ケラレ授業ノ目的、方法、順序等ヲ精査センメラレ兼テ傳習生ヲ募集教養シテ實際ノ適否ヲ取調ラレ候ハ、猶一層精確ノ結果ヲ得十分ニ圖畫改良ノ趣旨ヲ貫徹可致ト存候且又將來本省ニ於テ美術學校ヲ設立シ繪畫彫刻等ノ美術及其他ノ應用美術ノ恢張ヲ計畫セラルヘキ要用モ有之候ヘハ今日ヨリ豫メ美術中關係ノ最も重要ニシテ範圍ノ最も廣大ナル圖畫ノ一科ニ著手セラレ候儀ハ他日美術學校設立ニ際シ適良ノ準備トモ可相成存候仍テ右取調係ヲ學務一局所屬トシテ設置シ僅少ノ費額ヲ以テ之レカ端緒ヲ開カレ可然存候右教授要旨其他著手ノ方法ハ追テ取調可仰裁可候得共先以テ圖畫取調係ヲ設ケラル、ノ儀至急



仰高裁候也

右の趣旨が上局の納るる所となり、明治十八年十二月十日學務一局各員に對する學務一局長達を以て左の如く圖書取調掛が設けらるることとなつた。

當局處務概則中左記ノ通追加候條此旨相達候事

局中別ニ圖書取調掛ヲ置キ圖書教育ニ係ル事項ヲ調査ス

圖書取調掛ニ長ヲ置キ局長共局員中ヨリ之ヲ擔任セシメ且掛員中特ニ委員ヲ定メ主掌事項ノ調査ニ從事セシム此圖書取調掛が後に發達して今日の東京美術學校となつたのである。

#### 第八項 音樂に關する専門學校

明治十二年文部省に音樂取調掛が設けられたこと及其後の經過に關しては、前章に於ても幾分之を敘して置いたのであるが、此處に稍詳しく之を述べると、

明治十二年十月七日文部省に音樂取調掛が置かれ、東京師範學校長伊澤脩二が音樂取調御用掛兼勤を命ぜられた。是より先明治十二年三月八日文部省學務課より上局に對し

音樂ヲ起スハ目今本邦教育上ニ於テ急務タルコト別紙伊澤目賀田兩氏ノ取調書ニ詳悉セリ然ルニ民爲ニテ音樂ノ起ルヘキ時機ハ何レノ時ニアルカ期シ難キニ付方今文部省ニ於テ音樂傳習所設置相成候方可然存候尤創始ノ費用及當所一箇年ノ經費取調候處大概別紙ノ通ニ有之候間音樂傳習所設置之儀先以テ御決定相成度候右決定候ハ、太政官申稟ヲ始メ夫々著手之順序等續テ取調相伺ヘキ心算ニ有之候此段仰算裁候也  
と伺出で、これが決裁を経て取敢す右の如く音樂取調掛が置かるることとなつたのである。

次で明治十二年十一月五日學務課より更に上局に對し

音樂取調ニ付見込書別紙ノ通御用掛伊澤脩二ヨリ差出候條右見込ノ通著手相成可然哉仰高裁候也

但音樂傳習所設置云云太政官へ御上伺案可取調旨別紙乙三百七十六號ヲ以上申置候處該所設置ハ見合文部省中ニ於テ音樂取調可相成ニ付而ハ右上伺ニハ及間敷候間教師メイソン氏來著ノ上其段御上申ノ節音樂取調云云ノ件ハ併テ委悉御上申ニ相成候ハ、可然ト存候事

と伺出で、これが決裁を経、音樂傳習所設置は暫く之を見合はせ音樂取調掛の形に於て其歩を進めることとなり、明治十三年四月一日に至り、文部省より東京師範學校東京女子師範學校に對し左の如く達した。

這回文部省ニ於テ音樂取調ノ爲米國ヨリ音樂師メイソン氏招備右取調掛ノ儀伊澤脩二へ申付候條該件ニ涉リ同人ヨリ直ニ其校へ照會候儀可有之候間諸事可遂協議候此旨爲心得相達候事

明治十三年三月音樂取調掛は東京本郷文部省用地内第十六番舊教師館を以て官署とし、内外音樂の取調併に東京師範學校附屬小學校東京女子師範學校附屬練習小學校及幼稚園生徒に對する唱歌教授を行つた。同年六月音樂傳習人心得を定め、同十月始めて生徒二十二人(内女子十三人)に入學を許した。

音樂取調掛は明治十四年九月に唱歌掛圖初篇を、同年十一月に小學唱歌集初篇及唱歌掛圖初篇續を出版した。又同年九月學習院生徒に對し音樂唱歌傳習を開いた。

明治十五年七月教師メイソンが歸國し翌十六年二月海軍省雇軍樂教師エックルト(Franz Eckert)が兼務として管絃樂及樂曲調和のことを囑せられた。



明治十六年一月音楽取調掛に於ては傳習生の制を定め女子傳習生を廢止したので、別に見習生を置き從來在學の傳習女生徒中優等の者六人を選び見習生を命じた。同年三月小學唱歌集第二編唱歌圖第二篇を出版し、同七月幼稚園唱歌集を編成し、又樂典、音楽指南、音楽問答の三書を出版した。

明治十六年五月十七日左の如く文部省音楽取調掛規則が定められた。

第一章 總則

第一條 本掛ハ汎ク音楽ノ事項ヲ取調ヘ學校用其他ノ唱歌樂曲ヲ選修シ且其教方教則等ヲ審案調査スル所トス

第二條 前條ノ目的ヲ達セン爲メ左ノ二項ヲ設ク

第一項 本掛中ニ音楽傳習生ヲ置キ音楽専門ノ諸學科ヲ修メシメ以テ音楽ノ上進ヲ謀リ且將來取調ノ事業ニ就カシムヘシ

第二項 東京師範學校及東京女子師範學校生徒ニ唱歌等風琴等ヲ臨教シ以テ小學以下ノ唱歌ノ教授ニ任セシムヘシ

但臨教ノ大綱ハ該學校ノ教則ニ據ルヘシ

第三條 本掛ノ傳習生タル者ハ年齢十五年以上三十年以下ノ男子ニシテ品行端正身體健康略ホ普通ノ教育ヲ受ケタル者タルヘシ

第四條 傳習生中品行端正學藝優等ノ者ニハ前一箇年ノ勉強ニ依リ試験ノ上手當金ヲ給與シ卒業ノ後本掛ヨリ奉職ヲ命スルコトアルヘシ

(第二章以下略)

學科は修身、唱歌、洋琴、風琴、箏、胡弓、専門樂器、和聲樂、音樂論、音樂史及音樂教授法とし修業年限を四箇年とした。

其後府縣に於て音楽唱歌の傳習を希望する者が多いので音楽取調掛に於ては明治十七年五月府縣派出傳習生規則を制定し、同年九月府縣派出音楽傳習生二十二人に入學を許した。

明治十八年二月九日府縣、各局、學校、館、院、所に對する文部省達號外を以て左の如く音楽取調掛が文部省所屬の音楽取調所とせられた。

文部省中音楽取調掛ノ儀自今本省ノ所屬トナシ音楽取調所ト改稱候條此旨相達候事

此後東京師範學校其他に教員を派出して音楽唱歌を傳習することは停止せられた。これは諸處の音楽教育が稍進歩したが爲である。

明治十八年七月十四日音楽取調所は上野公園地東四軒寺跡文部省用地教師館建物を修繕増築して之に移轉することとなつた。

明治十八年十二月二十八日左記文部省達を以て音楽取調所が音楽取調掛と改められ大臣官房の附屬となつた。

音楽取調所



今般其所ヲ音樂取調掛ト改メ大臣官房ノ附屬トス  
右相達候事

明治十九年四月エツケルトが満期となつたので在横濱和蘭人ソープレットが傭聘せられた。

### 第九項 體育に關する專門學校

官立體操傳習所に於ては明治十二年十一月東京大學豫備門に通議し、同校生徒に新設體操術を施行し、又地方公私學校教員等特志者に限り入場を許し新設體操術の初歩を傳習した。明治十三年三月樂人一人を雇ひ體操演習の間洋琴を合奏せしめた。同月東京外國語學校生徒に新設體操術を施行した。同年九月第二回の生徒九人を入學せしめた。又同月教規を改正し解剖學、生理學等を実習せしめ、又此月より生徒の餘暇を以て操櫓の術を練習せしめた。同年十一月文部省より生徒に歩兵操練の一科を教授すべき旨を命ぜられ、陸軍省に通議し教導團より教官として士官一人下士三人を招聘し毎週三回其教授を受くることとした。明治十四年四月生徒の操銃術較熟したから、陸軍戸山學校に通議し同校構内射的場を借受け一週一回生徒を派遣し實地射撃の技を練習せしめた。同年五月東京大學醫學部に通議し、同校貯備の屍體を讓受け生徒を派遣して實地人體解剖を學修せしめた。同年六月生徒二十一人が卒業した。そこで米國體操教師リローンドの雇を解き、卒業生四人を擧げて教授を擔當せしめ兼ねて文部省所轄學校の生徒に體操術を授けしめ、其他の卒業生は地方に派出して其教授に従事せしめた。同年九月教旨を更定し、本所を以て直轄學校學生生徒及府縣より派遣すべき傳習員等に體操術を授くる所とし、在來生徒は舊に依り給費を交付して卒業せしめた。又従前の教規を改め、體操術の副科を體育論講義、生理學、健全學、物理學、化學、英學とし加ふるに歩兵操典を以てした。

明治十五年一月傳習員規則を定め、六箇月を期し各府縣より傳習員を徵集して其業を始めた。三月新撰體操書及新制體操法を印行した。明治十六年五月文部省より命ぜられて從來我國劍術柔術の體育上に於ける利害を調査した。明治十七年一月從來の諸規則を廢し、更に傳習員規則文部省所轄學校學生生徒體操教授規則を定め、又一般學校教員にして職務の餘暇に體操術を修めんとするもの爲に新に別課傳習規則を設け、又公立諸學校に於て演習すべき歩兵操練科の程度方法及小學校に於て之を施行する適否を調査した。明治十八年十一月本所の教旨を改め兵式體操及輕體操教員たるべきものを養成するを目的とし、陸軍歩兵下士中に就て修業員を募集した。

明治十八年十二月體操傳習所は東京師範學校の附屬となつた。明治十九年末の調査に依れば本所の卒業生徒總數體操修業員二十六人傳習員百六十二人別課傳習員八十七人であつた。

## 第七款 大學教育及大學豫備教育附學位

### 第一項 大學教育附學位

明治十二年九月文學部の學科課程が左の如く改正せられた。(東京帝國大學五十年史に據る)

一 本部中ニハ即チ二學科ヲ設ク左ノ如シ

第一 哲學政治學及理財學科

第二 和漢文學科

一 第一及ヒ第二學科ハ其第一年ノ課程ト雖モ已ニ稍異ナル所アルヲ以テ同年ノ初ニ於テ生徒ヲシテ其專修スヘキ一學科ヲ撰定セシム

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



第二編 本論

一第一學科ハ第二第三兩年間ノ課程ニ載スル諸科目ヲ悉ク履修セシメ第四年ニ至リ哲學、政治學、理財學ノ中一課目ヲ撰テ專修セシメ且其餘ノ二課目及史學ノ中一課目ヲ撰テ兼修セシム

一第一學科第四年ノ英文學及漢文學ハ生徒ノ學フト否ラサルトハ其撰ニ任スト雖モ漢文章ヲ作ルノ業ハ必ラス之ニ從事セシムルモノトス

一第二學科ハ三年間和漢古今ノ文學ヲ專修セシムルヲ旨トシ且三年間英文學或ハ史學或ヒハ哲學ヲ兼修セシム

一別ニ佛書講義ノ一課目ヲ置キ文學部各級生徒ヲシテ隨意聽講セシム

第一年

和文學 一年間 每週二時

漢文學及作文 一年間 每週四時

史學(法國史 英國史) 一年間 每週三時

英文學及作文 一年間 每週四時

論理學 半年間 每週二時

心理學大意 半年間 每週二時

法蘭西語或獨逸語△ 一年間 每週三時

△ハ第一課ノミニ課ス

第一 哲學政治學及理財學科

第二年

哲學(哲學史 心理學) 一年間 每週四時

史學(英國憲史) 一年間 每週三時

和文學 一年間 每週二時

漢文學及作文 一年間 每週四時

英文學(文學史、作文及批評) 一年間 每週三時

法蘭西語或獨逸語 一年間 每週三時

第三年

哲學(道義學) 一年間 每週三時

政治學 一年間 每週三時

理財學 一年間 每週三時

史學(希臘史 羅馬史) 一年間 每週三時

和文學 一年間 每週二時

漢文學及作文 一年間 每週四時

英文學(作文及批評) 一年間 每週三時

第四年

哲學 一年間 每週五時

政治學及列國交際公法 一年間 每週四時

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



理財學 一年間 每週三時  
 史學 一年間 每週三時  
 漢文學及作文 一年間 每週三時  
 英文學(批評及解析) 一年間 每週三時  
 卒業論文

第二 和漢文學科

第二年

和文學及作文 一年間 每週五時  
 漢文學及作文 一年間 每週九時  
 英文學或史學或哲學 一年間 每週三時

第三年

和文學及作文 一年間 每週五時  
 漢文學及作文 一年間 每週十時  
 英文學或史學或哲學 一年間 每週三時

第四年

和文學及作文 一年間 每週五時  
 漢文學及作文 一年間 每週十一時

英文學或史學或哲學

一年間 每週三時

卒業論文(和漢兩文)

右の改正に依て史學哲學及政治學科が哲學政治學及理財學科と改められた。(從來經濟學と稱したものが此時理財學と改められた) 史學は從來歐米史學と題して教授せられて居たが、實は東西に兼渡らざるべからず、之が教授たる者は哲學に關する相當の造詣を有することを必要とするも此の如き人を得難きこと、又史學希望の學生殆ど有らざること、及理財學は學生に於ても希望する者少からず、之が教授たる者は外國人を以てするも差支なきことといふのが改正の理由であつた。

明治十二年に法學部の課程が左の如く改正せられた。

一本部ハ本邦ノ法律ヲ教フルヲ本旨トシ旁ラ支那、英吉利、法蘭西等ノ法律ノ大綱ヲ授クルコトトス

第一年

英文學及作文  
 論理學  
 心理學大意  
 史學(法國史、英國史)  
 和文學及作文  
 漢文學及作文

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



法蘭西語

第二年

日本古代法律(沿革史)

日本現行法律(刑法 擬律)

英吉利法律(緒論 結約法)

英吉利法律(刑論 不動產法 結約法)

英吉利法律(刑論 不動產法 結約法)

英吉利國憲

法蘭西語

第三年

日本古代法律

日本現行法律(訴訟演習)

英吉利法律(結約法 衡平法 訴訟法 證據法)

英吉利法律(海運法 家族法 訴訟演習)

法蘭西法律要領(刑法)

第四年

日本古代法律

日本現行法律

英吉利法律(海上保險法 訴訟演習)

列國交際法(公法 私法)

法論

法蘭西法律要領(民法)

支那法律要領(唐、明、清律ノ大意)

卒業論文

明治十三年四月醫學部製藥學本科及通學生を合併して製藥學科とすることとした。これは本科は豫科を通じて八箇年の課程にして程度高く、之が教員としては多くの外國人を招聘するが爲經費を要すること少からざるに拘らず、生徒の員數甚だ少なく極めて不經濟たるを免れず、通學生は二箇年の課程にして程度低きに過ぎ、生徒員數も亦少きを以て本科と通學生とを併せて一科となし、學科課程を折衷し、高きに失せず低きに過ぎざらしめ又經費の節減を爲さんとする趣旨に出でたものであつた。但現在生徒は其卒業に至るまで従前の規定に依らしむることとした。

製藥學科は修業年限を三箇年とし年齢十八年以上にして英佛獨の内何れか一部の文を略ぼ讀得る者に入學試験を行ひ入學せしめた。

製藥學科の課程は左の如くであつた。

製藥學科課程

第一學期

植物學(植物形狀學植物解剖學及植物生理學)

每週六時

動物學

每週三時

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



第二編 本論

物理學 (メカニク、光學、音響學)

每週六時

無機化學

每週六時

第二學期

植物學 (藥用必要、植物各論)

每週六時

礦物學

每週三時

物理學 (光線學及越歴學)

每週六時

有機化學

每週六時

第三學期

藥品學

每週三時

製藥化學

每週三時

化學實地演習 (定性分析)

第四學期

藥品學

每週三時

製藥化學

每週三時

化學實地演習 (定量分析)

第五學期

實地演習 (製藥化學、アレバラ、ト製藥及分析術)

顯微鏡用法

每週三時

第六學期

調劑實用

藥品試驗及鑑定

明治十三年に於ける法學部の課程は左の如くであつた。

第一部ハ本邦ノ法律ヲ教フルヲ本旨トシ旁ラ英吉利法蘭西等ノ法律ノ大綱ヲ授クルコトトス

第一年

英文學及作文

一年間 每週四時

論理學

半年間 每週二時

心理學大意

半年間 每週二時

史學 (法國史、英國史)

一年間 每週三時

和文學

一年間 每週二時

漢文學及作文

一年間 每週四時

法蘭西語

一年間 每週三時

第二年

日本古代法律

一年間 每週二時

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



第二編 本 論

日本現行法律(刑法)

英吉利法律(精論 不動產法 刑法)

英吉利國憲

法蘭西語

一年間 每週二時

一年間 每週六時

一學期 每週三時

一年間 每週三時

第三年

日本古代法律(大寶令)

日本現行法律(治罪法 訴訟演習)

英吉利法律

法蘭西法律要領(刑法)

法蘭西法律要領(民法)

第四年

日本古代法律(大寶令)

日本現行法律(治罪法 訴訟演習)

英吉利法律(海上保險法 訴訟演習)

列國交際法(公法 私法)

法 論

一年間 每週三時

一年間 每週一時

一年間 每週二時

一年間 每週二時

一年間 每週三時

一年間 每週三時

法蘭西法律要領(民法)  
卒業論文

一年間 每週三時

明治十三年八月法理文三學部に於て學士にして既に卒業せし學科を更に深く研究せんと欲する者の爲左の如く學士研究科を置くこととした。(東京帝國大學五十年史に據る)

學士研究科規則

第一條 本部ノ學士ニシテ既ニ卒業セシ學科ヲ更ニ深く研究セント欲スル者ハ願ニヨリ之ヲ許ス

但本部ノ都合ニヨリ或ハ許可セサル事モアルヘシ

第二條 學資ハ總テ自辨タルヘシ

第三條 圖書器械藥品等ノ貸付及給付ハ都テ生徒同様タルヘシ

第四條 研究ノ期限ハ一ケ年ヨリ少カラスニケ年ヨリ多カラサルヘシ

但研究期限内疾病或ハ事故ニヨリ數月間缺席スル事アルモ期限ハ決シテニケ年ヲ超ユヘカラス

第五條 寄宿舎ノ都合ニヨリ寄宿ヲ許ス事アルヘシ

第六條 保證人ヲ設ケ授業料ヲ納ムルヲ要セス

第七條 研究滿期ニ際シ在學中研究セル課目ニ就キ論文ヲ作り該學科ノ教授ヘ出シ校閱ヲ乞フヘシ(此條明治十三年

九月一日追加)

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



明治十三年九月理學部の學科課程が左の如く改正せられ地質學及採鑛學科が地質學科と採鑛冶金學科とに分たるることとなつた。

一 本部中ニハ即チ六學科ヲ設ク左ノ如シ

第一 化學科

第二 數學物理學及星學科

第三 生物學科

第四 工學科

第五 地質學科

第六 採鑛冶金學科

一 第一年ノ課程ハ各學科異同アルコトナシ而シテ後三年間ハ本人ノ撰ニ任セ一學科ヲ專修セシム

一 各學科第三年及第四年生徒ノ爲メニ漢文學ノ講義ヲ設ケ隨意聽講セシム

諸學科

第一年

數學(代數幾何)

一年間 每週四時

重學大意

二學期 每週二時

星學大意

一學期 每週三時

化學(無機實驗)

一年間 每週四時

金石學大意

半年間 每週二時

地質學大意

半年間 每週二時

畫學

一年間 每週二時

論理學

半年間 每週二時

心理學大意

半年間 每週二時

英吉利語

一年間 每週四時

第一化學科

第二年

分析化學(檢質分析)

一年間 每週五時

有機化學

一年間 每週二時

物理學

一年間 每週四時

金石學

一年間 每週二時

英吉利語

一年間 每週二時

法蘭西語或獨逸語

一年間 每週二時

第三年

分析化學(定量分析)

一年間 每週三時

製造化學

一年間 每週三時

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



第二編 本論

一年間 每週四時

一年間 每週三時

一年間 每週二時

冶金學

物理學

法蘭西語或獨逸語

第四年

分析化學(定量分析 試金)

一年間 每週三時

製造化學

一年間 每週三時

卒業論文

第二 數學、物理學及星學科

一本科ハ數學物理學星學ノ三學ニ就キ各年共ニ其課目同一ナラサルヲ以テ生徒ヲシテ第二年ノ初ニ於テ三學中ヨリ專修スヘキ一學ヲ撰ハシム

第二年

純正數學

一年間 每週八時

物理學

一年間 每週六時

星學

一年間 每週六時

重學

一年間 每週四時

分析化學(フ)

一年間 每週三時

英吉利語

一年間 每週二時

法蘭西語或獨逸語

一年間 每週二時

第三年

純正數學(ス、セ)

一年間 每週三時

應用數學

一年間 每週四時

物理學

一年間 每週六時

分析化學(フ)

一年間 每週四時

星學(ス、セ)

一年間 每週六時

法蘭西語或獨逸語

一年間 每週二時

第四年

純正數學(ス、セ)

一年間 每週五時

應用數學

一年間 每週五時

物理學

一年間 每週八時

星學(ス、セ)

一年間 每週六時

卒業論文

フ印ハ物理學生學修ノモノ

セ印ハ星學生學修ノモノ

ス印ハ數學學生學修ノモノ

無印ハ本科總生徒學修ノモノ

第三 生物學科

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



第二編 本論

三三二

一本科ハ第四年即チ最後ノ一年間ニ更ニ本人ノ撰ニ任セ動物學或ハ植物學ノ一課目ヲ專修セシム

第二年

- 動物學 一年間 每週八時
- 植物學 一年間 每週八時
- 生理化學 半年間 每週二時
- 英吉利語 一年間 每週二時
- 法蘭西語或獨逸語 一年間 每週二時

第三年

- 動物學 一年間 每週十時
- 植物學 一年間 每週十時
- 古生物學 一年間 每週二時
- 法蘭西語或獨逸語 一年間 每週二時

第四年

- 動物學 一年間 每週三六時
- 植物學 一年間 每週三時

卒業論文

第四工學科

一本科ハ第四年即チ最後ノ一年間ニ更ニ本人ノ撰ニ任セ機械工學或ハ土木工學ノ一課目ヲ專修セシム

第二年

- 數學 一年間 每週五時
- 重學 一年間 每週四時
- 物質強弱論 一學期 每週二時
- 陸地測量(講義 野外及館内實驗) 一年間 每週四時
- 物理學 一年間 每週四時
- 機械圖 一年間 每週四時
- 英吉利語 一年間 每週二時
- 法蘭西語或獨逸語 一年間 每週二時

第三年

- 熱動學及蒸氣機關學 一年間 每週二時
- 結構強弱論 一年間 每週二時
- 機械學 一年間 每週二時
- 道路及鐵道測量及構造 一年間 每週六時
- 物理學 一年間 每週三時
- 機械圖 一年間 每週四時

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで

三三四



第二編 本論

法蘭西語或獨逸語

一年間 每週二時

第四年

機械工學

機械計畫製圖實驗

材料試驗

機械所實驗

卒業論文

土木工程學

橋梁構造

測地術(講義 野外及館内實驗)

海上測量

治水工學

造營學

應用地質學

卒業論文

一年間 每週二時

二學期 每週三時  
一年間 每週一時

第五 地質學科

第二年

地質沿革論

金石學

金石識別

檢質分析

吹管檢質分析

採礦學

陸地測量及地誌圖

動物學

植物學

地質巡檢

英吉利語

法蘭西語或獨逸語

一年間 每週二時

一年間 每週二時

一年間 每週一時

一年間 每週五時

一年間 每週二時

一年間 每週三時

一年間 每週四時

一年間 每週二時

一年間 每週二時

一年間 每週二時

一年間 每週二時

一年間 每週二時

第三年

古生物學

岩石識別實驗

化學識別實驗

地質測量及變動地質學

一年間 每週二時

一年間 每週一時

一年間 每週二時

一年間 每週二時

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



第二編 本論

石質學

一年間 每週一時

定量分析

一年間 每週十時

地質巡檢

法蘭西語或獨逸語

一年間 每週二時

第四年

岩石識別實驗

一年間 每週二時

化石識別實驗

一年間 每週三時

岩石及金石顯微鏡查察(講義及實驗)

一年間 每週三時

地質測量及表面地質學

一年間 每週三時

應用地質學

一年間 每週一時

地質巡檢

卒業論文

第六 採礦冶金學科

第二年

採礦學

一年間 每週三時

金石學

一年間 每週二時

石質學

一年間 每週一時

陸地測量

一年間 每週四時

應用重學

一年間 每週四時

金石識別

一年間 每週一時

檢質分析

一年間 每週八時

機械圖

一年間 每週二時

英吉利語

一年間 每週二時

法蘭西語或獨逸語

一年間 每週二時

第三年

冶金學

一年間 每週四時

吹管檢質分析

一年間 每週三時

鑛礦淘汰法

一年間 每週二時

定量分析

一年間 每週十時

機械圖

一年間 每週二時

地質沿革論

一年間 每週二時

鑛山操業ノ實驗

一年間 每週二時

法蘭西語或獨逸語

一年間 每週二時

第四年

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで







英吉利法律  
代理法 海證法 訴訟法 衡平法 社會法 訴流證書法 買賣法 家族法 訴訟演習

一年間 每週十時

佛蘭西法律(刑法)

一年間 每週三時

第四年

日本古代法律

一年間 每週一時

日本現行法律(治罪法 訴訟演習)

一年間 每週三時

英吉利法律(海上保險法 訴訟演習)

一年間 每週二時

國際法(公法 私法)

一年間 每週三時

法理學

一年間 每週三時

佛蘭西法律(民法)

一年間 每週三時

卒業論文(邦文漢文若英文)

右の如く此時初めて法學通論の課目を第一年に加へたのであつた。又法論が法理學、列國交際法が國際法と改められた。

明治十四年七月醫學部別課醫學の課程が左の如く改正せられた。これは課程を整備し從來よりも優等の生徒を養成せんとする趣旨に出でたものであつた。

東京大學醫學部別課醫學科課程

一 修業年限ヲ四ヶ年トス

一 學科目左ノ如シ

物理學	無機化學
有機化學	動物學
植物學	解剖學及實地演習
組織學	生理學
局處解剖學	藥物學
內科通論	外科通論
內科各論	外科各論
內科臨床講義	外科臨床講義
病體解剖學	外科手術學
內外科外來患者臨床講義	眼科學
眼科臨床講義	診斷法
處方學	繙帶學
產科學	產科臨床講義
小兒科	皮膚及微毒論

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



第二編 本論  
裁判醫學  
精神病

衛生學  
婦人病論

明治十四年八月東京大學本科生は爾後學生と稱すべきこととなつた。是より文部省に於ても大學本科生以上の者は之を學生と稱し其他の者は之を生徒と稱して之を區別するに至つた。

明治十四年九月左の如く理學部の學科課程が改正せられ、數學、物理學及星學科が數學科、物理學科、星學科の三學科に分かたれることとなつた。

〔數學科〕

第二年  
純正數學  
應用數學  
星學(理論及實驗)  
物理學  
英吉利語  
獨乙語  
第三年  
純正數學  
應用數學  
星學(理論)

物理學  
獨乙語  
純正數學  
應用數學  
星學(理論)  
卒業論文(英文)  
〔物理學科〕  
第二年  
純正數學  
重學  
物理學  
分析化學  
英吉利語  
獨乙語  
第三年  
純正數學  
應用數學  
物理學  
分析化學  
獨乙語  
第四年  
純正數學  
應用數學  
物理學  
物理學  
星學(實驗)



卒業論文(英文)

〔星學科〕

第二年

星學理論

純正數學

重學

英吉利語

第三年

星學理論

純正數學

物理學

第四年

星學理論

純正數學

卒業論文(英文)

星學實驗

物理學

獨乙語

星學實驗

應用數學

獨乙語

星學實驗

應用數學

明治十四年九月理文二學部學生をして自今必ず獨逸語を兼修せしむることとした。これは獨逸の學術が漸く我學界に

重んぜられんとする傾向を示すものである。

明治十四年九月文學部の學科課程が左の如く改められた。(東京帝國大學五十年史に據る)

一 本部中ニハ即チ三學科ヲ設ク左ノ如シ

第一 哲學科

第二 政治學及理財學科

第三 和漢文學科

一 第一年ノ課程ニ於テハ哲學科並ニ政治學及理財學科共ニ異同アル事ナシ而シテ後三年間ハ學生ノ自選ニ任セ一學科ヲ專修セシム

一 和漢文學科ハ其第一年ノ課程ト雖モ已ニ他ノ二學科ト稍異ナル所アルヲ以テ同年ノ初ニ於テ學生ヲシテ先ツ本學科ヲ專修スヘキヲ決定セシム

諸學科

第一年

和文學

漢文學及作文

史學

英文學及作文

一年間 每週二時

一年間 每週四時

一年間 每週三時

一年間 每週四時

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



第二編 本論

論理學 一年間 每週二時  
法學通論 一年間 每週二時  
獨逸語 × 一年間 每週三時

× II 哲學科并ニ政治學及理財學科學生ノミニ課ス

第一哲學科

第二年

哲學 (哲學史 世應學) 一年間 每週六時  
史學 (心理學) 一年間 每週三時  
和文學 一年間 每週二時  
漢文學及作文 一年間 每週四時  
英文學 (文學史 作文及批評) 一年間 每週三時  
獨逸語 一年間 每週三時

第三年

哲學 (近世哲學 印度及支那哲學) 一年間 每週七時  
生理學 一年間 每週三時  
和文學 一年間 每週二時  
漢文學及作文 一年間 每週三時

英文學 (作文及批評)

獨逸語

第四年

哲學 (心理學 道義學 審美學) 一年間 每週十時  
作文 (漢文) 一年間 每週二時  
卒業論文 (邦文漢文若英文)

第二 政治學及理財學科

第二年

理財學 一年間 每週四時  
史學 (史論) 一年間 每週三時  
和文學 一年間 每週二時  
漢文學及作文 一年間 每週四時  
英文學 (文學史 作文及批評) 一年間 每週三時  
獨逸語 一年間 每週三時

第三年

政治學 (政治學 行政學) 一年間 每週四時  
理財學 (理財學 日本古今法制) 一年間 每週四時  
理財學 (理財學 日本財政論)

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



第二編 本論

國際公法

一學期 每週三時

和文學

一年間 每週二時

漢文學及作文

一年間 每週四時

獨逸語

一年間 每週三時

第四年

政治學(行政學 日本古今法制)

一年間 每週四時

理財學(理財學 日本財政論)

一年間 每週四時

法理學

一年間 每週三時

作文(漢文)

一年間 每週二時

卒業論文(邦文漢文若英文)

第三 和漢文學科

第二年

和文學及作文

一年間 每週五時

漢文學及作文

一年間 每週七時

史學(史論)

一年間 每週三時

哲學(哲學史 世應學 心理學)

一年間 每週六時

第三年

和文學及作文

一年間 每週五時

漢文學及作文

一年間 每週八時

哲學(近世哲學 印度及支那哲學)

一年間 每週七時

第四年

和文學及作文

一年間 每週五時

漢文學及作文

一年間 每週八時

哲學(道義學 審美學 印度及支那哲學)

一年間 每週七時

卒業論文(和漢兩文)

明治十五年に於ける法學部の課程は左の如くであつた。

一本部ハ本邦ノ法律ヲ教フルヲ主旨トシ傍ラ英吉利佛蘭西等ノ法律ノ大綱ヲ授クルモノトス

第一年

法學通論

一年間 每週三時

羅馬法

二學期 每週二時

論理學

半年間 每週二時

史學

一年間 每週三時

和文學

一年間 每週二時

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



漢文學及作文  
英文學及作文  
佛蘭西語

一年間 每週四時  
一年間 每週四時  
一年間 每週三時

第二年

日本古代法律  
日本現行法律(刑法)  
英吉利法律(財產法 結約法 私犯法 商法)  
佛蘭西語

一年間 每週二時  
一年間 每週三時  
一年間 每週七時  
一年間 每週三時

第三年

日本古代法律  
日本現行法律(治罪法 訴訟法 訴訟演習)  
國法學  
英吉利法律(商法 衡平法 海上法)  
佛蘭西法律(民法)

一年間 每週一時  
一年間 每週四時  
一年間 每週四時  
一年間 每週七時  
一年間 每週三時

第四年

日本古代法律(大寶令)  
日本現行法律(治罪法 訴訟法 訴訟演習)

一年間 每週一時  
一年間 每週四時

英吉利法律(訴訟法 證據法)  
國際法(公法私法)  
法理學  
佛蘭西法律(刑法)  
卒業論文(邦文漢文若英文)

一年間 每週三時  
一年間 每週三時  
一年間 每週三時  
一年間 每週三時

のであつた。

右の如く第一年の課程に新に羅馬法を加へ、第二年の課程より英國國憲を削り、第三年の課程に新に國法學を加へた

明治十五年一月理學部化學科及生物學科の課程が左の如く改正せられた。

〔化學科〕

第二年

分析化學(檢質分析)  
有機化學 物理學  
金石學 吹管分析  
英吉利語 獨逸語

〔生物學科〕

第二年

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



動物學	植物學
生理化學	英吉利語
獨逸語	羅甸語
第三年	
動物學	植物學
古生物學	生理學
獨逸語	

明治十五年一月別課醫學科の課程が左の如く改正せられた。

東京大學醫學部別課醫學徒學科課程

第一期

物理學	一週間	九時
動物學		四時
解剖學		九時
第二期		
無機化學	一週間	六時
植物學		四時

解剖學及實地演習

物理學

第三期

組織學

生理學及胎生學

有機化學

第四期

藥物學及處方學

內科通論

外科通論

第五期

內科各論

外科各論

內科臨床講義

外科臨床講義

眼科學

〔病體解剖學〕

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



(診斷法)

第六期

三時

内科各論

一週間

六時

外科各論

五時

外科臨床講義

三時

眼科臨床講義

三時

内科臨床講義

三時

(局所解剖學)

三時

醫用器械學

二時

第七期

產科學

一週間

四時

内科臨床講義

六時

外科臨床講義

六時

眼科臨床講義

三時

内外科外來患者臨床講義

六時

(小兒科)

六時

(皮膚病及微毒論)

第八期

内科臨床講義

一週間

六時

外科臨床講義

六時

内外科外來患者臨床講義

六時

[産科臨床講義]

五時

(裁判醫學及衛生學)

五時

(精神病)

三時

(外科手術論)

三時

(婦人病論)

三時

解説

一 標中無印ニシテ時間ヲ記シタル項ハ盡ク正科ナルヲ以テ此各項ハ試業ヲ經及第セサレハ理科試業及卒業ノ證書ヲ與ヘサル者トス

一 「」此印アル各項ハ前條ニ等シキ正科ナリト雖トモ教場教員ノ都合アリテ未タ實施セサル者ナリ

一 ( ) 此印アル各項ハ必用ノ學科ナリト雖トモ概ネ正科試業問題中ニ包含スルヲ以テ特別ノ試業ヲ要セサル者トス但時間ヲ記スル者ハ現今授業スル者ニシテ記セサル學科ハ當分缺クモノナリ

義に明治九年東京醫學校を卒業したる者は其實力に於て東京大學醫學部卒業者と軒輊する所なきに拘らず大學卒業者



に非ざるを以て醫學士の稱號を授與せられなかつたが、明治十五年五月二十五日に至り舊東京醫學校卒業生二十九名に對し准醫學士と稱することを許された。(文部省第十年報に據る)

明治十五年二月觀象臺が天文臺及氣象臺に分たることとなつた。觀象臺に於ては當初天文に關する觀測と氣象に關する觀測とを併せ行つて居たが、此兩者は其性質相同じからざるものがあるので、今回之を分つこととしたのである。明治十五年九月及十二月の兩度に文學部の學科課程に改正が施されたが、其結果定められた學科課程は左の如くであつた。

一 本部中ニハ即チ三學科ヲ設ク左ノ如シ

第一 哲學科

第二 政治學及理財學科

第三 和漢文學科

一 第一年ノ課程ニ於テハ哲學科並ニ政治學及理財學科共ニ異同アル事ナシ而シテ後三年間ハ學生ノ自選ニ任セ一學科ヲ專修セシム

一 和漢文學科ハ其第一年ノ課程ト雖已ニ他ノ二學科ト稍異ナル所アルヲ以テ同年ノ初メニ於テ學生ヲシテ先ツ本學科ヲ專修スヘキヲ決定セシム

諸學科

第一年

和文學	一年間	每週二時
漢文學及作文	一年間	每週四時
史學	一年間	每週三時
英文學及作文	一年間	每週四時
論理學	一年間	每週二時
法學通論	一年間	每週三時
獨逸語	一年間	每週三時

× 哲學科并ニ政治學理財學科學生ノミニ課ス

第一 哲學科

第二年

東洋哲學(哲學史)	一年間	每週一時
西洋哲學(哲學史 世應學)	一年間	每週六時
史學(史論)	一年間	每週三時
和文學	一年間	每週二時
漢文學及作文	一年間	每週四時
英文學(文學史 作文及批評)	一年間	每週四時
獨逸語	一年間	每週三時

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



第二編 本論

第三年

東洋哲學(印度及支那哲學)

一年間 每週四時

西洋哲學(近世哲學)

一年間 每週三時

生理學

一年間 每週三時

和文學

一年間 每週二時

漢文學及作文

一年間 每週四時

作文(英文)

一年間 每週二時

獨逸語

一年間 每週三時

第四年

東洋哲學(印度及支那哲學)

一年間 每週四時

西洋哲學(心理學 道義學 審美學)

一年間 每週六時

作文(漢文)

一年間 每月二度

卒業論文(邦文漢文若英文)

第二 政治學及理財學科

第二年

統計學

一年間 每週二時

理財學

一年間 每週四時

史學(史論)

一年間 每週三時

和文學

一年間 每週二時

漢文學及作文

一年間 每週四時

作文(英文)

一年間 每週二時

獨逸語

一年間 每週三時

第三年

日本古今法制論

一年間 每週一時

國法學

一年間 每週三時

理財學

一年間 每週三時

日本財政論

一年間 每週一時

國際公法

二學期 每週三時

和文學

一年間 每週二時

漢文學及作文

一年間 每週四時

獨逸語

一年間 每週三時

第四年

日本古今法制論

一年間 每週一時

行政學

一年間 每週三時

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



第二編 本 論

理 財 學	一年間 每週三時
日本財政論	一年間 每週一時
法 理 學	一年間 每週三時
作 文 (漢文)	一年間 每月二度
卒業論文 (邦文漢文若英文)	

第三 和漢文學科

第二 年

和文學及作文	一年間 每週五時
漢文學及作文	一年間 每週七時
史 學 (史論)	一年間 每週三時
東 洋 哲 學 (哲學史)	一年間 每週一時
西 洋 哲 學 (哲學史 世應學)	一年間 每週六時
第三 年	
和文學及作文	一年間 每週五時
漢文學及作文	一年間 每週八時
東 洋 哲 學 (印度及支那哲學)	一年間 每週四時
西 洋 哲 學 (近世哲學)	一年間 每週三時

第四 年

和文學及作文	一年間 每週五時
漢文學及作文	一年間 每週八時
東 洋 哲 學 (印度及支那哲學)	一年間 每週四時
西 洋 哲 學 (道義學 審美學)	一年間 每週三時
卒業論文 (和漢文)	

明治十五年九月文學部附屬古典講習科が設置せられた。總理加藤弘之は當時世を擧げて歐米文化の輸入に汲々とし、爲に我國固有の學問の漸く衰へんとするの風あるを慨し、豫てより和學講習を専門とする一科を文學部中に設けんとするの意あり、文部省に請ふ所があつたが、其容るる所とならず、是に至つて漸く文學部附屬として古典講習科の新設を見ることとなつたのである。

古典講習科の修業年限は三箇年とし、年齢二十年以上三十年以下にして左の課目の試業に合格したる者を入學せしめた。(官費生二十二名自費生十八名を限り入學せしめた)

一 古語拾遺辨書二章

一 土佐日記答辨三條 本文ヲ白讀セシメ其中ノ文理又ハ語釋ヲ問フテ答辨セシム

一 白文唐宋八家文 句讀ヲ施シ句點ヲ附セシム

課程は左の如きものであつた。

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



一 古典講習科ノ課程ヲ三週年トシ六期ニ區分ス

一 當科中正史、雜史、法制、故實、辭章、事實考證、作文詠歌、支那法制、支那歷史、漢文、卒業作文ノ十一課目ヲ立テ之ヲ兼修セシム

六期ニ於テ講習スル課目即チ左ノ如シ

第一期

法	雜	正	作	漢	支	辭	故	法	雜	正
制	史	史	文	文	那	章	實	制	史	史
			詠	法	歷					
			歌	文	史					
			第							
			二							
			期							

作	漢	支	辭	故
文	文	那	法	實
詠	法			
歌	文			
第				
三				
期				

作	支	辭	法	雜	正
文	那				
詠	法				
歌	制				
第					
四					
期					

辭	法	雜	正
制	史	史	
章			



支那法制  
作文詠歌  
第五期

正史  
雜史  
法制  
辭章  
支那法制  
事實考證文案  
作文詠歌  
第六期

正史  
雜史  
法制  
辭章  
支那法制  
事實考證文案

作文詠歌  
卒業論文

明治十五年十二月醫學部本科の課程が左の如く改正せられた。

東京大學醫學部醫學學生學科課程

一等學生

冬學期

外科各論  
内科各論  
内科臨床講義  
外科臨床講義  
眼科學  
產科或ハ婦人科  
眼科臨床講義  
裁判醫學  
醫史

夏學期

外科各論  
内科各論  
内科臨床講義  
外科臨床講義  
眼科學  
精神病或ハ產科模型演習  
眼科臨床講義  
醫史

二等學生

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



冬學期

外科各論  
 内科各論  
 内科臨床講義  
 外科臨床講義  
 局處解剖學  
 眼科學  
 (隔年) 產科或八婦人科  
 眼科臨床講義

三等學生

冬學期

外科總論  
 内科總論  
 藥劑學  
 內外科臨床講義

四等學生

夏學期

外科各論  
 内科各論  
 内科臨床講義  
 外科臨床講義  
 局處解剖學  
 眼科學  
 (隔年) 精神病學或八產科模型演習  
 眼科臨床講義

夏學期

外科總論  
 器械繙帶學  
 內外科臨床講義  
 診斷法  
 病體解剖學

冬學期

生理學  
 解剖實地演習  
 分析術

五等學生

冬學期

物理學  
 解剖學  
 化學  
 解剖實地演習

夏學期

生理學及胎生學  
 分析術  
 組織學顯微鏡用法

夏學期

解剖學  
 物理學  
 化學

明治十五年十二月又理學部の課程中に改正が行はれた。即ち第一年の課程に物理學を、化學科第三年の課程に化學原理を、工學科第二年の課程に冶金學を加へ、工學科土木工學科第四年、探鑛冶金學科第四年、地質學科第四年の課程中より何れも應用地質學を除き、地質學科第四年の課程に鑛物床形論を加へたのであつた。

明治十六年に於ける法學部の課程は左の如くであつた。

一部部ハ本邦ノ法律ヲ教フルヲ主旨トシ傍ラ英吉利佛蘭西獨乙等ノ法律ノ大綱ヲ授クルモノトス

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



第二編 本論

第一年

日本古代法律(大意)	(二)學期 每週二時
日本現行法律(刑法)	一年間 每週二時
法學通論	一年間 每週三時
羅馬法	一年間 每週一時
英吉利法律(契約法)	一年間 每週三時
論理學	半年間 每週二時
漢文學及作文	一年間 每週四時
佛蘭西語	一年間 每週三時
第二年	
日本古代法律	一年間 每週二時
日本現行法律(刑法)	一學期 每週二時
英吉利法律(財產法 私犯法)	一年間 每週五時
佛蘭西法律(民法)	一年間 每週三時
佛蘭西語	一年間 每週三時
第三年	
日本古代法律	一年間 每週一時

日本現行法律(治罪法 訴訟法)	一年間 每週四時
英吉利法律(商法海上法)	(一)學期 每週三時
佛蘭西法律	(二)學期 每週四時
國法學(國法總論 憲法)	一年間 每週三時
第四年	
日本古代法律	一年間 每週一時
日本現行法律(治罪法 訴訟法)	一年間 每週四時
英吉利法律(海上法 訴訟法)	(一)學期 每週四時
佛蘭西法律(刑法 行政法)	(二)學期 每週三時
國際法(國際私法)	一年間 每週四時
國際法(國際公法)	一年間 每週三時
法理學	一年間 每週三時
卒業論文(邦文 漢文 英文)	一年間 每週三時

從來は「本部ハ本邦ノ法律ヲ教フルヲ主旨トシ傍ラ英吉利佛蘭西等ノ法律ノ大綱ヲ授クルモノトス」とあつたのを今回は「本部ハ本邦ノ法律ヲ教フルヲ主旨トシ傍ラ英吉利佛蘭西獨乙等ノ法律ノ大綱ヲ授クルモノトス」と改めたのを見ても獨逸法學の研究が次第に行はれつつあつたことが判る。

明治十六年に於ける理學部各學科の課程は左の如くであつた。



一 本部中ニハ即チ八學科ヲ設ク左ノ如シ

- 第一 數學科
- 第二 物理學科
- 第三 化學科
- 第四 生物學科
- 第五 星學科
- 第六 工學科
- 第七 地質學科
- 第八 採鑛冶金學科

一 第一年ノ課程ハ各學科異同アルコトナシ而シテ後三年間ハ學生ノ自撰ニ任セ一學科ヲ專修セシム

諸學科

第一年

- 數學 (代數幾何) 一年間 每週四時
- 物理學 半年間 每週二時
- 重學大意 二學期 每週二時
- 星學大意 一學期 每週三時
- 化學 (無機實驗) 一年間 每週四時

- 金石學大意 半年間 每週二時
- 地質學大意 半年間 每週二時
- 畫學 一年間 每週二時
- 論理學 半年間 每週二時
- 英吉利語 一年間 每週四時

第一數學科

第二年

- 純正數學 一年間 每週九時
- 應用數學 (重學) 一年間 每週四時
- 星學 (理論及實驗) 一學期 每週三時
- 物理學 一年間 每週六時
- 英吉利語 一年間 每週二時
- 獨逸語 一年間 每週二時

第三年

- 純正數學 一年間 每週五時
- 應用數學 一年間 每週四時
- 星學 (理論) 一年間 每週三時

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



第二編 本論

物理學 一年間 每週六時  
獨逸語 一年間 每週二時

第四年  
純正數學 一年間 每週五時  
應用數學 一年間 每週五時

星學(理論) 一年間 每週三時  
卒業論文(邦文漢文若英文)

第一物理學科

第二年  
純正數學 一年間 每週五時  
重學 一年間 每週四時

物理學 一年間 每週六時  
分析化學 一年間 每週三時

英吉利語 一年間 每週二時  
獨逸語 一年間 每週二時

第三年  
純正數學 一年間 每週三時

應用教學 一年間 每週四時  
物理學 一年間 每週六時  
分析化學 一年間 每週四時  
獨逸語 一年間 每週二時

第四年

應用數學 一年間 每週五時  
物理學 一年間 每週八時

星學(實驗) 一年間 每週三時  
卒業論文(邦文漢文若漢文)

第三化學科  
第二年  
分析化學(檢質分析) 一年間 每週十二時  
有機化學 一年間 每週二時

物理學 一年間 每週四時  
金石學 一年間 每週二時  
吹管分析 一年間 每週三時  
英吉利語 一年間 每週二時

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



第二編 本論

獨逸語

一年間 每週二時

第三年

分析化學(定量分析)

一年間每週十二時

製造化學

一年間 每週九時

化學原理

一年間 每週一時

冶金學

一年間 每週四時

物理學

一年間 每週三時

獨逸語

一年間 每週二時

第四年

分析化學(定量分析試金)

一年間每週二時

製造化學

一年間 每週九時

卒業論文(邦文漢文若英文)

第四 生物學科

一本科ハ第四年即チ最後ノ一年間ニ更ニ學生ノ自撰ニ任セ動物學或ハ植物學ノ一課目ヲ專修セシム

第二年

動物學

一年間 每週八時

植物學

一年間 每週八時

生理化學

半年間 每週二時

英吉利語

一年間 每週二時

羅甸語

一年間 每週二時

第三年

動物學

一年間 每週十時

植物學

一年間 每週十時

古生物學

一年間 每週二時

生理學

一年間 每週三時

獨逸語

一年間 每週三時

第四年

動物學

一年間每週三六時

植物學

一年間每週二十時

卒業論文(邦文漢文若英文)

第五 星學科

第二年

星學理論

一年間 每週三時

星學實驗

一年間 每週三時

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで



純正數學	一年間 每週九時
物理學	一年間 每週六時
重學	一年間 每週四時
英吉利語	一年間 每週二時
獨逸語	一年間 每週二時
第三年	
星學理論	一年間 每週三時
星學實驗	一年間 每週三時
純正數學	一年間 每週三時
應用數學	一年間 每週四時
物理學	一年間 每週六時
獨逸語	一年間 每週二時
第四年	
星學理論	一年間 每週三時
星學實驗	一年間 每週三時
純正數學	一年間 每週五時
應用數學	一年間 每週五時

卒業論文(邦文漢文若英文)

第六 工學科

一本科ハ第四年即チ最後ノ一年間ニ更ニ學生ノ自撰ニ任セ機械工學或ハ土木工學ノ一課目ヲ專修セシム

第二年

數學	一年間 每週五時
重學	一年間 每週四時
物質強弱論	一學期 每週二時
陸地測量(講義 野外及館内實驗)	一年間 每週四時
物理學	一年間 每週一時
冶金學	一年間 每週四時
機械圖	一年間 每週二時
英吉利語	一年間 每週二時
獨逸語	一年間 每週二時
第三年	
熱動學及蒸氣機關學	一年間 每週二時
結構強弱論	一年間 每週二時
機械學	一年間 每週二時

第三章 明治十九年諸學校令整頓に至るまで